



# 市役所案内



市役所案内

## 市庁舎案内

### 市庁舎

#### 時間

月～金曜日 ①午前8時30分～午後5時  
※休業日：土・日曜日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

#### 交通アクセス

京成津田沼駅より徒歩7分

#### 所在地

鷺沼2丁目1番1号 ☎451-1151 (代表)



### JR津田沼駅南口連絡所

#### 受付時間

月～金曜日 ①午前10時～午後8時  
第2土曜日・第4日曜日 ②午前10時～午後6時30分  
※休業日：土・日曜日(第2土曜日、第4日曜日を除く)、  
祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

#### 交通アクセス

JR津田沼駅南口より徒歩5分

#### 所在地

谷津1丁目16番1号 モリシア津田沼レストラン棟7階  
☎403-0343



〈広告〉

**SV**

心がかよう各種自動販売機  
フルサービスをさせていただきます

**株式会社三興ペンディング**

営業品目  
乳飲料  
清涼飲料

習志野市茜浜 1-11-10  
TEL 047-407-4612  
FAX 047-407-4613

イベント情報・フリマ情報満載!  
優良店のホームページ

**「ショップランドならしの」**

<https://www.shopland-n.com>

スマホでアクセス!

お問合せは

**加盟店募集中**

**習志野市商店会連合会**

電話：047-455-1955  
習志野市津田沼5-12-12 サンロード津田沼6階  
メールアドレス：info@shopland-n.com

地域社会の発展に貢献する  
**津田沼南口商店会**

〒275-0016 千葉県習志野市津田沼5-12-12  
サンロード津田沼6F 習志野市商店会連合会 内

TEL 047-455-1955  
FAX 047-455-1956

## ▶ 東部・西部連絡所

**受付時間** 月～金曜日、第2土曜日・第4日曜日 ①午前8時30分～午後5時

※休業日:第2土曜日と同一週の月曜日、第4日曜日の翌日の月曜日、土・日曜日(第2土曜日、第4日曜日を除く)、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

### ▶ 東部連絡所

#### 交通アクセス

実籾駅より徒歩3分

#### 所在地

実籾5丁目3番20号 ☎472-9234



### ▶ 西部連絡所

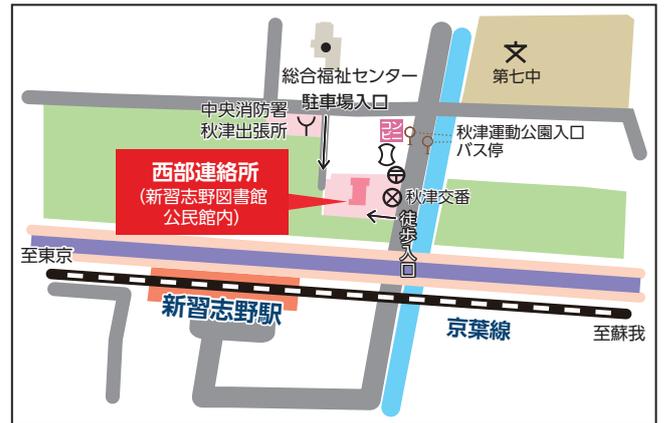
#### 交通アクセス

新習志野駅より徒歩5分

京成バス秋津運動公園入口より徒歩3分

#### 所在地

秋津3丁目6番3号 ☎452-1933



市役所案内

### 【連絡所で発行する証明書】

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍全部・個人事項証明書、除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍届出受理証明書(平日のみ①午後5時まで)、戸籍届書記載事項証明書(平日のみ①午後5時まで)、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書(印鑑登録証の持参者)、身分証明書、不在籍・不在住証明書、年金証明(現況届)、軽自動車住所証明、課税証明書、所得証明書(税証明は、未申告の方は連絡所では発行できません。市役所市民税課で申告してからの発行となります。)

※来庁の際は、本人確認ができる書類をお持ちください。



政策経営部	総合政策課	部内の総合管理／総合的な政策の企画・調整／長期計画の策定／対外・内総合調整	☎453-9222 FAX453-9313	
	財政課	予算の編成・執行管理／財政統計／市債／基金／経営改革	☎453-9224 FAX453-9313	
	広報課	市政の周知／広報紙の発行／広報番組の制作／ホームページの総合管理／情報の効果的な発信	☎453-9220 FAX453-9313	
	秘書課	市長、副市長の秘書業務	☎453-7373 FAX453-9312	
	資産管理室	資産管理課	市有財産の総括管理／公共施設の再生	☎453-7365 FAX453-7769
		施設再生課	公共建築物の建築・設備工事の設計、監理、維持修繕	☎451-1144 FAX453-7769
総務部	総務課	部内の総合管理／市議会関連／住居表示／統計／条例等の制定・改廃／法令等の解釈・研究／争訟	☎453-9246 FAX453-1547	
	危機管理課	防災・国民保護等危機管理に関する総合調整／災害対策／自主防災組織の育成／総合防災訓練の実施／市の緊急事態対応	☎453-9211 FAX453-9386	
	情報政策課	ICT施策／情報システムの運用管理／情報公開／個人情報保護／マイナンバー制度の総合調整／公印・文書管理	☎453-9383 FAX453-1855	
	人事課	職員の採用／人事／給与／福利厚生／健康管理／研修／チャレンジドオフィスならしの	☎453-9216 FAX453-1547	
	契約検査課	工事請負契約、業務委託契約等／庁舎・庁用車の管理／庁舎案内／建設工事等の検査	☎453-6140 FAX453-1855	
協働経済部	協働政策課	部内の総合管理／市民協働に関する総合的な企画・調整／市民協働インフォメーションルームの運営／コミュニティ活動の支援、平和事業、国際交流 ※谷津コミュニティセンター、東習志野コミュニティセンター、市民プラザ大久保、実籾コミュニティホール	☎453-9301 FAX453-5578	
	産業振興課	商業・工業・農業・観光に関すること／資金融資／労政／市民農園	☎453-7395 FAX453-5578	
	男女共同参画センター	男女共同参画の総合的な企画・調整・啓発／男女共同参画に関する調査・研究	☎453-9307 FAX453-9327	
	市民広聴課	市民からの意見・要望等の連絡調整／市民相談 ※消費生活センター	☎453-7372 FAX453-5578	
	防犯安全課	防犯に係る総合調整／地域防犯活動への支援／防犯灯の設置・管理／空家等対策／交通安全教室の実施／駐輪場の利用登録・管理等	☎407-3828 FAX453-5578	
	窓口サービス推進室	市民課	転出入・戸籍・印鑑登録・各種証明書の交付／マイナンバーカードに関する業務	☎453-9249 FAX453-9317
		国保年金課	国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療の被保険者に関する各種業務	☎453-9209 FAX453-9317
		税制課	市税・国民健康保険料等の収納・納付相談／税務証明／軽自動車税の課税／原動機付自転車の登録廃車	☎453-9247 FAX453-9248
		市民税課	市・県民税、法人市民税の課税	☎453-9244 FAX453-9248
		資産税課	固定資産税、都市計画税等の課税	☎453-9245 FAX453-9248
債権管理課		特定の未収債権(移管債権)の徴収・滞納処分	☎453-7358 FAX453-9248	
健康福祉部	健康福祉政策課	部内の総合管理／健康福祉政策の企画・調整	☎453-9243 FAX453-9309	
	健康支援課	市民の健康の保持増進に関する事業の推進／母子保健、成人保健、高齢者保健／予防接種／健康診査／医療機関に関する情報提供	☎453-2961 FAX454-2030	
	社会福祉課	社会福祉事業の推進／鷺沼霊堂・海浜霊園の維持管理 ※総合福祉センターいずみの家	☎453-7375 FAX454-2030	
	高齢者支援課	高齢者の支援／高齢者保健福祉計画の推進 ※高齢者相談センター(地域包括支援センター)、高齢者福祉センター芙蓉園、養護老人ホーム白鷺園、白鷺園デイ・サービスセンター、東部デイ・サービスセンター、老人福祉センターさくらの家	☎454-7533 FAX453-9309	

健康福祉部	生活相談課	生活保護法による保護の実施／生活困窮者自立支援法による相談・支援の実施 ※らいふあっぷ習志野	☎453-9205 FAX453-9309
	障がい福祉課	身体・知的・精神・難病・発達障がい者への支援／障がい者基本計画の推進 ※障害福祉サービス事業所花の実園、障がい者相談支援事業所	☎453-9206 FAX453-9309 (聴覚・言語障がい者専用) FAX451-6851
	介護保険課	介護保険料／介護保険の相談／介護認定申請・調査・認定／介護保険事業計画の推進	☎453-7345 FAX453-9309
都市環境部	都市政策課	部内の総合管理／都市政策の企画・調整／コミュニティバス	☎453-1548 FAX453-9311
	環境政策課	環境政策に係る企画／地球温暖化対策／谷津干潟の保全／環境保全対策／公害苦情相談／犬の登録・狂犬病予防注射 ※谷津干潟自然観察センター	☎453-5579 FAX453-7384
	都市計画課	都市計画の決定・変更／都市計画法等に基づく届け出／開発行為等の指導・許可	☎453-9227 FAX453-9311
	建築指導課	建築確認申請／建築行政に関すること	☎453-9231 FAX453-7384
	道路管理課	道路等の維持管理／道路の占用／市道の境界確認／市道の認定・変更・廃止／交通安全対策	☎453-9292 FAX453-9311
	道路整備課	道路・橋りょう等の修繕／橋りょう等の長寿命化計画／市道の改良	☎489-5201 FAX453-9311
	街路建設課	都市計画道路の整備／市道の新設／バリアフリー対策	☎453-7441 FAX453-9311
	住宅課	市営住宅の設置・管理／住宅行政に関すること	☎453-9296 FAX453-9311
	公園緑地課	公園・緑道・緑地等の計画決定、変更、設計・施工、管理／公園等の占用・使用許可／緑化の普及・啓発／緑のふるさと基金 ※谷津バラ園	☎453-9297 FAX453-7384
	都市再生整備室	都市再生課	市街地再開発の企画・調整／市街地再開発の調査・施行・指導
区画整理課		土地区画整理事業の調査・施行・指導	☎453-7367 FAX453-9311
クリーンセンター	クリーン推進課	清掃・環境衛生に係る企画調整／ごみの減量・資源の再利用の推進／し尿処理の届け出・手数料／ごみの処理・資源化／ごみ処理手数料 ※芝園清掃工場、リサイクルプラザ	☎453-5577 FAX408-9581
	業務課	ごみ処理の相談／ごみの収集／環境衛生／雑草刈り取り指導／屋外広告物	☎453-5374 FAX452-8299

次ページに続く

〈 広告 〉

**印刷のこと、  
お気軽に  
ご相談ください**

印刷全般・企画・デザイン

- ・カタログ／パンフレット
- ・ポスター
- ・チラシ
- ・包装紙／紙箱／ポリバッグなどオリジナルパッケージも承ります。

(株)コスモ印刷 ☎047(453)3255  
〒275-0024 千葉県習志野市茜浜1-2-12

**一般廃棄物収集運搬業**  
(許可番号 習志野市 第01-023号)

**産業廃棄物収集運搬業**  
(許可番号 千葉県 第01200080241号)

**有限会社 シント三総業**

(本 社) 〒275-0012 習志野市本大久保2-10-25  
**TEL 047-493-4052**  
**FAX 047-407-4133**

(営業所) 〒275-0017 習志野市藤崎4-21-14  
**TEL 047-478-9495**  
**FAX 047-493-1085**

E-mail:shintomi1069@outlook.jp

**解体工事  
のプロフェッショナル**

確かな技術と信頼の  
第一歩をサポートします

解体工事・土木工事一式から  
特別管理産業廃棄物の収集運搬まで、  
建設業に関することは  
株式会社セイドーまでご相談ください。

誠心・誠意の対応で社会の発展に貢献  
**株式会社 セイドー**

SEIDO CO.,LTD TEL.047-405-2558  
習志野市本大久保3-3-7 <https://www.k-seido.co.jp>

建設業許可 千葉県知事 許可(般-5) 第48589号  
収集運搬業 特別管理産業廃棄物収集運搬業 第01250200114号  
産業廃棄物収集運搬業 第01200200114号  
古物商許可 千葉県公安委員会 第441030001051号

こども部	こども政策課	部内の総合管理／こどもに関する施策の企画・調整／市立保育所・こども園・幼稚園の維持管理	☎453-7397 FAX453-5512	
	こども保育課	保育所(園)・こども園(長時間児)・小規模保育事業の入所、保育料・給食費等の徴収、一時保育／民間保育施設の入所児童助成／幼稚園・こども園(短時間児)の入園相談／保育所・こども園・幼稚園・あじさい療育支援センターの運営 ※市立保育所・幼稚園・こども園・障害児通所支援事業所あじさい療育支援センター	☎453-5511 FAX453-5512	
	子育て支援課	児童手当支給／子どもの医療費助成／病児・病後児保育／ひとり親家庭の支援／ファミリー・サポート・センター／子どもに関する総合相談 ※習志野市こどもセンター(鷺沼)、きらっ子ルームやつ	☎453-9203 FAX453-9020	
	児童育成課	放課後児童会(学童保育)の管理運営	☎453-7379 FAX453-9020	
	ひまわり発達相談センター	成長・発達に心配のある子どもとその家族の支援	☎451-2922 FAX451-2002	
会計課		市税その他の収入事務および支出事務／千葉県収入証紙の売りさばき／財務書類の作成	☎453-9207 FAX453-7768	
教育委員会 学校教育部	教育総務課	委員会内の総合調整／教育振興基本計画の策定／教育委員会会議／人事、給与、予算／教育行政相談／学校施設の維持管理	☎451-1122 FAX452-0786	
	学校教育課	就学・転入学手続き／学校給食／学校安全・学校保健／就学援助／育英資金の給与／入学資金の給付 ※鹿野山少年自然の家、学校給食センター、市立小学校・中学校・高等学校	☎451-1133 FAX452-0786	
	指導課	教育課程・学習指導等への指導・助言／教科書の無償給与／教職員の研修計画 ※総合教育センター	☎451-1132 FAX452-0786	
教育委員会 生涯学習部	社会教育課	社会教育の振興／生涯学習の推進／芸術文化の振興／文化財の保護／市史編さん／青少年の健全育成および施設の整備／青少年関係団体の育成／青少年相談員の支援／放課後子供教室 ※公民館、図書館、プラッツ習志野、富士吉田青年の家、青少年センター	☎453-9382 FAX453-9384	
	生涯スポーツ課	生涯スポーツの推進および施設の整備 スポーツ関係団体の指導育成 ※スポーツ施設	☎453-7378 FAX453-9384	
行政委員会	議会事務局	庶務課	議会の予算および執行管理、議場等の管理、議会報発行	☎453-9232 FAX453-7767
		議事課	議会運営、請願・陳情の受付、会議録の作成	☎453-7465 FAX453-7767
	監査事務局		市の財務の執行および経営並びに財政援助団体等に関する監査事務	☎453-9218 FAX453-9219
	農業委員会事務局		農業全般に関する総合調整	☎453-7708 FAX454-0300
	選挙管理委員会事務局		選挙人名簿の調製、選挙の管理執行、常時啓発、直接請求	☎453-9215 FAX453-9219



〈広告〉

**屋根工事専門店**

一般社団法人 日本屋根診断士協会の店

- 瓦がズレて、割れている ●錆びている
- 天井にシミが出来た
- 雨音が気になる ●色があせてきた

千葉県知事(般-29)第36088号

**(有)家根光工業**

習志野市新栄1-2-28 ☎(047)471-1711

消防本部	消防総務課	本部内の企画・調整／施設の管理／予算の編成・執行／人事・給与・研修／消防団・消防協力隊関係	☎452-1282 FAX454-8151
	予防課	建築物の消防同意／消防用設備等の設置・検査／危険物等の規制／予防査察／火災予防上の届出事項の受理・検査／防災協会関係／火災の原因・損害の調査	☎452-1284
	警防課	警防計画／救急・救助事務／消防水利関係／消防統計／開発行為に基づく指導／消防装備の整備・管理／通信機器の整備・管理／ちば北西部消防指令センター関係	(警防・救急係) ☎452-1283
	中央消防署 東消防署	水火災の警戒・防ぎょ・鎮圧／水利施設の調査・保全／救急・救助業務／火災の原因・損害調査／自主防災訓練等の指導／予防査察／火災予防上の届出事項の受理／通信運用・指揮統制(中央消防署のみ) ※秋津・谷津奏の杜・藤崎出張所	中央消防署 ☎452-1286 (指揮統制室) ☎452-1212 東消防署 ☎472-1498
企業局 業務部	企業総務課	局内の総合調整／人事・給与・研修／庁舎管理／契約／広報あじさいの発行／事務の電算化／公営企業運営協議会	☎475-3322 FAX477-8984
	公営企画課	ガス・水道・下水道事業の長期計画の策定／ガス・水道事業の許認可申請・統計・調査／ガス原料の購入計画および受水計画	☎475-3323
	経理課	予算／決算／資金計画／資金運用／現金および有価証券の出納保管	☎475-3324
	営業料金課	営業基本計画／需要開発／ガスの販売および拡販／料理教室、ガスフェスタ等のイベント開催／メーター検針、料金の調定・収納／料金との問い合わせ／ガス・水道・下水道の使用開始・中止	☎475-3305 FAX493-8989 (料金センター) ☎475-3320
企業局 工務部	工務管理課	部内の総合管理／工事等の検査および進行管理／ガスの託送供給／工事資材の出入庫および管理／技術研修	☎475-3637
	ガス水道建設課	ガス・水道の供給に係る事前協議／ガス・水道管の整備計画・設計・施工管理・工事費の精算／ガス装置工事の申込受付・設計・施工管理／給水装置工事の設計審査／指定給水装置工事業業者・指定ガス工事店等の指導および監督	☎475-3295
	ガス水道供給課	ガス・水道構内の施設設備計画、設計、施工、維持管理／ガス・水道の原料・水源の受入れ／ガス・水道の供給	☎475-3255 FAX471-8990
	ガス水道保安課	ガス・水道管の維持管理／ガス漏れ、漏水等の調査および修理／ガス機器の調査／安全使用の指導／メーターの取替え／貯水槽水道の管理指導／他工事立ち会い／経年埋設内管の対策推進	☎475-3546
	下水道課	下水道計画の策定／下水道等の建設・維持管理／水洗普及／排水設備の指導	☎477-5351
	津田沼 浄化センター	下水道排水の処理	☎451-2291 FAX452-6406





# 届け出・証明



## 住民票(住民基本台帳)

問 庁舎GF 市民課 ☎453-9249

### 各種届け出

各種届け出の受付は、市民課のみで行っています。各連絡所では受付をしていませんのでご注意ください。

届出書類	届出期間	届け出に必要なもの	届出人
転入届 (市外から引っ越してきたとき)	新しい住所に住んでから 14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・転出証明書</li> <li>・本人確認書類</li> <li>・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(所有者)</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ)</li> <li>・在留カードまたは特別永住者証明書(外国人)</li> </ul>	本人または 同一世帯員
転居届 (市内で引っ越したとき)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(所有者)</li> <li>・国民健康保険被保険者証(加入している人)</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ)</li> <li>・介護保険被保険者証(該当者のみ)</li> <li>・在留カードまたは特別永住者証明書(外国人)</li> </ul>	
転出届 (市外に引っ越すとき)	新しい住所に住む前、または住んでから14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・印鑑登録証(登録している人)</li> <li>・国民健康保険被保険者証(加入している人)</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ)</li> </ul>	
世帯主変更届／世帯合併届 世帯分離届／世帯変更届	変更があった日から14日以内	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人確認書類</li> <li>・国民健康保険被保険者証(加入している人)</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証(該当者のみ)</li> </ul>	

届け出・証明

- ※本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険証など)
- ※代理人が届け出をするときは、委任状、代理人の本人確認書類を持参してください。
- ※住所変更等に伴い、健康保険、介護保険、学校、児童手当などの手続きも必要となります。手続きにより、必要なものが異なりますのでご注意ください。



戸籍は、個人の身分関係を公に証明する大切なもので、夫婦と結婚していない子どもを単位として、一戸籍がつけられます。この戸籍のあるところを本籍地といいます。下表は戸籍に関する届け出の主なものです。この他、養子縁組、養子離縁、離婚、転籍などがあります。戸籍の届け出は、開庁時間の他、夜間や休日にも警備員室にて受け付けています。詳しくは市民課へお問い合わせください。

▶各種届け出

各種届出	届け出に必要なもの	注意する点
<p><b>出生届</b></p> <p>生まれた日を含めて14日以内に、生まれたところ、父母の本籍地、届出人の所在地の市区町村のいずれかに届けなければなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届書</li> <li>・母子健康手帳</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届書の右半分に医師か助産師の証明が必要です。</li> <li>・名前に使える文字は常用漢字、人名用漢字、ひらがな、カタカナです。</li> </ul>
<p><b>死亡届</b></p> <p>死亡の事実を知った日から7日以内に、死亡したところ、死亡者の本籍地、届出人の所在地の市区町村のいずれかに届けなければなりません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届書の右半分に医師の証明が必要です。</li> </ul>
<p><b>婚姻届</b></p> <p>届出日の定めはありませんが、届け出をしないと法律上正式な夫婦となりません。夫または妻の本籍地が所在地のいずれかの市区町村に届けることができます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届書(届書は市民課他、各連絡所にも用意しています)</li> <li>・戸籍(全部)事項証明書(戸籍謄本) ※本籍地に届け出る場合は不要</li> <li>・届出人の本人確認書類</li> <li>・姓の変わる人のマイナンバーカードまたは住民基本台帳カード(所有者)、国民健康保険被保険者証(加入している人)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・届書には成年の証人2人の署名が必要です。</li> </ul>

※本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード、健康保険証など)



印鑑登録の受付は市民課およびJR津田沼駅南口連絡所で行っています。

申請する人	手続きおよび登録する印鑑の他に必要なもの
本人	<p>即日登録するには、次の①～②のいずれかを持参してください。</p> <p>①官公署発行の顔写真付身分証明書(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート・在留カード等)                      ※特殊加工またはプレス印のあるもので有効期限内のもの</p> <p>②保険証等の本人確認書類および本市に印鑑登録している人が「登録申請者が本人である」ことを保証した書面(保証書)(見本①)</p>
代理人 (病気など、やむを得ないとき)	<p>照会による登録(保険証等の本人確認書類の持参)                      登録申請後、市から郵送で本人宛てに文書照会をします。                      回答書に本人が必要事項を記入し、本人確認書類と登録印を併せて持参してください。                      ※郵送で文書照会を行うため、登録に日数がかかります。</p>
代理人 (病気など、やむを得ないとき)	<p>登録申請には、委任状(見本②)および代理人の本人確認書類が必要です。                      登録申請後、市から郵送で本人宛てに文書照会をします。回答書に本人が必要事項を記入し、登録者の本人確認書類および代理人の本人確認書類と登録印を併せて持参してください。                      ※郵送で文書照会を行うため、登録に日数がかかります。</p>

- ※15歳未満の人は登録できません。
- ※成年被後見人が手続きをする場合は、市民課へお問い合わせください。

届け出・証明

### ▶ 印鑑登録証明書

本人が印鑑登録証(カード)を持参して申請してください。代理人が申請する場合は印鑑登録証(カード)を持参するとともに、申請書に、登録者の住所・氏名・生年月日を正しく記載してください。

### ▶ 印鑑登録の廃止、印鑑登録証の紛失など

印鑑登録の廃止、登録印鑑・印鑑登録証(カード)の紛失の際は、市民課に届け出てください。代理人が申請する場合は、委任状が必要です。再び登録する場合は、初めてのときと同じ手続きになります。

### ▶ 保証書・委任状

保証書は保証人が直筆し、保証人の登録印を押してください。

#### 見本①

保証書	
(印鑑登録申請者)	住所 氏名 生年月日
上記印鑑登録申請者は、本人であることを保証します。	
(保証人)	印鑑登録証番号 住所 氏名 生年月日 令和 年 月 日
習志野市長あて	登録印

委任状は登録申請者本人が直筆してください。

#### 見本②

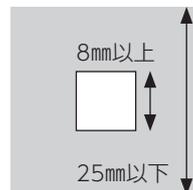
委任状	
(代理人)	住所 氏名
上記の者に、次の権限を委任します。	
印鑑登録申請	をすること。
(本人)	令和 年 月 日 住所 氏名 電話番号
	印

委任する事項により次の通り記入してください。

- ①印鑑登録をするとき → 「印鑑登録申請」
- ②印鑑登録を廃止するとき → 「印鑑登録の廃止」
  - 登録印鑑や印鑑登録証(カード)の紛失、別の印鑑への変更、登録が不要になった場合など
- ③印鑑登録の廃止・印鑑登録申請は、両方を併記してください。 → 「印鑑登録の廃止・印鑑登録申請」

### ▶ 登録できない印鑑

1. 住民基本台帳に記録されている「氏名」「氏」「名」「旧氏」「通称」を表していないもの
2. 職業、資格、その他、氏名以外の事項を表しているもの
3. ゴム印、その他の印鑑で変形しやすいもの(ゴム、連続スタンプ等)
4. 印影を鮮明に表しにくいもの
  - ア. 輪郭がないものまたは欠損の甚だしいもの
  - イ. 刻印された氏名の一部が欠損したもの
  - ウ. 印章そのものを逆に刻印したもの(凹凸が逆になっているもの)
5. 印影の大きさが一辺の長さ8mmの正方形に収まるもの、一辺の長さ25mmの正方形に収まらないもの





## マイナンバーカード(個人番号カード)



市民課

☎453-9249

マイナンバーカード(個人番号カード)とは、表面に顔写真・氏名・住所・生年月日・性別が表示され、裏面にはマイナンバーが記載されたICチップ搭載のプラスチック製カードです。取得は任意で、身分証明書として利用できるほか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)等の電子申請をはじめ、マイナポータル(個人ごとのポータルサイト)のログインや、コンビニエンスストアで証明書交付サービスが行える電子証明書も搭載されます。

※申請をしてから受け取りまでに1~2カ月程度かかります。

※紛失などによる再交付は800円(電子証明書を搭載する場合は1,000円)かかります。

※有効期間は発行日から10回目の誕生日(18歳未満は5回目、外国籍で在留期限のある人は在留期限まで)です。

### ▶ 申請

マイナンバー通知書類に同封された申請書に顔写真を貼付し、必要事項を記入して返信用封筒で郵送してください。

また、スマートフォンやデジタルカメラで撮影した顔写真を使用し、WEBサイトから申請をすることもできます。

なお、同封された申請書に記載されている氏名・住所等に変更があった場合は、市民課へお問い合わせください。

### ▶ 交付

交付の準備が整い次第、市から交付通知書とご案内を郵送します。必要書類をご確認の上、ご本人がカードの受け取りにお越しください。

窓口で本人確認と暗証番号を設定のうえ、マイナンバーカードをお渡しします。

### ▶ カード券面情報の変更

マイナンバーカードの券面に記載されている住所や氏名等に変更があった場合には、新たな住所や氏名等を追記欄に記載しますので、ご本人が市民課窓口でカードを持参してください。

### ▶ カードを紛失等した場合には

マイナンバーカードを無くした場合には、すぐにマイナンバー総合フリーダイヤル(☎120-95-0178:無料)に連絡してください。

届け出・証明



## 証明書コンビニ交付サービス



市民課(住民票、印鑑証明書、コンビニ交付、マイナンバーカード全般について)  
税制課(課税・非課税証明書、所得証明書について)

☎453-9249

☎453-9247

利用者証明用電子証明書が記録されたマイナンバーカードをお持ちの人は、全国のコンビニエンスストアで証明書を取得することができます(マイナンバーカード申請時に「利用者証明用電子証明書」を不要とした場合、コンビニ交付は利用できませんので、市民課にて手続きを行ってください)。

### ▶ 取得できる証明書

住民票の写し、記載事項証明書、印鑑登録証明書、市県民税課税(非課税)証明書、所得証明書、習志野市に本籍がある人の戸籍全部(個人)事項証明書、戸籍の附票の写し

※コンビニ交付サービスでは、窓口での申請と異なる制約事項、注意点があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。

※市県民税課税(非課税)証明書、所得証明書は、未申告や被扶養者など申告のない人は取得できません。

### ▶ 利用可能時間

①午前6時30分~午後11時

(戸籍証明書は市役所開庁日) ②午前9時~午後5時

※システムメンテナンス日を除く

### ▶ 利用可能店舗

全国のセブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ 等

市内に住んでいる特別永住者について、下表の事項で変更などがあった場合は、届け出が必要です。この他、紛失・汚損・交換希望などの手続きもあります。詳しくは市民課までお問い合わせください。

申請の種類	申請期間	必要書類等	申請義務者
有効期間の更新	有効期間満了日の2カ月前から可能。 16歳未満については、6カ月前から可能。	・パスポート(所持する人のみ) ・特別永住者証明書 ・写真(16歳未満の人は不要)	本人 (16歳未満の 人については 代理申請) (注1)
住居地以外の記載事項の変更 (氏名など)	事由が生じた日から14日以内	・パスポート(所持する人のみ) ・特別永住者証明書 ・写真(16歳未満の人は不要) ・変更を生じたことを証する資料	

(注1) 代理人が届け出をするときの必要書類については市民課へお問い合わせください。

届  
け  
出  
・  
証  
明

## 各種証明書の交付申請

証明書の種類	証明統合窓口 (市民課)	東部/西部連絡所		JR津田沼駅南口連絡所		
	月～金曜日 ①午前8時30分 ～午後5時	月～金曜日 ①午前8時30分 ～午後5時	第2土曜日・ 第4日曜日 ①午前8時30分 ～午後5時	月～金曜日 ①午前10時～ 午後8時	第2土曜日・ 第4日曜日 ①午前10時～ 午後6時30分	
住民票	住民票の写し	○	○	○	○	
	住民票記載事項証明書	○	○	○	○	
印鑑	印鑑登録証(カード)	○	×	×	○	
	印鑑登録証明書	○	○	○	○	
戸籍	戸籍全部・個人事項証明書	○	○	○	○	
	除籍・改製原戸籍謄抄本	○	○	○	○	
	身分証明書	○	○	○	○	
	戸籍の附票の写し	○	○	○	○	
	受理証明書	○	○(注1)	×	○(注1)	×
	戸籍届書記載事項証明書	○	○(注1)	×	○(注1)	×
市税	課税証明書・所得証明書	○	○(注2)	○(注2)	○(注2)	○(注2)
その他	年金証明(現況届)	○	○	○	○	
	不在籍・不在住証明書	○	○	○	○	

転入・転出など住所の異動に関する届け出は市民課でのみ行っています。

※東部・西部連絡所は、第2土曜日の同一週の月曜日、第4日曜日の翌日の月曜日を振替休業します。

※次の証明書は、税制課窓口で発行しています。

固定資産評価額証明、固定資産公課証明、固定資産課税台帳記載事項証明、固定資産税課税台帳無登録証明、納税証明(市・県民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税)、完納証明、軽自動車の継続検査用納税証明、住宅用家屋証明、住所証明(法人の普通・軽自動車登録用)

(注1) 東部・西部連絡所の平日および南口連絡所の平日①午前10時から午後5時までの取り扱いです。開所日時とは異なりますのでご注意ください。

(注2) 未申告の場合、課税証明書・所得証明書は連絡所では発行できません。市役所市民税課で申告してからの発行となります。

## ▶ JR津田沼駅南口連絡所

### 受付時間

月～金曜日 ①午前10時～午後8時  
第2土曜日・第4日曜日 ①午前10時～午後6時30分  
※休業日：土・日曜日(第2土曜日、第4日曜日を除く)、  
祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

### 交通アクセス

JR津田沼駅南口から徒歩5分  
谷津1丁目16番1号 モリシア津田沼レストラン棟7階  
☎403-0343



## ▶ 東部・西部連絡所

受付時間 月～金曜日・第2土曜日・第4日曜日  
①午前8時30分～午後5時

※休業日：第2土曜日と同一週の月曜日、第4日曜日の翌日の月曜日、土・日曜日(第2土曜日、第4日曜日を除く)、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

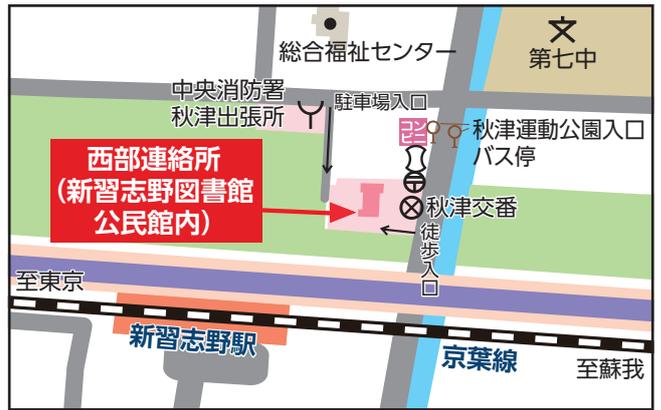
### 交通アクセス

実籾駅から徒歩3分  
実籾5丁目3番20号 ☎472-9234



## 交通アクセス

新習志野駅から徒歩5分、京成バス 秋津運動公園入口より徒歩3分  
秋津3丁目6番3号 ☎452-1933



## 連絡所で発行する証明書

住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍全部・個人事項証明書、除籍・改製原戸籍謄抄本、戸籍届出受理証明書(平日のみ①午後5時まで)、戸籍届書記載事項証明書(平日のみ①午後5時まで)、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書(印鑑登録証の持参者)、身分証明書、不在籍・不在住証明書、年金証明(現況届)、軽自動車住所証明、課税証明書、所得証明書(未申告の場合、課税証明書・所得証明書は連絡所では発行できません。市役所市民税課で申告してから発行となります。)

※来庁の際は、本人確認ができる書類をお持ちください。

## ▶ 電話による住民票の写しの申請

### 予約できる証明

住民票の写し(除票、改製原住民票の写し、住民票記載事項証明書を除く)

予約できる人 本人または同一世帯員

予約方法 月～金曜日(祝日を除く) ①午前8時30分～午後5時に市民課に電話で予約

受取方法 土・日曜日の①午前9時～午後5時に警備員室でお渡しします。

詳しくは市民課までお問い合わせください。

## ▶ 電子申請による住民票の写しの申請

### 申請できる証明

住民票の写し(除票・改製原住民票の写し、住民票記載事項証明書を除く)

予約できる人 本人または同一世帯員

申請方法 24時間  
ちば電子申請サービス



### 受取方法

- ①土日受取予約…予約した同一週の土・日曜日①午前9時～午後5時に警備員室でお渡しします。
- ②平日受取予約…月～金曜日(祝日を除く)①午前8時30分～午後5時に市民課でお渡しします。



# 健康・福祉



## 予防接種

問 庁舎1階 健康支援課 ☎453-2922

### お子さんの予防接種

ワクチンの種類や受ける年齢によって接種回数や間隔が異なります。詳しくは市ホームページ等をご確認ください。

予防接種名		対象年齢	望ましい受け方
ヒブ感染症 ※1	初回	生後2カ月～5歳未満	生後2～7カ月未満で開始 4～8週の間隔を空けて1歳の誕生日の前日までに3回接種
	追加		3回目終了後、7～13カ月の間隔を空けて1回接種
小児肺炎球菌感染症 ※1	初回	生後2カ月～5歳未満	生後2～7カ月未満で開始 4週以上の間隔を空けて1歳の誕生日の前日までに3回接種
	追加		3回目終了後60日以上の間隔を空けて生後12～15カ月に1回接種
B型肝炎		1歳未満	生後2～9カ月未満の間に4週以上の間隔を空けて2回接種 1回目から20週以上の間隔を空けて3回目を接種
ロタウイルス感染症 (2種類のうちどちらかを 選択)	ロタリックス	出生6週0日から 24週0日の間	生後2カ月から出生14週6日後までの間に開始、4週間以上の間隔を空けて全2回経口接種
	ロタテック	出生6週0日から 32週0日の間	生後2カ月から出生14週6日後までの間に開始、4週間以上の間隔を空けて全3回経口接種
ジフテリア・百日せき・ 破傷風・ポリオ(DPT-IPV)	1期初回	生後2カ月～ 7歳6カ月未満	3～8週の間隔を空けて1歳の誕生日の前日までに3回接種
	1期追加		3回目終了後12～18カ月の間隔を空けて1回接種
結核(BCG)		1歳未満	生後5～8カ月未満までの間に1回接種
麻しん風しん混合(MR)	1期	1歳～2歳未満	1歳の誕生日を迎えたら1回接種
	2期	小学校就学前の1年間	年長になったら1回接種
水痘(水ぼうそう)		1歳～3歳未満	生後12～15カ月の間に1回接種 その後6～12カ月の間隔を空けて2回目を接種
日本脳炎 ※2	1期初回	生後6カ月～	3歳で1～4週の間隔を空けて2回接種
	1期追加	7歳6カ月未満	2回目終了後、おおむね1年後に1回接種
	2期	9歳～13歳未満	小学4年生で1回接種 個別に予診票を郵送
ジフテリア・破傷風(DT)		11歳～13歳未満	小学6年生で1回接種 個別に予診票を郵送
ヒトパピローマウイルス 感染症(HPV)(子宮頸がん) ※3	サーバリックス	小学校6年生～ 高校1年生相当年齢の 女子	ワクチンの種類や受ける年齢によって、接種回数や間隔が異なります。 中学1年生に個別で通知
	ガーダシル シルガード9		

※1 接種開始月齢によって、接種回数が変わります。

※2 平成19年4月1日までに生まれた20歳未満の人  
→全4回(1期:3回、2期:1回)を完了していない場合は、不足分を接種可(特例措置)。

※3 接種の機会を逃した平成9年4月2日以降に生まれた女性で、過去にHPVワクチンを合計3回接種していない人は、令和7年3月末まで接種できます(キャッチアップ接種)。

予診票は生後1カ月頃に郵送します。転入者には母子健康手帳交付室、各ヘルスステーション、健康支援課で交付します。母子健康手帳を持参してください。また、「ちば電子申請サービス」でも交付できます。

法律の改正などにより、実施内容が変更となることがあります。最新情報は市ホームページをご確認ください。

< 広告 >

## 松信 ウィメンズクリニック ・こどもクリニック

産科・婦人科 小児科



www.matsunobu.info  
習志野市本大久保3-5-27

産科・婦人科 047-473-1928  
小児科 047-407-0123



## 高齢者予防接種

予防接種名	対象年齢	助成回数 (自己負担金あり)
高齢者インフルエンザ	①満65歳以上の希望者 ②満60歳から64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級または同程度の診断を受けている人	毎年1回
高齢者肺炎球菌感染症	①今年度65歳になる人 ②今年度66歳以上の人 ③満60歳から64歳で、心臓・腎臓・呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障がいがあり、身体障害者手帳1級または同程度の診断を受けている人	生涯に1回接種 (過去に自費で接種済みの人は助成の対象外)



## 母子保健

問 庁舎1階 健康支援課 ☎453-2967

- 妊娠届(母子健康手帳の交付) ※ ● 妊婦相談
  - 妊婦・乳児健康診査、新生児聴覚検査
  - ママ・パパになるための学級 ● 産後ケア事業
  - 新生児訪問 ● 母子保健推進員訪問
  - 乳幼児の健康相談
  - 健康診査(1歳6か月児・3歳児) ● 幼児相談
  - 離乳食教室 ● 歯みがき教室
  - 未熟児養育医療給付
- ※ 転入した妊婦・乳幼児(4歳未満)は、母子健康手帳交付室(庁舎2階)にお寄りください。



## 成人保健

問 庁舎1階 健康支援課 ☎453-9302

- 各種健康診査(特定健診・後期高齢者健診・がん検診・歯科健診など)
- ※ 対象の人には、お知らせを郵送しています。
- 健康相談 ● 健康教育 ● 訪問指導
- ※ 詳しくは広報習志野(毎月1日号「保健だより」他)で随時お知らせします。



## 高齢者保健(65歳以上)

問 庁舎1階 健康支援課 ☎453-9302

- 健康相談 ● 健康教育 ● 介護予防



## 保健所の健康相談・検査

問 県習志野健康福祉センター(習志野保健所)  
☎475-5151 FAX475-5122

- 精神保健福祉相談(予約制・無料)
  - 精神障がい経験者によるピアサポート相談(予約制・無料)
  - DV(配偶者暴力)相談(予約制・無料)
  - エイズ(HIV抗体)検査(予約制・無料)
  - 腸内細菌検査(有料)
  - B型・C型肝炎検査(予約制・無料)
- ※ 相談日、受付時間など詳しい内容については習志野健康福祉センターへお問い合わせください。

〈 広告 〉

メガネとコンタクトレンズの専門店

## G.C.Factory

glasses&contacts  
【gemütlich】



V.T.Studio 併設

## V.T.Studio

「ビジョントレーニング施設 V.T.Studio」では、スポーツ選手はもちろん、幅広い世代の方々がビジョントレーニングに取り組めるよう、様々なトレーニングプログラムを搭載した本格的なトレーニングマシン「V-Training(一般社団法人日本スポーツビジョン協会監修)」を常設。また、インストラクターによるパーソナルトレーニングにも対応いたします。

習志野市谷津7-7-1 Loharu 津田沼1階  
【営業時間】 10:00~20:00 【定休日】 毎週水曜日  
【ホームページ】 <https://gcfactory.jp/> (二次元コードからアクセス)  
TEL:047-409-3728





制度名	対象者など	内容	備考	
認定	身体障害者手帳	視覚・聴覚・平衡・音声・言語・そしゃく機能の障がい、肢体不自由、心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓の機能または免疫機能に障がいのある人	等級に応じて各種福祉制度が利用できる	
	療育手帳	知能指数がおおむね75以下の知的障がいのある人	障がい程度に応じて各種福祉制度が利用できる	
	精神障害者保健福祉手帳	精神疾患により、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人	等級に応じて各種福祉制度が利用できる	発達障がいを含む
手当	特別児童扶養手当(国)	20歳未満の心身に障がいのある児童を監護している父母(養育者) ※原則所定の診断書により認定	【1級】月額53,700円 【2級】月額35,760円 【支給月】4・8・12月(12月については11月に支給)	所得制限あり 施設入所児を除く
	障害児福祉手当(国)	20歳未満で重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時の介護を必要とする人 ※原則所定の診断書により認定(おおむね身障手帳1級、または療育手帳A該当者で、常時の介護を必要とする人)	【月 額】15,220円 【支給月】5・8・11・2月	所得制限あり 施設入所児を除く
	特別障害者手当(国)	20歳以上で著しく重度の障がいの状態にあるため日常生活において常時特別の介護を必要とする人 ※原則所定の診断書により認定(おおむね重度の障がいを重複している人、または療育手帳Aの1該当者で、常時特別の介護を必要とする人)	【月 額】27,980円 【支給月】5・8・11・2月	所得制限あり、施設入所者、3カ月以上入院している人を除く
	心身障害者福祉手当(県)	・療育手帳Aの1、Aの2、Aの1、Aの2の20歳以上の在宅者 ・自宅において、おおむね6カ月以上寝たきりで日常生活に常時介護を必要とする20～65歳未満の身障手帳所持者	【月 額】8,650円(ただし、生活保護受給者は8,000円) 【支給月】4・8・12月	特別障害者手当(国)と併給不可。所得制限あり。施設入所者、3カ月以上入院している人、介護保険の給付を受けている人を除く

〈 広告 〉

**地域と共に繋がりをひとりひとりの笑顔が輝く場所**

**障害福祉サービス事業所 社会福祉法人 習愛会**

<http://www.akitsu.jp>

**あふれる笑顔 輝く明日**

生活介護  
短期入所(ショートステイ)  
共同生活援助  
特定相談支援  
～習志野市地域生活支援事業～  
日中一時支援 移動支援

グループホーム  
赤とんぼ  
グループホーム  
ふれ愛

四季折々の行事  
手づくりの製品

1人1人の個性や能力を伸ばし、安心して穏やかな生活を送れるよう、これからも障がい者と共に歩み続けます。



- 売店の管理運営
- 園芸品、木工品等の製造販売
- 封入、除草清掃、機器の解体等企業からの受注
- ◆生活介護事業 ◆就労継続支援B型事業
- ◆相談支援事業 ◆日中一時支援事業
- 営業時間/8:30～16:00
- 定 休 日/土曜、日曜、祝日

**あきつ園** **花の実園**

〒275-0025 習志野市秋津3-4-2 ☎info@akitsu.jp 〒275-0025 習志野市秋津3-4-1 ☎info@hananomien.jp  
**TEL 047-451-3315 FAX 047-451-3700 TEL 047-451-3921 FAX 047-451-3922**

制度名		対象者など	内容	備考	
助成	自立支援医療 (更生医療・育成医療・精神通院)	身体障がい者および精神障がい者	健康保険適用による自己負担を1割に軽減	所得により月負担限度額を設定 所得制限あり	
	重度心身障害者(児) 医療費等助成	身障手帳1～2級、療育手帳㊸・A、精神保健福祉手帳1級の人 ※すでに制度を利用している人を除いて65歳以上の人は対象外です。	保険適用の自己負担のうち、他の法令などによる公費負担および付加給付を除いた額を助成	所得制限あり	
	精神障がい者入院医療費の助成	6カ月以上精神疾患により入院している精神障がい者(児)	保険適用の自己負担のうち、付加給付などを除いた額の4分の1を助成	所得制限あり	
	身体障がい者補装具の交付、修理	身障手帳の交付を受けた身体障がい者(児)	義肢、装具、視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器・歩行補助つえ(T字のものを除く)等	原則1割自己負担あり 所得制限あり 介護保険が優先になる場合あり	
	福祉タクシー利用助成	本人(18歳未満は世帯全員)が非課税で次のいずれかに該当する人 ・身障手帳1～2級、視覚・下肢・体幹の3級、じん臓機能障がいの3級・4級で人工透析を受けている人 ・療育手帳A以上の人 ・精神保健福祉手帳1級の人	500円の券を月5枚、年60枚以内交付	市の指定を受けたタクシー会社などに限る	
	施設等通所交通費助成	公共交通機関などを利用して、障がい者施設などに通う人	原則、交通費の2分の1助成	【限度額(月)】 公共交通機関5,000円 自家用車・自転車など1,000円	
	千葉県心身障害者扶養年金	県内居住65歳未満で以下の人を扶養している人が加入できる ・身障手帳1～3級の人 ・知的障がい者(児) ・精神または身体に永続的な障がいのある人(上記と同程度の人)	【給付額】 ・年金(加入者の死亡など) 1口加入、月2万円 (2口加入、月4万円)	【掛け金】 加入時の年齢に応じ 9,300～23,300円 (2口目も同じ)	
障害福祉サービス	介護給付	療養介護	サービス利用の申請をして支給決定され、受給者証の交付を受けている人	障がい程度が一定の人に、生活向上または療養上の必要な介護を行う	原則1割負担 低所得の人は0円
		居宅介護(ホームヘルプ)			
		重度訪問介護			
		行動援護			
		生活介護			
		同行援護			
		短期入所(ショートステイ)			
		重度障害者等包括支援			
	施設入所支援				
	訓練等給付	自立訓練	サービス利用の申請をして支給決定され、受給者証の交付を受けている人	身体的または社会的なりハビリテーションや就労につながる支援を行う	
		就労移行支援			
		就労継続支援			
		就労定着支援			
		自立生活援助			
共同生活援助(グループホーム)					

制度名		対象者など	内容	備考
障害児通所給付	児童発達支援	給付利用の申請をして給付決定され、受給者証の交付を受けている人	児童の身体的または社会的な発達を促す支援を行う	原則1割負担 低所得の人は0円
	医療型児童発達支援			
	放課後等デイサービス			
	居宅訪問型児童発達支援			
	保育所等訪問支援			
相談	身体障害者総合相談	身障手帳所持者	選任の相談員が相談に応じる	千葉県身体障害者福祉協会 ☎043-245-1746 FAX043-245-1578
	身体障がい者相談員	視覚障がい者、聴覚障がい者、肢体不自由者および内部障がい者の更生援護に関する相談がある人	身体障がい者の更生援護に関する相談に応じる	相談員 小川俊子(肢) ☎・FAX452-3566 新井忠夫(肢) ☎070-4223-1833 澤瀬哲雄(視) ☎475-5430 村山輝子(内) ☎・FAX451-5581 佐々木巖(聴) FAX477-4559
	知的障がい者相談員	知的障がい者の家庭における療育、生活などに関する相談がある人	知的障がい者の家庭における養育、生活などに関する相談に応じる	相談員 早川早苗 ☎・FAX474-6275 石倉節子 ☎・FAX451-3864 宗村明子 ☎・FAX471-6258
割引・減免	電車運賃の割引	介護者が同行する第1種身体障がい者(児)、第1種知的障がい者(児)	本人および介護者それぞれ5割引	乗車券販売窓口到手帳を提示
		単独で乗車する身障手帳、療育手帳の所持者	本人のみ5割引、ただし片道100km以上の場合	
	バス運賃割引	身障手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳所持者、同行する介護者	各バス会社にお問い合わせください	
	航空運賃の割引(国内線のみ)	身障手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳の所持者(12歳以上)	本人・介護人ともに割引	割引率は航空運送業者・路線によって異なる
	有料道路通行料金の割引	・身障手帳所持者が自ら運転する場合 ・第1種身体障がい者(児)、第1種知的障がい者(児)を乗せて本人以外が運転する場合	5割引 事前に登録できる自動車に条件あり。 登録されていない自動車も一定の要件のもとで割引可。	2年ごとに更新が必要
	NHK放送受信料の免除	身体障がい者(児)・知的障がい者(児)・精神障がい者(児)が世帯構成員であり、世帯全員が住民税非課税の場合	全額免除	地上および衛星放送に適用
		・視覚・聴覚障がい者が世帯主で受信契約者の場合 ・重度の障がい者(身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者)が世帯主で受信契約者の場合	半額免除	
訓練	中途視覚障害者自立更生訓練	18歳以上の中途視覚障がい者	歩行訓練、日常生活動作訓練、コミュニケーション訓練など	視覚障害者総合支援センターちば
その他	自動車税・軽自動車税減免	身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳保持者の重度者と中・軽度の一部の人、または精神保健福祉手帳1級の人	所有する車、あるいは専らその人のために利用する車について税を減免する	県自動車税事務所、県税事務所(軽自動車税は市役所税制課)

制度名	対象者・内容など	備考
相談支援事業	地域生活を支援するためさまざまな相談に応じる	無料
意思疎通支援事業	手話通訳などの派遣を行いコミュニケーションを支援	
地域活動支援センター	日中活動を支援するセンターの利用	原則1割負担 (所得に応じ負担割合が軽減)
日常生活用具給付等事業	日常生活における福祉用具の給付貸与	
移動支援事業	社会参加のための移動時のヘルパーの支援	
日中一時支援	障がいのある人の日中の生活の場を確保。家族の就労支援や一時的な休息。放課後ケアができるよう、障がいのある人に活動の場の提供。見守りや訓練など	
訪問入浴サービス	施設入浴ができない場合の訪問による入浴サービス	
点字・声の広報等発行	・重度の視覚障がい者に対しCDに吹き込んだ広報等の郵送 ・点字を読む視覚障がい者に対し点字の広報等の郵送	無料
自動車改造助成	身体障がい者自らが所有し運転する自動車の走行装置および駆動装置などの改造に要した費用の助成	限度額10万円 (等級などの要件あり)
自動車運転免許取得助成	身体障がい者本人の運転免許取得に要した費用の3分の2を助成	
成年後見制度利用支援事業	・身寄りがない等の理由で申し立てをする人がいない場合に支援 ・市長が審判請求した成年被後見人などで後見人などの報償について助成 ・裁判申立に要する費用などを負担することが困難な場合に支援	



## 低所得者福祉

問 庁舎1階 生活相談課 ☎453-9205

制度名	対象者など	内容
支援・措置	生活保護	生活に困窮する人が、その利用できる資産、能力などを最低限度の生活維持のために活用し、また民法による扶養、他の法律に定める給付を保護に優先して受けても、国で定めた最低生活が営めない場合、保護の対象となる
	行旅病人取扱	歩行することができない行旅中の病人で、療養の必要があるが救護者がいない場合に、その費用を支給
助成	修学旅行支度金助成	生活保護法による保護受給中の児童生徒が、修学旅行に参加するとき 小学生1人につき 3,000円 中学生1人につき 5,000円 高校生1人につき 10,000円

問 庁舎分室[サンロード津田沼]6階 らいふあっぷ習志野 ☎453-2090

制度名	対象者など	内容
自立支援	生活困窮者自立支援事業	【自立相談支援】生活や就労に困っている人の相談を受け、プランを立てて必要な支援を行う 【家計改善支援】失業や債務により生計が不安定になった世帯の家計について、プランを立てて、改善を支援する 【子どもの学習・生活支援】中学生への学習・生活支援および高校生の退学防止・進路相談などを行う 【就労準備支援】直ちに就労することが難しい人を対象に、基礎能力の育成を支援する
助成	住居確保給付金	【月額限度額】 単身世帯 46,000円 2人世帯 55,000円 3~5人世帯 59,800円 6人世帯 64,000円 7人以上世帯 71,800円 離職等によって経済的に困窮し、住居を喪失またはその恐れのある人に対し家賃補助を支給 ※年齢・収入・資産要件あり

制度名	対象者など	内容	問い合わせ等	
手当・助成	難病患者見舞金	<p>千葉県が発行した次のいずれかの受給者証の認定があり、医療機関で治療を受けている人</p> <p>①特定医療費(指定難病)受給者証 ②千葉県小児慢性特定疾病医療受給者証 ③特定疾患医療受給者証 ④千葉県先天性血液凝固因子障害等受給者証</p> <p>※新規申請は事前に要問い合わせ</p>	<p>【支給月額】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・通院:6,000円(月1日以上)の通院または15日未満の入院)</li> <li>・入院:12,000円(月15日以上)(生活保護受給者は8,000円)</li> </ul> <p>【支給回数】年2回</p> <p>※支給開始は申請手続きをした月の翌月分からになります。</p>	<p>必要なもの</p> <p>【転入する人】 振込先の銀行口座番号・特定医療費(指定難病)受給者証など</p> <p>※月内に要申請</p> <p>【転居する人】 ※要届け出</p>
	災害見舞金	本市の区域内で発生した火災、豪雨または洪水による罹災者	<p>①家屋災害見舞金 限度額500,000円 火災による被害に遭った家屋の所有者に対し支給。ただし所有者(本市に住所を有する人)が固定資産税を納付していない場合は支給しない。</p> <p>②罹災見舞金 限度額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・火災による家具または被服等の被害 一般世帯30,000円/1世帯、単身世帯15,000円/1人</li> <li>・消火作業による家具または被服等の被害 一般世帯10,000円/1世帯、単身世帯5,000円/1人</li> <li>・豪雨または洪水による床上浸水の被害 一般世帯10,000円/1世帯、単身世帯5,000円/1人</li> </ul>	
	原爆被爆者見舞金	本市に住所を有する人で、広島および長崎に投下された原子爆弾の被爆者 ※新規申請は、事前に要問い合わせ	見舞金額 【月 額】2,000円 【支給月】3・9月	<p>【転入する人】 振込先の銀行口座番号・被爆者健康手帳</p> <p>※月内に要申請</p> <p>【転居する人】 ※要届け出</p>
相談	民生委員・児童委員	地域の生活困窮者および児童、心身障がい者(児)、高齢者などについての相談・援護	生活保護・児童福祉・高齢者福祉・心身障がい者(児)の援護などに関すること	定数206人 (内、主任児童委員24人)
	人権相談	いじめ・暴力・虐待・差別などの人権問題や人権侵害に関する相談	<p>【相談日】毎月第3火曜日</p> <p>【時 間】①午後1時から午後3時(受付:①午後2時30分まで)</p> <p>【場 所】市民相談室(サンロード津田沼6階)</p>	社会福祉課 ☎453-7375
	心配ごと相談	家庭内など日常生活上のさまざまな悩みごと・心配ごとに関すること	<p>【相談日】月～木曜日と毎月第2土曜日(祝日を除く)</p> <p>【時 間】①午後1時から午後4時(受付:①午後3時30分まで)</p> <p>【場 所】市民相談室(月～木曜日) 東習志野コミュニティセンター3階・総合福祉センター2階(第2土曜日)</p>	<p>【問い合わせ】 社会福祉協議会 ☎452-4161</p> <p>【相談専用電話】 ☎451-9494 (第2土曜日のみ)</p>

制度名	対象者など	内容	問い合わせ等	
その他	人権擁護委員	さまざまな分野の人たちが、地域の中で人権思想を広め、人権が侵害されないように配慮して、人権を擁護していくことを目的に活動を行う 【定員】11人	人権問題に関する相談の受付、人権教室の実施、市内イベント時における街頭啓発活動 【定員】11人	
	保護司	犯罪を犯した人の更正を助けるとともに、犯罪の予防のため世論の啓発に努め、地域社会の浄化を図り個人および公共の福祉に寄与する 【定数】25人	犯罪や非行を犯してしまった人たちが罪を償い立ち直るための援助、犯罪予防活動(“社会を明るくする運動”の実施) 【定数】25人	
	戦没者・戦傷病者関係	満州事变以降の戦没者(軍人、軍属、準軍属)の遺族、戦傷病者などへ各種恩給および弔慰金などの援護手続き	国による各種援護措置の受付、案内	社会福祉課 ☎453-7375
	地域赤十字奉仕団	赤十字の人道、博愛の精神の下に、赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まり、地域的に結成されたボランティア組織	献血事業の推進、講習による救急法の普及、社会福祉活動への参加(本市には14分団)	
	献血推進協議会	尊い生命を救うための血液需要に対処し、あわせて地域に密着した献血思想の普及と啓発を図る	街頭献血の計画・実施、献血キャンペーンなどの啓発活動	
	地域福祉センター「いずみの家」	地域福祉活動を推進する人および団体	研修室などの場を提供し、地域住民の福祉増進を図る	社会福祉協議会 ☎452-4161
	中国残留邦人等に対する支援	中国残留邦人などで以下の全てに該当する人 ・明治44年4月2日～昭和21年12月31日生まれの人 ・永住帰国した日から引き続き1年以上国内に住所を有している人 ・昭和36年4月1日以降に初めて永住帰国した人	地域社会における生活支援 老齢基礎年金を補充する支援給付	社会福祉課 ☎453-7375 生活相談課 ☎453-9205
災害弔慰金申請	【暴風・洪水・地震など災害で死亡したとき】 ※ケースにより必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。		社会福祉課 ☎453-7375	



制度名	対象者など	内容	問い合わせ
福祉タクシー利用助成	本人が非課税で65歳以上で要介護3・4・5の介護認定を受けている人	500円の券を月5枚、年60枚以内交付 【利用できるタクシー】 市の指定を受けたタクシー会社など	障がい福祉課 ☎453-9206
高齢者外出支援事業	75歳以上の高齢者世帯(所得制限あり) ※福祉タクシーとの併用不可	500円の券を月3枚、年36枚以内交付 【利用できるタクシー】 市の指定を受けたタクシー会社など	高齢者支援課 ☎454-7533
在宅高齢者紙おむつ支給	65歳以上の在宅高齢者で、要介護3以上の認定を有する人	紙おむつ等から1種類を選択、課税状況により支給枚数が異なる 【支給月】4・7・10・1月	
はり、きゅう、マッサージ等の施術費用の助成	65歳以上の高齢者または18歳以上の身体障害者手帳を持っている人(所得制限あり)	施術費用1回につき700円を助成(1カ月当たり2枚)	
あじさいクラブ活動助成(老人クラブ)	単位老人クラブおよびあじさいクラブ連合会	単位老人クラブおよびあじさいクラブ連合会に助成	
外国人高齢者福祉手当	大正15(1926)年4月1日以前生まれで、制度上、国民年金に加入することができなかった外国人高齢者	【月 額】5,000円 【支給月】4・8・12月 所得、永住許可者・特別永住者などの制限あり	

〈 広告 〉

 社会福祉法人 清和園  
https://seiwaen.org

## セイワ習志野

- 介護老人福祉施設 ○ショートステイ
- デイサービス ○ケアプランセンター
- ケアハウスヴィラ清和
- 習志野市津田沼・鷺沼地域包括支援センター(習志野市委託事業)

〒275-0025 習志野市秋津3-5-3  
**TEL 047-453-1000**

### 居宅介護支援事業所

## マーガレットケアプラン

有限会社アネックス松江

**居宅介護**

**ケアプランの作成**

習志野市実籾1-24-1  
**TEL/FAX:047-411-8036**

## デイサービスいっぽ

一人ひとりに寄り添った丁寧なサポートを致します。

**自然に笑顔があふれる  
小規模デイサービス**

デイサービスいっぽは閑静な住宅街の中にあり友人の家にいるような馴染みやすい空間で一人ひとりが自然体で笑顔になれるように心がけております。

習志野市鷺沼台 3-14-14 1F  
**☎047-769-7127**  
https://www.smilecare2525.co.jp

制度名	対象者など	内容	問い合わせ
福祉電話貸与等事業	在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者など 市民税非課税世帯が対象	福祉電話の貸与および使用料の助成	
緊急通報サービス事業	在宅のおおむね65歳以上のひとり暮らし高齢者など	簡単な操作で看護師などが24時間常駐しているコールセンターへ通報できる機器を貸与。緊急時の通報以外に、日常の健康相談に応じる。課税状況により、利用料の自己負担あり。	
GPS端末利用料助成事業	次の要件を満たす人を常時介護する人 ・60歳以上の在宅で介護を受けている人 ・認知症状により外出中に行方不明になるおそれのある人	位置探索システムの利用契約をしたときの購入費と月額利用料を助成	高齢者支援課 ☎454-7533
「食」の自立支援事業	おおむね65歳以上の単身、高齢者のみの世帯などで、加齢および傷病などの理由により、食事の準備が困難な人	食に関わる各種サービスとの利用調整を図り、必要に応じ配食および安否確認を実施	
成年後見制度利用支援事業	判断能力が不十分な65歳以上の認知症高齢者	成年後見制度の手続きを行う親族がいない人で、制度利用の必要性を認めた場合は、市が法定後見開始の手続きおよび費用の立て替えを行う	
車イス貸出し	けがや病気などによる歩行困難で在宅の人(原則として介護保険のサービスを受けている人は利用不可)	【利用料金】 月額500円(利用料金免除制度あり) 貸出期間は原則3カ月まで 1週間以内の利用は無料	社会福祉協議会 ☎452-4161
認知症高齢者介護相談	認知症の心配がある本人および家族	認知症に関することや在宅福祉サービス等の相談、精神科医などによる相談 原則第2・4金曜日 予約制(各回2件まで) 時間はいずれも①午後2時30分～午後4時30分 【場 所】高齢者支援課	高齢者支援課 ☎454-7533
高齢者相談員制度	65歳以上の高齢者	日常生活に不安のある高齢者や閉じこもりがちな高齢者などの世帯を定期的に訪問	

〈 広告 〉

社会福祉法人 慶美会  
**マイホーム習志野**  
すべてのお客様に明るく健康で豊かな生活を



特別養護老人ホーム デイサービスセンター  
ショートステイ ヘルパー ケアハウス

お問い合わせはこちら…  
☎ **047-470-1212**  
習志野市屋敷1-1-1

福祉用具貸与・販売・住宅改修



有限会社  
**セイワメディカル**  
千葉県第1272100064号

TEL.047(453)2700  
〒275-0021  
習志野市袖ヶ浦1-29-2-151

	制度名	対象者など	内容	問い合わせ
相談	成年後見センター	高齢者・障がい者およびその家族関係者等	成年後見制度に関する相談 【相談日】毎週月曜日～金曜日(祝日、年末年始除く) 【時間】◎午前8時30分～午後5時 【場所】社会福祉協議会	社会福祉協議会 ☎452-4161
	介護サービス相談員派遣事業	介護保険のサービスを受けている人およびその家族	介護相談員が介護サービスの場を定期的に訪ね、利用者とその家族の相談に応じる	介護保険課 ☎453-7345
	高齢者相談	高齢者およびその家族	高齢者やその家族の悩みや相談	千葉県 高齢者福祉課 ☎043-221-3020
その他	老人福祉センター「さくらの家」 高齢者福祉センター「芙蓉園」	市内在住60歳以上の人	高齢者同士のふれあいの場として、心身ともに健康で過ごすための施設。サークル活動や各種相談も実施、送迎バスあり 【時間】◎午前9時～午後4時 【利用料】無料 【設備】風呂、カラオケ等 【休館日】日・祝日、年末年始(12月28日～1月4日)	さくらの家 秋津3-4-1 ☎451-3566 芙蓉園 屋敷4-6-6 ☎476-9596
	シルバー人材センター	60歳以上で働く意欲のある人	雇用関係を有しない臨時的かつ短期的な就業を通じ、自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加などを希望する人に、地域に密着した仕事を提供	シルバー人材センター ☎493-8011
	千葉県生涯大学校(県)	社会参加意欲のある55歳以上の県内在住者	【学科】健康・生活学部	千葉県生涯大学校事務局 ☎043-266-4705
	敬老祝金	基準日(4月1日)以前に1年以上市内に住民登録し、88歳、99歳、100歳以上の人	88歳 10,000円 99歳 20,000円 100歳以上 30,000円	高齢者支援課 ☎454-7533

〈 広告 〉

## 習志野偕生園



施設サービス

- 特別養護老人ホーム
- ケアハウス

在宅サービス

- 居宅介護支援事業所
- ショートステイ
- デイサービス

地域密着型サービス

- グループホーム
- 認知症対応型  
デイサービス

**社会福祉法人 旭悠会**

〒275-0005 習志野市新栄1-10-2

**TEL 047-476-5122**

**FAX 047-476-5147**

<https://kyokuyukai.or.jp/>



制度名	対象者など	内容	問い合わせ
養護老人ホーム	おおむね65歳以上の人で、環境上の理由および経済上の理由により、居宅において養護を受けることが困難な人	市立養護老人ホーム「白鷺園」他 県内の養護老人ホーム ※本人の収入および扶養義務者の所得税額に応じて費用負担あり	高齢者支援課 ☎454-7533
その他 避難行動要支援者支援事業	避難行動要支援者名簿の対象者(在宅で次のいずれかに該当する人) ・介護保険の要支援または要介護認定者で独居または高齢者世帯の人(または高齢者のみの世帯と同居している人) ・障害者総合支援法の介護サービスを受けている人 ・地域の中で見守りが必要な高齢者または障がい者 ※家族(65才未満)が仕事に出るために日中は不在になる等で、日中に独居となる人も対象となります。	災害時にひとりでは避難することが難しい人の名簿を作成し、平常時は声かけ・見守り活動を、いざという時には避難支援・安否確認などを行う	健康福祉政策課 ☎453-9243

### ■高齢者相談センター(地域包括支援センター)の業務

- 介護予防に関する相談・支援(介護予防ケアマネジメント事業)
- 高齢者に関する総合相談・支援
- ケアマネジャーへの支援
- 虐待の防止、早期発見などの権利擁護

名称	所在地	問い合わせ	地区
谷津高齢者相談センター(地域包括支援センター)	谷津5-16-33 (谷津コミュニティセンター内)	☎470-3177 FAX472-0188	谷津、谷津町、奏の杜
秋津高齢者相談センター(地域包括支援センター)	秋津3-4-1 (総合福祉センター内)	☎408-0030 FAX451-1113	袖ヶ浦、秋津、香澄、茜浜、芝園
津田沼・鷺沼高齢者相談センター(地域包括支援センター)	鷺沼1-2-1 (保健会館内)	☎408-1600 FAX408-1610	津田沼、鷺沼、藤崎、鷺沼台
屋敷高齢者相談センター(地域包括支援センター)	屋敷4-6-6 (東部保健福祉センター内)	☎409-7798 FAX409-7793	花咲、屋敷、泉町、大久保、本大久保
東習志野高齢者相談センター(地域包括支援センター)	東習志野2-10-3 (地域交流プラザブレーメン習志野内)	☎470-0611 FAX470-0612	実籾、新栄、東習志野、実籾本郷

〈 広告 〉

習志野市立養護老人ホーム

# 白鷺園

お気軽にご相談お問い合わせ下さい

- ◆ デイサービス
- ◆ ショートステイ
- ◆ 養護老人ホーム

047-452-2462  
習志野市鷺沼3-6-44  
社会福祉法人江戸川豊生会

社会福祉法人 ほう たつ かい 豊立会

## 特別養護老人ホーム 玲光苑習志野ローズ館

特別養護老人ホーム(従来型多床室 60床)  
(ユニット型個室 30床)  
短期入所生活介護事業(ユニット型個室 10床)  
◎随時、見学をお待ちしております。

**TEL 047-407-3600**  
習志野市谷津3-14-7  
<http://www.reikouen.or.jp/>

社会福祉法人 豊立会 習志野玲光苑

## 東部ティサービスセンター

・地域活動支援センター ・通所介護

## 高齢者福祉センター芙蓉園

～習志野市委託事業～  
屋敷地域包括支援センター  
基幹相談支援センター  
障がい者相談支援事業所

～習志野玲光苑事業～  
東部訪問入浴  
やすらぎ  
居宅介護支援事業者  
習志野東部

人と地域の幸せを願い、安らぎと生きがいを感じるサービスを提供します。

〒275-0004 習志野市屋敷4-6-6(東部保健福祉センター内)  
**☎ 047-493-8021**  
<http://www.reikouen.or.jp/>



# 保険・年金・税



## 介護保険

問 庁舎1階 介護保険課 ☎453-7345

介護保険は40歳以上の人が保険料を出し合い、介護を社会全体で支える仕組みです。

### 被保険者

65歳以上(第1号被保険者)…介護や支援が必要になったら、原因を問わず介護保険のサービスが受けられます。

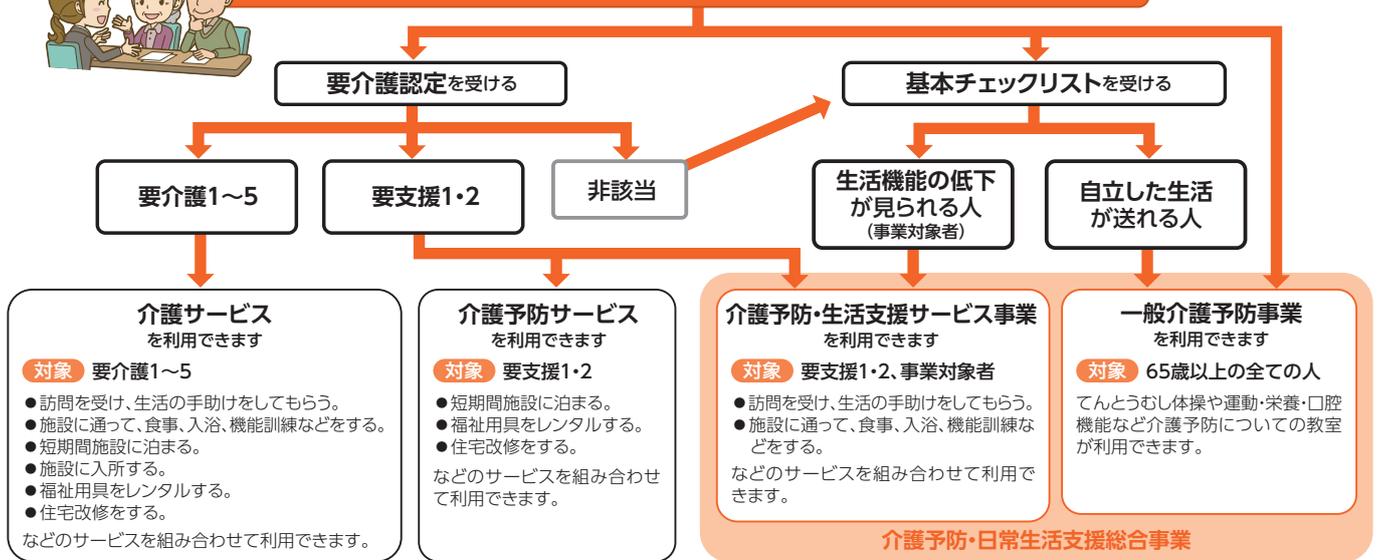
40~64歳(第2号被保険者)…老化に伴う病気など(特定疾病)が原因で介護や支援が必要となった場合のみ、介護保険のサービスが受けられます。

こんなときには届け出を	届け出に必要なもの
転入してきたとき (前市町村で要介護・要支援認定を受けている場合、異動日から14日以内(異動日を含む)に認定を引き継ぐための手続きが必要です。14日を過ぎると認定を引き継ぐことができません。)	—
転出するとき	介護保険被保険者証
転居、氏名が変わったとき	介護保険被保険者証、印鑑(相続人代表者のもの)
死亡したとき	介護保険被保険者証、印鑑(相続人代表者のもの)

### サービスを受けるには



まずは 介護保険課・高齢者相談センター 等に相談



## ▶ 居宅サービス

訪問介護	ホームヘルパーによる自宅での入浴・排せつ・食事などの介助
訪問入浴介護	移動入浴車による自宅での入浴の介助
訪問看護	看護師などによる自宅での療養上の介助や診療の補助
訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士などによる自宅でのリハビリテーション
短期入所生活介護／短期入所療養介護	短期間入所した施設での介護、日常生活上の介助、機能訓練など
住宅改修費の支給	手すりの取り付け、段差の解消など小規模な住宅改修費の補助
ケアプランの作成	要介護者の状況に応じた居宅サービス計画(ケアプラン)を作成
通所介護	デイサービスセンターでの入浴・食事の提供・機能訓練など
通所リハビリテーション	介護老人保健施設などでのリハビリテーション
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などによる自宅での療養上の管理や指導
特定施設入居者生活介護	有料老人ホーム等の入居者の介護、日常生活上の介助、機能訓練など
福祉用具貸与	特殊ベッド、車いす等の福祉用具の貸与
福祉用具購入費の支給	入浴補助用具、腰掛便座など、直接肌に触れる福祉用具の購入費の補助
地域密着型サービス	認知症対応型共同生活介護、夜間対応型訪問介護などのサービス

## ▶ 施設サービス

施設に入所できるのは、要介護と認定された人です。

### 介護老人福祉施設

食事・入浴・排せつ等、日常生活の介護や健康管理を受けられます(新規の入所は原則要介護3以上)。

### 介護老人保健施設

医学的な管理の下での介護や看護、リハビリテーションを受けられます。

### 介護療養型医療施設・介護医療院

介護体制の整った医療施設で、医療や看護などを受けられます。

## ▶ 介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)

総合事業は「介護予防・生活支援サービス事業」と「一般介護予防事業」とで構成されます。市が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合いの体制づくりを推進し、元気な高齢者や「要支援」に相当する人に対する効果的かつ効率的な支援を実現し、いつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう目指していきます。

### 介護予防・生活支援サービス事業

問 庁舎1階 高齢者支援課 ☎407-4560

- 訪問型サービス
- 通所型サービス

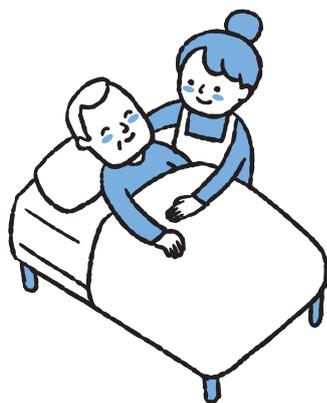
### 一般介護予防事業

問 庁舎1階 健康支援課 ☎453-9302

介護予防についての相談や出前講座、各種教室や健康相談・健康講座

問 庁舎1階 高齢者支援課 ☎407-4560

てんとうむし(転倒無視)体操、リハビリテーション職による講座



〈 広告 〉

認知症になっても住み慣れたまちでいつまでも・・・。

**有限会社 ウェルフェア**

介護保険サービス

(認知症グループホーム)  
グループホーム谷津苑  
グループホーム秋津

(認知症デイサービス)  
デイサービスセンター秋津

(訪問介護サービス)  
ウェルフェアヘルパーステーション

(ケアプラン) ケアプラン秋津

(認知症カフェ) 袖団カフェ

〒275-0025 習志野市秋津5-5-6

お電話でのお問い合わせは ☎047-451-6898

URL <https://care-net.biz/12/welfare/>



▶ 国民健康保険(国保)に加入しなければならない人

勤め先の医療保険(健康保険、共済組合、船員保険など)に加入しているか、生活保護を受けている人以外の74歳以下の人は、全て加入しなければなりません。

また、日本に在留する外国人(健康保険加入者、生活保護世帯を除く)で、3カ月を超えて日本に在留すると認められた人も加入しなければなりません。

▶ 国保の届け出～14日以内に届け出を～

こんなときには届け出を		届け出に必要なもの
国保に入るとき	他の市区町村から転入してきたとき	特定疾病療養受療証(該当者のみ)
	他の健康保険をやめたとき	健康保険をやめた証明書※
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
	子どもが生まれたとき	母子健康手帳
国保をやめるとき	転出するとき	被保険者証、その他の証(該当者のみ)
	他の健康保険に入ったとき	国保と職場の被保険者証(加入者全員分)、その他の証(該当者のみ)
	生活保護を受けるようになったとき	被保険者証、保護開始決定通知書、その他の証(該当者のみ)
	死亡したとき	被保険者証、葬儀の領収証または会葬礼状、葬儀を行った人の口座が分かるもの、印鑑、その他の証(該当者のみ)
その他	住所、世帯主、氏名、続柄などが変わったとき	被保険者証、その他の証(該当者のみ)
	被保険者証をなくしたり、汚れて使えなくなったとき	使えなくなった被保険者証
	修学のため、子どもが他の市区町村に転出するとき	被保険者証、在学証明書

保  
険  
・  
年  
金  
・  
税

- 同一世帯で他に国民健康保険加入者がいる場合は、その人の被保険者証をお持ちください。
- 届け出には、来庁する人の本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証・パスポート等)を必ずお持ちください。
- 外国人の届け出には、在留カードまたは特別永住者証明書(外国人登録証明書)を必ずお持ちください。
- 別世帯の人が届け出する場合は、委任状が必要です。
- ※手続きにあたり、退職した会社または加入していた健康保険組合等に被扶養者の状況を確認する場合があります。確認が取れない場合は、再来庁していただくこともありますので、あらかじめご了承ください。
- ※制度改正により、令和6年秋には被保険者証が廃止となります。

 後期高齢者医療制度

▶ 後期高齢者医療制度の概要

75歳以上の人または65歳以上で一定の障がいがある人を対象にした医療制度です。

▶ 制度の運営

運営主体は、県内54市町村で構成される「千葉県後期高齢者医療広域連合※」です。

窓口事務(各種届け出・申請など)や保険料徴収は市町村が行い、保険料の決定、医療を受けた時の給付などは千葉県後期高齢者医療広域連合が実施します。

※都道府県ごとに区域内の全ての市町村が加入して設立された地方公共団体です。

▶ 被保険者

- ①75歳以上の人(75歳の誕生日から資格取得)
- ②65～74歳で一定の障がいがあると広域連合が認定した人(認定日から資格取得)
- ①②とも、生活保護世帯の人は除く

※適用除外とすべき特別の理由がある人は被保険者とはなりません。

▶ 被保険者証

一人ひとりに後期高齢者医療被保険者証が交付されます。

※制度改正により、令和6年秋には被保険者証が廃止となります。

## ▶ 届け出が必要な場合

次のような場合は、14日以内に届け出をしてください。

届け出		届け出に必要なもの
加入	県外から転入してきたとき	負担区分等証明書、その他の証明書(該当者のみ)
	生活保護を受けなくなったとき	保護廃止決定通知書
脱退	県外へ転出するとき	後期高齢者医療被保険者証
	生活保護を受けるようになったとき	後期高齢者医療被保険者証、保護開始決定通知書、その他の証(該当者のみ)
	死亡したとき	後期高齢者医療被保険者証、葬儀の領収証または会葬礼状、葬儀を行った人の口座が分かるもの、印鑑、その他の証(該当者のみ)
その他の異動	県内他市から転入してきたとき	なし
	県内他市へ転出するとき	
	市内転居	

## 国民年金

問  国保年金課 ☎453-9352

### ▶ 第1号被保険者

20～60歳未満の自営業者、農林漁業者、学生アルバイトの人など、第2号・第3号被保険者でない人。

60歳以降でも年金額を満額に近づきたい人および年金の受給資格期間が足りない人、国外に居住する20～65歳未満の人(日本国籍)は、任意加入できます。

#### ▶ 保険料と納期限

令和5年度の保険料は、定額で月額16,520円、付加保険料月額16,920円とがあります。納期限は翌月末日です。

#### ▶ 保険料の免除

申請免除(所得等の要件あり)と法定免除があります。申請が必要です。任意加入の人は申請できません。

1. 申請免除  
全額、4分の3、半額、4分の1の多段階免除があります。また学生には学生納付特例制度、50歳未満の人には納付猶予制度があります。
2. 法定免除  
障害年金1・2級の受給者や生活保護法による生活扶助を受けている人などが対象です。
3. 産前産後期間免除  
出産予定日または、出産日が属する月の前月から4カ月間の国民年金保険料が免除されます。なお、多胎妊娠の場合は、出産予定日または、出産日が属する月の3カ月前から6カ月間の国民年金保険料が免除されます。

#### ▶ 保険料の追納

保険料を免除(学生納付特例等)された期間は、年金額が減額されるため、10年以内であればさかのぼって納付(追納)できます。

ただし、3年度目以降に追納する場合は、免除を受けた当時の保険料に、政令で定める率を加算した額になります。

### ▶ 第2号被保険者

原則、厚生年金の加入者(会社員・公務員など)の保険料は厚生年金の掛金として給料から天引きされます。

### ▶ 第3号被保険者

第2号被保険者に扶養されている20～60歳未満の配偶者。

保険料は、第2号被保険者の加入している年金制度が負担します。

### ▶ 年金についての問い合わせ・相談先

**ねんきんダイヤル** ☎0570-05-1165

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6700-1165

#### 幕張年金事務所

千葉市花見川区幕張本郷1-4-20

☎043-212-8621(代表)

相談予約専用電話

☎0570-05-4890

#### 街角の年金相談センター船橋

船橋市本町1-3-1 フェイスビル7階

相談予約専用電話

☎047-424-7091

### ▶ 国民年金基金

自営業など、国民年金第1号被保険者の人にも、上乘せの年金を保障するため、国民年金基金があります。詳しくは、全国国民年金基金首都圏支部 ☎0120-65-4192へお問い合わせください。

## ▶ 加入・脱退等の届出

	こんなときには届け出を	届け出に必要なもの
国民年金に加入するとき (国民年金加入届)	退職等により、厚生年金・共済組合等を脱退するとき (扶養している配偶者がいる人は一緒に届け出を)	年金手帳または基礎年金番号通知書、退職日の分かる書類
	任意加入するとき(60歳以上の加入)	年金手帳または基礎年金番号通知書、預金通帳、預金通帳届出印 ※ケースにより必要書類が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。
国民年金をやめるとき (国民年金脱退届)	厚生年金に加入したとき	国民年金の脱退の手続きは必要ありません
	任意加入をやめるとき	年金手帳または基礎年金番号通知書
その他	氏名変更 国外からの転入・国外への転出	年金手帳または基礎年金番号通知書
	配偶者の扶養から外れたとき(増収あるいは離婚したとき)	年金手帳、社会保険等資格喪失証明書など
第3号被保険者について	配偶者の扶養になったとき(退職・減収あるいは結婚したとき) 配偶者の会社等が変わったとき	※配偶者の勤務先に届け出が必要です。

## 市民税

問 庁舎GF 市民税課 ☎453-9244

### ▶ 納める人

毎年1月1日現在、本市に居住していた人は、前年中の所得に応じて計算された税額を納めることになっています。

### ▶ 申告について

税額計算の資料として、毎年3月15日までに申告が必要です。ただし、勤務先などから給与支払報告書の提出のあった人、所得税の確定申告をした人は必要ありません。

### ▶ 申告が必要な人

- 1月1日現在、本市に居住している人で、前年の1月1日から12月31日までの所得内容や生活状況が次のいずれかに該当する人
    - 給与所得以外に所得のある人(営業・不動産・配当・雑・譲渡所得等)
    - 2カ所以上から給与の支払いを受けている人
    - 給与所得者で、前年中に退職し、再就職していない人
    - 雑損控除や医療費控除等を受けようとする人
    - 税法上、誰の扶養にもなっていない人
    - 市外に居住する人の扶養家族となっている人
- ※国民健康保険・介護保険等に加入している人は所得の無い場合でも申告が必要となることがあります。
- 市外に居住している人で、1月1日現在、市内に事務所、事業所、家屋敷を有する人

### ▶ 納税の方法

#### 特別徴収

##### ● 給与からの特別徴収

会社等から給与を支給されている人はその年の税金を12回(6月から翌年5月)に分けて毎月の給与から差し引かれ、事業所などが本人に代わって納めます。

##### ● 公的年金等からの特別徴収

前年中に公的年金等の支払いを受け、当該年度の4月1日現在に老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の人は、その公的年金等に係る所得の税金を老齢年金等の支払いごとに差し引かれ、年金支払者が本人に代わって納めます。

#### 普通徴収

本人が納税通知書により指定金融機関等へ納めるもので、年4回に分けて納めていただきます。



## 固定資産税

問 庁舎GF 資産税課 ☎453-9245

### ◆納める人

1月1日現在で市内に土地、家屋、償却資産を持っている人に課税されます。年の途中で所有者が変わった場合でも、旧所有者が納税義務者です。

### ◆縦覧制度

納税者が、自己の土地や家屋の評価が適正かどうかを判断するために、土地価格等縦覧帳簿および家屋価格等縦覧帳簿の縦覧により、他の土地や家屋との価格を比較できる制度です。

縦覧する人の本人確認ができるもの(運転免許証など)を持参してください。また、代理人の場合は、委任状が必要です。

**期間** 4月1日～4月30日(土・日曜日、祝日を除く)  
※4月30日が休日に当たる場合は、次の最初の平日までとなります。

### ◆固定資産課税台帳の閲覧制度および記載事項証明制度

自己の資産について記載された内容を確認することができます。また、借地人・借家人などが使用している固定資産の課税内容を明らかにするため、閲覧および記載事項証明書の申請ができます。閲覧および証明書の申請をする場合は、その資格を証する契約書などや本人確認ができる書類などを持参し申請してください。

### ◆新築した家屋

次の住宅は、固定資産税が最初に課せられる年度から3年間(認定長期優良住宅、3階建て以上の中高層耐火住宅または準耐火住宅は5年間)に限り、居住部分の内120㎡までに係る税額の2分の1相当額が減額されます。

- ①専用・併用住宅については、居住部分の床面積が2分の1以上で50㎡以上280㎡以下のもの
- ②貸家住宅については、一戸あたりの床面積が40㎡以上280㎡以下のもの

## 都市計画税

問 庁舎GF 資産税課 ☎453-9245

都市計画事業などの費用に充てるための目的税です。都市計画税は固定資産税と合わせて納めていただきます。

### ◆納める人

市街化区域内にある土地、家屋の所有者

## 軽自動車税

問 庁舎GF 税制課 ☎453-9247

### ◆納める人

毎年4月1日現在で、原動機付自転車、特定小型原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している人に課税されます。

原動機付自転車、小型特殊自動車などの所有者は市外に転出、廃車、名義変更のときに標識(ナンバープレート)を返してください。手続きをしないといつまでも税金が掛かりますので気を付けてください。また、市内に転入した原動機付自転車、小型特殊自動車などの所有者は、登録の手続きが必要です。

各種届け出など	届け出に必要なもの
原動機付自転車 (排気量が125cc以下のもの等)	・印鑑 ・本人確認書類(運転免許証など) ・前住所地の市区町村のナンバープレート ・標識交付証明書 ・販売証明書 ・譲渡証明書 等

下記の車種は届出先(連絡先)が異なります。詳細は各施設にお問い合わせください。

排気量125cc超のバイク	習志野自動車検査登録事務所 船橋市習志野台8-57-1 ☎050-5540-2024
四輪の軽自動車	軽自動車検査協会千葉事務所習志野支所 八千代市緑が丘西8-10-1 ☎050-3816-3115

## 市税の証明と閲覧

問 庁舎GF 税制課 ☎453-9247

市税に関する証明が必要な人は申請者本人であることを証明できるもの(運転免許証、健康保険証と年金手帳の2点など公的身分証明書)を持参して申請してください(法人関係の証明書を申請する場合は、法人の代表者印が必要です)。地番現況図を閲覧する人は、所在地番などを確認し、閲覧の申請をしてください(自署できない場所は申請者の印鑑が必要です)。

### ◆市税に関する証明書の交付は、原則として次の人に限られます。

- ①本人(申請時、住民票上、習志野市で同一世帯の親族、相続人、納税管理人含む)
  - ②本人の委任状、代理人選任届を持参した人
- ※相続人が申請する場合、所有者の死亡および相続関係が確認できる戸籍謄本などを持参してください。

## 市税の証明と閲覧

令和5年4月1日現在

証明・閲覧の種類	手数料
市民税・県民税課税・非課税証明※	1通300円
市民税・県民税所得証明※	1通300円
固定資産評価額証明	1通300円
固定資産公課(課税)証明	1通300円
固定資産課税台帳記載事項証明	1通300円
固定資産税課税台帳無登録証明	1通300円
固定資産税金寄帳の閲覧(担当:資産税課)	1件300円
地番現況図の閲覧(担当:資産税課)	1件300円
納税証明書(市民税・県民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税)	1通300円
軽自動車税の継続検査用納税証明	無料
完納証明	1通300円
住宅用家屋証明	1通1,300円
住所証明(法人の普通自動車登録用)	1通300円
住所証明(法人の軽自動車登録用)	無料

※東部・西部・JR津田沼駅南口連絡所でも発行ができますが、未申告の場合は市役所市民税課で申告が必要です。

## 市税・保険料の納付

問 庁舎GF 税制課 ☎453-9247

### 市税・保険料の納付

納付書を持参し、金融機関の本支店・ゆうちょ銀行・郵便局、コンビニエンスストアで納付してください。納付書を紛失した場合は、税制課にご連絡ください。納付書を再発行します。

### ペイジーでの納付

ATM・インターネットバンキング・モバイルバンキングからでも納付することができます(納付書にペイジーマークが記載されている場合に限りです)。

※ペイジー(Pay-easy)とは、ATMやパソコン、スマートフォン、携帯電話から公共料金・税金などを支払えるサービスのことです。

### スマートフォン決済アプリでの納付

納付書にバーコード印字があれば、スマートフォン決済アプリ「PayPay」「LINE Pay」「Pay B」で納付できます。

### 地方税共通システム(eLTAX)での納付

eLTAXを利用して自宅や職場のパソコン等から納付できます。また、クレジットカードからでも納付できます(別途、決済手数料がかかります)。

※保険料は納付できません。

### 地方税統一QRコードでの納付

納付書に地方税統一QRコードがあれば、パソコンやスマートフォンで「地方税お支払いサイト」や各種スマートフォンアプリから納付ができます。

※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。

### 市税・保険料の納付は口座振替が便利です!

#### 口座振替による市税・保険料の納付

市税・保険料は納め忘れがない、便利な口座振替をご利用ください。

- 申し込みの際は、預金口座のある市税取扱金融機関またはゆうちょ銀行・郵便局に、納税通知書と預金通帳・通帳届出印鑑を持参してください。申込用紙は、市内の市税取扱金融機関に備えてあります。また、申込用紙を取り寄せたい時は、電話や市ホームページから税制課にご連絡ください。
- 振替開始は申し込みの日から原則として2カ月目以後の納期からです。

〈 広告 〉

## 後藤千恵子税理士事務所



相続税のご相談は私どもへ!

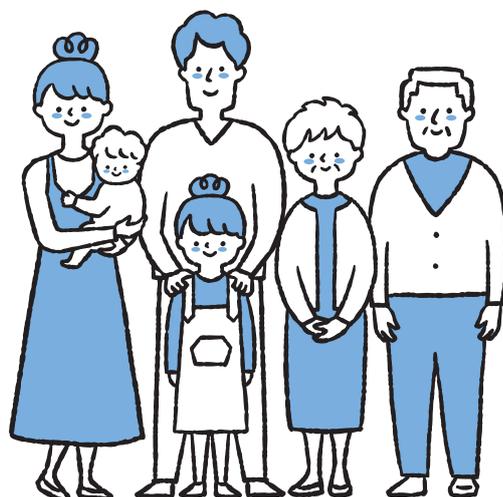
試算を基に遺言すれば安心ですね。  
会社の税金、個人の税金のご相談も!

まずはお電話・メールでお問い合わせください。  
〒273-0005 船橋市本町1-23-3-103

☎ 047-495-5565

✉ goto-zeirishi@nifty.com

※ 事前のご連絡をいただければ、夜間及び土日のご相談にも応じます。



## 市税・保険料の納期

市(県)民税	第1期=6月、第2期=8月、 第3期=10月、第4期=1月
固定資産税・都市計画税	第1期=4月、第2期=7月、 第3期=12月、第4期=2月
軽自動車税	全期=5月
国民健康保険料 介護保険料	第1期=7月、第2期=8月、 第3期=9月、第4期=10月、 第5期=11月、第6期=12月、 第7期=1月、第8期=2月、 第9期=3月
後期高齢者医療保険料	第1期=7月、第2期=8月、 第3期=9月、第4期=10月、 第5期=11月、第6期=12月、 第7期=1月、第8期=2月

※納期限は原則として月の末日となりますが、年末の12月に限り28日が納期限となります。また、納期限が土・日曜日および休日(祝日)に当たる場合は、次の平日が納期限となります。

## 納めるところ

※名称は合併などにより変わることがあります。

### 金融機関(国内の本・支店に限る)

☆印の金融機関では、ページ対応のATMで納付できます。

☆千葉銀行/☆みずほ銀行/☆三菱UFJ銀行/☆りそな銀行/☆ゆうちょ銀行・郵便局/☆埼玉りそな銀行/千葉興業銀行/きらぼし銀行/☆京葉銀行/東京スター銀行/みずほ信託銀行/千葉信用金庫/東京東信用金庫/中央労働金庫/千葉みらい農業協同組合

【口座振替のみ可(窓口取扱不可)】

☆三井住友銀行/三菱UFJ信託銀行

### コンビニエンスストア(国内の店舗に限る)

【注意】バーコード印刷のない納付書では納付できません。取扱期限を過ぎると取り扱いません。

くらしハウス/スリーエイト/生活彩家/セイコーマート/セブンイレブン/タイエー/デイリーヤマザキ/ヤマザキデイリーストア/ニューヤマザキデイリーストア/ヤマザキスペシャルパートナーショップ/ハセガワストア/ハマナスクラブ/ファミリーマート/ポプラ/ミニストップ/ローソン/ローソンストア100/MMK設置店

## 市税・保険料取扱金融機関

市指定金融機関	電話	所在地
千葉銀行津田沼支店	☎452-2111	津田沼5-12-4
市収納代理金融機関 問い合わせ支店名	電話	所在地
三井住友銀行習志野支店	☎475-2211	大久保1-21-15
みずほ銀行船橋支店	☎424-1234	船橋市本町1-3-1
りそな銀行船橋支店	☎423-4701	船橋市本町7-7-1
埼玉りそな銀行 さいたま営業部	☎048-824-2411	さいたま市 浦和区常盤7-4-1
三菱UFJ銀行 津田沼支店	☎475-3151	津田沼1-10-51
京葉銀行津田沼支店	☎477-1151	奏の杜1-3-5
千葉興業銀行習志野支店	☎472-7111	大久保4-1-22
東京スター銀行船橋支店	☎043-227-8311	千葉市 中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル1階 (千葉支店内)
きらぼし銀行船橋支店	☎424-6141	船橋市本町7-6-1
三菱UFJ信託銀行 津田沼支店	☎460-6335	船橋市本町1-3-1
みずほ信託銀行 津田沼支店	☎478-3381	船橋市前原西 2-14-2
千葉信用金庫津田沼支店	☎453-4171	津田沼5-14-2
東京東信用金庫 津田沼支店	☎475-2121	船橋市前原東 4-17-3
中央労働金庫津田沼支店	☎403-6070	船橋市前原西 2-22-11
千葉みらい農業協同組合 習志野支店	☎454-0191	津田沼5-13-3

〈広告〉



2022年に、ちば興銀は  
創立70周年を迎えました。



ちば興銀

地域とともに、これからも

株式会社 千葉興業銀行

習志野支店  
習志野市大久保4-1-22  
☎047-472-7111

津田沼支店  
船橋市前原西2-13-16  
☎047-475-2141



株式会社 千葉銀行

<https://www.chibabank.co.jp/>



## ■改造資金の貸付制度

水洗便所への改造工事(し尿浄化槽の廃止も含む)を告示後3年以内に行う場合、改造費用のうち、次の金額を限度として市が無利子で貸し付けます。

- 1戸建住宅のくみ取り便所の改造 40万円まで、1戸建住宅の浄化槽廃止工事 30万円まで  
(建物種類などにより貸付額が変わります)

## ■ガス・水道料金、下水道使用料のお支払い

二つのお支払い方法が選択できます。

### ①納入通知書

お届けした納入通知書で、金融機関やコンビニエンスストア、スマートフォン決済および指定ガスサービス店でお支払いができます。

### ②口座振替

ガス・水道料金、下水道使用料をお客様の口座より自動的にお支払いができます。

口座振替のお手続きは、市内の金融機関でできます。その際に、①通帳②銀行届出の印鑑③お客様番号の分かるもの(納入通知書またはお知らせ票)をご持参ください。

〈広告〉

**水周りの事ならお気軽に!**

水道工事全般 **Since 1967**

**響フタミ水道工業所**

習志野市谷津4-8-45

**TEL 047-452-6936**

●千葉県企業局指定工事店 ●習志野市水道指定工事店  
●習志野市排水設備指定工事店 ●船橋市排水設備指定工事店

水道工事は“水”の三徳へ

**三徳工業(株)**

習志野市谷津2-2-30

電話 047-451-3161

FAX 047-451-5040

**我々にお任せください**

県水 市営水道  
ガス工事 排水工事

**習志野市  
管工事協同組合**

〒275-0014 習志野市鷺沼3-4-3

**安心の低価格 地元業者!**

**水まわりのトラブル  
おまかせください!**

年中無休 365日 随時受付

24時間 受付  
深夜料金は 頂きません

基本料金 無料  
出張費・ 見積もり無料

■ 上下水道工事全般 ■ 悪臭調査 ■ 排水のつまり  
■ 漏水調査 ■ 高圧洗浄 ■ 給湯器修理・交換  
■ トイレつまり ■ リフォーム工事 ■ ハウスクリーニング  
■ 水漏れ修理 ■ 各種清掃

**火災保険対応工事**

水のトラブルにて家財・建物の一部が損害を受けた場合に  
【火災保険】の対象になる場合が御座います。まずはご相談下さい。

お電話にて状況をお知らせ下さい。迅速に対応いたします。

**0120-34-2610**

千葉県企業局指定工事店  
**フロントライフ**  
指定給水装置工事事業者 第2357号

習志野市大久保2-7-17

## 引越しの連絡はお早めに

使用開始および中止のご連絡をお願いします(電話受付)。また、無断で転出してしまうと、転出後も基本料金などが発生してしまいます。転出の際は、必ず精算のお手続きをお願いします。

①転入する人は…指定ガスサービス店(JR総武線以北は習志野ガス大久保センター(株)、それ以外は(株)習志野ガス設備工業)へご連絡ください。

②転出する人は…企業局料金センターへご連絡ください。

	各種届け出など	届け出に必要なもの	届出先(連絡先)
転入・転居したとき	市営ガス(全域)を使用する人	電話で開栓依頼	指定ガスサービス店 ・習志野ガス大久保センター(株) ☎474-1426 ・(株)習志野ガス設備工業 ☎454-0025
	市営水道(JR総武線以北) 下水道(全域)	使用開始申込書を郵送または電話	習志野市企業局料金センター ☎475-3320
	県営水道(JR総武線以南)	電話で開栓依頼	県水お客様センター ☎0570-001-245(ナビダイヤル) ☎043-310-0321
転出するとき	市営ガス・市営水道・下水道	使用中止届を郵送または電話	習志野市企業局料金センター ☎475-3320
	県営水道	電話で閉栓依頼	県水お客様センター ☎0570-001-245(ナビダイヤル) ☎043-310-0321
使用者および 口座名義人が 死亡したとき	市営ガス・市営水道・下水道	習志野市企業局に連絡後、銀行などで 口座振替依頼書の変更届出	習志野市企業局料金センター ☎475-3320
	県営水道	千葉県企業局に連絡後、銀行などで 口座振替依頼書の変更届出	県水お客様センター ☎0570-001-245(ナビダイヤル) ☎043-310-0321



## 県営水道

千葉県企業局船橋水道事務所 ☎047-433-2514

### ■新設・増設、改造、移設の問い合わせ

県水お客様センター ☎0570-001-245(ナビダイヤル)・☎043-310-0321

### ■夜間・休日の問い合わせ

(株)船橋水道センター ☎047-447-7300



## ごみ・リサイクル

問 クリーンセンタークリーン推進課 芝園3-2-1 ☎453-5577

きれいなまちは正しいごみ出しから

### ▶ 1. 燃えるごみ(市指定のごみ袋または透明・半透明の袋で)

生ごみ、ゴム・革製品、ビニール・プラスチック、食用油、木の枝・草花、衛生用品、紙くず、ぼろ布など

- 生ごみは、水気を十分に切ってからお出してください。
- 食用油等は古紙や古布に染み込ませるか凝固剤で固めてください。
- 草などは土をよく落とし、袋に入れてお出してください。
- 枝木などは長さ50センチ・直径20センチ未満にまとめて、ひも等でしばってお出してください。
- 落ち葉は袋に入れてください。
- 45ℓの袋に入れて、口をしぼることができないごみは粗大ごみとして、粗大ごみ受付センターへお申し込みください。

### ▶ 2. 燃えないごみ(市指定のごみ袋または透明・半透明の袋で)

金属、陶磁器、ガラス製品、傘、刃物、鏡、家庭電気製品、電気コード、白熱灯、LED電球など不燃性のもの

- ごみ袋に入れていないものは収集できません。必ず45ℓまでのごみ袋に入れてお出してください(傘は袋に入れなくても収集します)。
- 刃物など、危険なものは紙などに包んで収集員が分かるように表示してください。
- 家電リサイクル法対象4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫等※、洗濯機・衣類乾燥機)、パソコンは小型のものであっても市では受け入れできません。  
※冷温庫・保冷庫、ワインセラーを含む。

### ▶ 3. 使用済小型家電

#### 回収ボックス設置場所

市庁舎1階総合案内横、市民課連絡所(東部、西部、JR津田沼駅南口)、公民館(中央、菊田、実花、袖ヶ浦、谷津の5カ所)

#### 回収対象品目

(縦15センチ、横30センチの投入口に収まるものに限る)

携帯電話端末・電話機・ファクシミリ、デジタルカメラ・ビデオカメラ・フィルムカメラ、ラジオ、映像用機器、音響機器、補助記憶装置、電子書籍端末、電子辞書・電卓、電子血圧計・電子体温計、理容用機器、懐中電灯、時計、ゲーム機器、カーナビ及びこれらの付属品(コード類など)

#### ▶ 注意

- 電池やバッテリーは外してください。
- パソコンの回収は行いません。
- 投入した小型家電は返却できません。
- 個人情報はず必ず消去してください。
- 燃えないごみとして出すことも可能です。

### ▶ 4. 家庭用パソコンの処理

#### ▶ 宅配便による無料回収

市と協定を締結した認定業者が宅配便によるパソコンの無料回収を実施しています。

詳しい内容や条件は、ホームページや電話でご確認ください。

リネットジャパンリサイクル株式会社

☎0570-085-800



#### ▶ その他の回収方法

- 各メーカーによる回収
- 自作パソコンやメーカーが倒産した場合、一般社団法人パソコン3R推進協会にご確認ください。

一般社団法人パソコン3R推進協会

☎03-5282-7685



### ごみの減量にご協力を

3Rは、ごみを減らし資源を大切に使う暮らし方のキーワードです。

#### 第1のR リデュース「ごみを出さない」

買い物袋(マイバッグ)を持っていく

#### 第2のR リユース「繰り返し使う」

古いものは修理して使う

#### 第3のR リサイクル「資源として再利用」

再利用できるように紙類を分別して出す

### ▶ 5. 有害ごみ(透明・半透明の袋で)

1. 蛍光灯、水銀体温計
  2. 乾電池、バッテリー
  3. スプレー缶、カセット式ガスボンベ
  - 4.ライター
- 上の1~4に分類し、別々の袋でお出しください。
  - 蛍光灯を出すときは、購入時のケースに入れて出す等、割れないような処置をしてください。
  - 蛍光灯が割れた場合は「燃えないごみ」の日にお出しください。
  - スプレー缶、カセット式ガスボンベによる爆発事故、ライターによる火災事故が発生しています。必ず中身を使い切ってからお出しください(発火の恐れがありますので、穴は開けないでください)。

### ▶ 6. 資源物

※品目により収集車両・収集時間が異なります。

#### ▶ ビン・缶

中を水ですすいでビン・缶を同じ袋に入れてお出しください。ビンのフタはずし、「燃えないごみ」でお出しください。

食材・油などで汚れが落ちないものも「燃えないごみ」にお出しください。

〈 広告 〉

処分でお困りのモノ  
ありませんか?

有限会社  
**根本商店**

習志野市実本郷2-19  
TEL.047-472-3316

産業廃棄物収集運搬業  
習志野市一般廃棄物収集運搬業

あなたの街の「サイクルショップ」/  
**アールショップ**

引越時の 不用品    お買替の 家電品    使わなく なった物    エアコン (取外・処分)

捨てる前にご相談ください!  
売れるかな?と思う物  
お気軽にお聞き下さい。

型番からお見積りOK! 出張無料!

☎047-474-1422

習志野市津田沼2-3-44・11:00~19:00(日/祝17時)  
(JR津田沼駅9分/京成津田沼駅3分) **持込み歓迎!**

## ▶ペットボトル

ラベルを剥がしてキャップを外し、中を水で洗ってからつぶし、ペットボトルとキャップはペットボトル専用ネット袋に入れてお出してください。ラベルは「燃えるごみ」にお出してください。

## ▶古紙

「新聞・チラシ」「本・雑誌・カタログ・雑がみ」「段ボール」に分け、ひもで縛るか紙袋に入れてお出してください。「飲料用紙パック」は、中を水洗いし、開いて乾かしてから束ねて出してください。

## ▶古着

透明・半透明の袋に入れてお出してください。下着や汚れた衣類は「燃えるごみ」でお出してください。

※古紙・古着は、ぬれるとリサイクルできないため、雨の日には出さないでください。

## ▶地区別収集日一覧表

	地区名	燃えるごみ	燃えないごみ	資源物	有害ごみ
あ	秋津	月・水・金	第1・3土曜日	木	第2土曜日
い	泉町	火・木・土	第1・3月曜日	金	第2月曜日
お	大久保 1・2丁目	火・木・土	第1・3金曜日	月	第2金曜日
	大久保 3・4丁目	火・木・土	第1・3月曜日	水	第2月曜日
か	香澄	月・水・金	第2・4火曜日	土	第1火曜日
	奏の杜	月・水・金	第1・3木曜日	火	第2木曜日
さ	鷺沼	月・水・金	第2・4土曜日	木	第1土曜日
	鷺沼台	火・木・土	第1・3金曜日	月	第2金曜日
し	新栄	火・木・土	第2・4月曜日	水	第1月曜日
そ	袖ヶ浦	月・水・金	第1・3火曜日	木	第2火曜日
つ	津田沼 1・2・3丁目	月・水・金	第2・4火曜日	土	第1火曜日
	津田沼 4・5・6・7丁目	月・水・金	第1・3土曜日	木	第2土曜日
は	花咲	火・木・土	第2・4水曜日	月	第1水曜日
ひ	東習志野 1・2・3丁目	火・木・土	第2・4水曜日	金	第1水曜日
	東習志野 4・5・6・7・8丁目	火・木・土	第1・3水曜日	金	第2水曜日
ふ	藤崎	月・水・金	第2・4木曜日	土	第1木曜日
み	実籾	火・木・土	第2・4月曜日	水	第1月曜日
	実籾本郷	火・木・土	第2・4月曜日	水	第1月曜日
も	本大久保	火・木・土	第2・4金曜日	月	第1金曜日
や	屋敷	火・木・土	第1・3月曜日	水	第2月曜日
	谷津 1・2・3・4・7丁目	月・水・金	第1・3木曜日	火	第2木曜日
	谷津5・6丁目	月・水・金	第2・4土曜日	火	第1土曜日
	谷津町	月・水・金	第2・4土曜日	火	第1土曜日

食品用白色発泡トレイは公民館などで拠点回収します  
市内の各公民館やコミュニティセンター等の回収箱やスーパー等の店頭回収をご利用ください(きれいに洗って、乾かしてからお出してください)。

### ごみはルールを守って正しく出しましょう

決められた収集日の午前8時までに、ごみを集積所にお出ください。前夜に出すと猫やカラスに荒らされ、ごみが散乱します。ごみは中身に分かる市指定のごみ袋または、透明・半透明の袋でしっかり口をしぼってお出ください。

### ごみを燃やす行為は違法です!

法令で定められた基準を満たす焼却炉以外でのごみの焼却は、法令により禁止されています。

## ▶7. 粗大ごみ

45ℓの袋に入れて、口をしぼることができない大きさのごみは粗大ごみです。

### ▶収集を依頼する

#### ①電話

粗大ごみ受付センター ☎453-7979

月～金曜日(祝日除く) ①午前9時～午後4時  
粗大ごみ処理券の購入枚数を案内します。

#### ②インターネット

オンライン決済

粗大ごみ処理券を購入



〈広告〉

一般貨物自動車運送事業  
一般廃棄物事業

習志野市委託業者  
(習志野市許可第01-003号)

株式会社 習志野清運

習志野市東習志野6丁目15番16号

TEL 047(476)1276

FAX 047(471)7377

## 収集日当日

申込時に指定された日の朝8時半までに、指定された場所にごみを出してください。

- オンライン決済の場合…受付番号または氏名・収集日・品名をA4サイズ程度の紙に油性ペンで書いて、ごみに貼り付けてください。
- 処理券の場合…処理券に必要事項を記入してごみに貼り付けてください。

## 自分でクリーンセンターに持ち込む 直接持ち込みは事前の予約が必要です。

### 予約方法

インターネットで習志野市ホームページの申し込み専用フォームからお申し込みいただけます。インターネットを利用できる環境が無い人は以下の施設に設置されているパソコンからも予約ができます。

習志野市 ごみ 持ち込み

検索



### 注意事項

- 予約のない人のごみの持ち込みはできません。
- 電話で予約はできません。
- 予約の申込期間は、持ち込みを希望する日の30日前から前日の午後4時までです。

パソコン利用可能施設	利用可能時間	休館日
市民協働インフォメーションルーム (津田沼5-12-12 サロード津田沼5階)	①午前9時～午後5時	日曜、祝日、年末年始
生涯スポーツ課 (鷺沼2-1-1 市庁舎2階)	①午前8時30分～午後4時30分	土・日曜、祝日、年末年始
スポーツ振興協会 (袖ヶ浦5-1-1 暁風館内)	①午前9時～午後5時	年末年始
東部体育館 (東習志野3-4-5)	①午前9時～午後8時30分	
秋津テニスコート (秋津5-20-2)	①午前9時～午後8時30分	
実籾テニスコート (実籾6-29-1)	①午前9時～午後4時30分	
芝園テニスコート・フットサル場 (芝園1-3-2)	①午前9時～午後8時30分	

**受入日時** 火～金曜日、第2・第4土曜日(祝日、年末年始を除く)  
①午前9時～11時30分、午後1時～4時

**料金** 10Kgにつき250円(税込)

**支払方法** 現金・電子マネー、クレジットカード、一部のQRコード決済

※一部対応していない決済方法もありますのであらかじめご確認ください。現金でお支払いの場合は小銭をご用意ください。

## ▶ 8. 戸口収集支援(ごみ・粗大ごみ)

**問** クリーンセンター業務課 ☎453-5374

ごみを集積所まで出すことが困難な高齢者・障がい者の居宅生活支援のため、戸口収集を行っています。粗大ごみも対象です(粗大ごみ処理券の購入が必要)。

### 対象者

以下のどちらかに該当する人で、他の人の協力を得られない人(どちらにも該当しない同居人がいる場合は対象外)

- ①介護保険の認定(要介護1～5)を受けている人
- ②障がい者手帳所持者のうち、必要と判断した人

## ▶ 9. 市で収集・受け入れできないもの

家電リサイクル法対象4品目(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫等※、洗濯機・衣類乾燥機)、家庭用パソコン、オートバイ(原付含む)、建物設備など工事を伴うもの、自動車部品、消火器、石、鍵盤楽器、液状のもの、化学薬品、2mを超える大きさのもの等は、市では収集・受け入れできません。販売店や工事業者に引き取りを相談するか、専門業者に処理を依頼してください(有料)。  
※冷温庫・保冷庫、ワインセラーを含む。

### オートバイ(原付含む)の処理

二輪車リサイクルコールセンター

☎050-3000-0727

**その他の処理** 購入店にご相談ください。

## ▶ 10. し尿

**問** クリーンセンタークリーン推進課 ☎454-6911

定期収集および臨時収集の申し込み、人数変更、転居、便槽変更などの際は連絡してください。



※習志野市は中小企業資金融資制度に関する受付等の業務を習志野商工会議所に委託しています。

市内で1年以上事業を営む中小企業者および創業、独立開業をする人の経営安定と事業の振興を図るため、下表の通り事業資金の融資を行っています。相談・申し込みは取扱金融機関で行っています。

**▶中小企業資金融資制度**

資金名		融資限度額	融資期間	融資利率
運転資金		2,000万円	5年以内	・1年以内 年1.70% ・1年超3年以内 年2.0% ・3年超5年以内 年2.10% ・5年超7年以内 年2.20% ・7年超10年以内 年2.40%
設備資金		3,500万円	10年以内	
小口零細企業資金	運転資金	1,250万円	5年以内	
	設備資金		10年以内	
経営安定化資金	運転資金	1,000万円	5年以内	
	設備資金		10年以内	
独立開業資金	運転資金	700万円	5年以内	
	設備資金	800万円	10年以内	
創業支援資金	運転資金	1,000万円	5年以内	
	設備資金		7年以内	
事業転換資金	運転資金	600万円	3年以内	
	設備資金	2,000万円	7年以内	
小売商業設備近代化資金		2,000万円	7年以内	
公害防除資金		2,000万円	7年以内	

※貸付利率は変動することがあります(表の利率は令和5年度)

 **中小企業退職金共済掛金補助**

独自に退職金制度を持つことが困難な中小企業者に、国の中小企業退職金共済制度(この制度にはパートタイマーも加入できます)への加入を促進するため、掛金に対して補助します。

**補助対象** 各種要件を満たす中退共に新規または追加加入した事業主

**補助内容** 被共済者1人につき、共済契約を締結した日の属する月から起算して連続する12カ月の掛金納付額の合計(上限72,000円)に100分の20を乗じて得た額

※補助の要件、申請方法など詳細は産業振興課へお問い合わせください。

 **屋外広告物**

**▶屋外広告物の許可**

屋外広告物(常時または一定の期間継続して、屋外で公衆に表示される看板などや建物、その他の工作物などに表示されるもの)の表示について、適用除外となる場合を除き、申請が必要になります。事前にご相談ください。

**▶屋外広告物の除去**

許可を受けた屋外広告物を除去した場合「屋外広告物等除去届」を市に届け出なければなりません。



 **習志野商工会議所**

経営相談、経営資金の融資等事業経営に関する各種事業を行っています。

※142ページもご覧ください。

## 空地の適正管理

問 クリーンセンター業務課 芝園3-2-1 ☎453-5374

空き地の管理は、「習志野市空地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」に基づき、土地所有者に義務付けられています。

空き地を放置すると、病害虫の発生、不法投棄、事故や犯罪、火災の発生などにつながります。定期的に除草や樹木の剪定を行い、適正に管理しましょう。



▲市ホームページ

## 市民農園

問 庁舎4階 産業振興課 ☎453-9217

市内在住者を対象に農業に対する理解を深めること等を目的に、市民農園の貸し付けを行っています。

名称	所在地	区画数
藤崎1丁目	藤崎1-5	12
藤崎7丁目	藤崎7-5	20
実籾3丁目	実籾3-6	56

貸付期間 2年間

使用料 10,000円/年間

面積 1区画30㎡

## ふるさとハローワークならしの

問 サンロード津田沼4階 ☎408-0055

求人情報の検索や、専門相談員による就労相談を受けられます。

### 求人情報検索

求人検索機により、全国の求人情報の検索、閲覧を無料で行うことができます。

### 就労相談

専門相談員が、就労相談や面接指導および紹介状の作成などに、無料で応じます。

※次の手続き・職業相談などは、下記までお問い合わせください。

●雇用保険・職業訓練の手続き、障がい者・外国籍の方の職業相談・紹介

ハローワーク船橋(☎047-420-8609)

●新規学卒者の職業相談・紹介

ふなばし新卒応援ハローワーク(☎047-426-8474)

利用時間 月～金曜日 ☎午前9時～午後5時

※祝日、年末年始を除く。

## 住宅修繕あっせん制度

問 庁舎4階 産業振興課 ☎453-7395

「住宅などの修繕や増改築を行いたいが、適当な事業者が分からない」とお困りの人に、市では習志野市住宅相談連絡会を通じて事業者をあっせんしています。

### あっせんの内容

修繕、改装、増改築、付帯設備など

## 木造住宅耐震化支援制度

問 庁舎4階 建築指導課 ☎453-3967

市では、地震に強いまちづくりを進めるため、昭和56年5月以前の木造一戸建て住宅を対象に、耐震診断費および耐震改修費の一部を助成しています。また、無料の耐震診断会も行っていますので、お気軽にご相談ください。

## 犬の登録(狂犬病予防注射)

問 庁舎4階 環境政策課 ☎453-5579

生後91日以上の子犬は、登録をすることで、年1回の狂犬病予防注射を受けさせることが法律で義務付けられています。

- 狂犬病予防注射は、動物病院などで受けてください。接種後、獣医師が発行する狂犬病予防注射済証を市に持参し、注射済票の交付手続きをしてください。動物病院によっては、交付手続きを代行している場合がありますので、動物病院へお問い合わせください。
- 転入された場合は、市で転入手続きをしてください。前住所地発行の犬鑑札を持っている人は、持参してください。
- 犬の死亡、行方不明、所在地および飼い主の変更等があった場合は、市へ連絡してください。

### 犬の登録等に関する手数料

区分	手数料
新規登録(鑑札の交付)	1頭につき 3,000円
狂犬病予防注射済票の交付	1頭につき 550円
鑑札の再交付	1頭につき 1,600円
狂犬病予防注射済票の再交付	1頭につき 340円

## 消費生活相談

問 庁舎分室[サンロード津田沼]4階  
消費生活センター ☎451-6999(相談専用)

消費生活における商品やサービスの苦情や問い合わせ、契約トラブル、クーリング・オフなど、気軽にご相談ください。相談員が解決のためのお手伝いをします。

相談時間 月～金曜日、第2土曜日(祝日、年末年始を除く)  
☎午前9時30分～午後4時

## おくやみ

問 庁舎1階 社会福祉課 ☎453-7375

家族にご不幸があったとき、葬儀についてのご相談、また、万が一の際に備えて事前の相談も承っています。

「葬祭業務」について、詳しくは➡102ページ

## 公害

問 庁舎4階 環境政策課 ☎451-1400

### ▶ 光化学スモッグ・PM2.5情報

光化学スモッグ注意報の発令および解除の情報を、「防災行政無線」や緊急情報サービス「ならしの」等でお知らせします。

※緊急情報サービス「ならしの」の登録方法の詳細は12ページをご覧ください。

### ▶ 光化学スモッグ注意報が発令された場合

- ①屋外での激しい運動は控えてください。
- ②不要不急の自動車使用は、できるだけ控えてください。
- ③目などに刺激を感じたら屋内に入ってください。
- ④乳幼児や高齢者、病弱な人は、特に注意してください。
- ⑤目や喉の痛み、頭痛、吐き気などの重い症状が出た人は、医療機関で手当てを受けてください。

### ▶ 公害の苦情相談

騒音・振動等の公害苦情のご相談やお問い合わせに応じています。

## 自転車等駐車場(駐輪場)の利用方法など

問 庁舎4階 防犯安全課 ☎453-9304

### ▶ 駐輪場の整備と利用登録の受付

#### ◆ 駐輪場の整備

- 年間登録施設19施設(収容台数12,515台)
- 一時利用施設16施設(収容台数4,056台)

買い物などで自転車等を利用する人は利用する店舗の駐輪場か一時利用駐輪場をご利用ください。

※JR津田沼駅北口(84ページ:記号L、N、P、O)は、令和6年3月末で利用を停止します。

代替駐輪場については、市ホームページでご確認ください。

#### ◆ 1日1回の利用料金(一時利用整理手数料)

自転車100円 原動機付自転車(125cc以下)200円

※JR津田沼駅北口第三(84ページ:記号R)、JR津田沼駅北口駅前第二(84ページ:記号V)は、50cc以下(白ナンバー)に限ります。

#### ◆ 駐輪場の利用登録

##### 受付期間

- 一次募集…12月頃に実施
- 二次募集…3月上旬から実施

##### 受付場所・時間

- 防犯安全課窓口: ①午前8時30分～午後5時(土・日曜、祝日、年末年始を除く)
- 駐輪場管理人室: ②午前7時～午後6時(日曜・祝日、8月中旬、年末年始を除く)

##### 登録に必要なもの

- 現住所、氏名、生年月日の確認できる身分証明書の写し
- 年間利用整理手数料
- 免除対象者は以下の書類の写し  
生活保護受給者証明、身体障害者手帳、精神障害者手帳、療育手帳、児童扶養手当証書、被爆者手帳、特定疾患医療受給者票

暮らし

〈広告〉

**海浜霊園の建墓  
申込相談受付中**

受付中霊園 船橋昭和浄苑  
市川の杜霊園・いちかわ大町霊園

**和泉家**  
いずみや

**(株)和泉家石材店**

☎0120-55-7311  
フルコール  
(船橋習志野営業所) ☎047-451-7311  
習志野市津田沼5-12-12  
サンロード津田沼駅ビル2F  
https://www.izumiya-sekizai.co.jp

和泉家石材店 検索

全優店  
全額現金石材店  
認定店



〈広告〉

**N&DP**  
習志野市とともに

**一般財団法人  
習志野市開発公社**

営業時間 /8:30 ~ 17:15  
定休日 / 土・日・祝・年末年始  
千葉県知事免許(16)第1294号  
習志野市秋津 3-7-1

**TEL 047-454-1201  
FAX 047-451-3156**

URL <http://www.n-kousya.or.jp/>

習志野市からの依頼による公共用地の先行取得業務や、独自事業として駐車場・テナントビルの運営を行っています。

## 年間利用整理手数料一覧

種別	屋根	利用者	年間利用整理手数料	
			市民	市民以外
JR津田沼駅南口第二自転車等駐車場以外				
自転車	あり	一般	7,850	15,700
		高校生以下	3,920	7,850
	なし	一般	4,720	9,440
		高校生以下	2,360	4,720
原動機付自転車 (125cc以下)	あり	全員	12,570	25,140
	なし		7,540	15,080
JR津田沼駅南口第二自転車等駐車場(記号K)のみ				
自転車	あり	一般	10,960	21,920
		高校生以下	5,470	10,960
原動機付自転車 (125cc以下)		全員	17,550	35,100

※JR津田沼駅北口第四(84ページ:記号O)、は、50cc以下(白ナンバー)のみの利用となります。

※10月1日以降の申し込みは上記金額の半額です。

※詳しくは市ホームページでご確認ください。

**道路上の自転車等は、むやみに移動しないでください。  
自転車等の移動は、トラブルの原因となります。**

## ▶ 自転車等の放置防止対策

通告書または警告書をハンドルに巻きつける等の放置防止活動と合わせ、放置自転車等の定期的な移送を行います。

移送した自転車等は、袖ヶ浦自転車等保管場所で保管します。

### ▶ 駐輪場内における措置

無登録および当該駐輪場以外で登録している自転車等は即日移送します。

また、一時利用駐輪場で、おおむね1週間以上、一時利用料金が未払いとなった自転車等は移送します。

### ▶ 整理区域外における放置自転車等の措置

整理区域外の公共の場所で、歩行者や車両の通行障害等のさまざまな問題を引き起こしている自転車等は、通告書を取り付けておおむね1週間後に移送します。

### ▶ 移送された自転車等の引取方法

移送された自転車等は袖ヶ浦自転車等保管場所に保管されます。

**引取場所** 袖ヶ浦自転車等保管場所(袖ヶ浦5-2)

※袖ヶ浦体育館南側

**引取日時** 火～土曜日 ①午後1時～午後6時45分  
(日・月曜、祝日、8月中旬、年末年始を除く)

※詳細はお問い合わせください。

### ▶ 引き取りに必要なもの

- 引き取りに来る人の身分証明書
- 自転車等の鍵
- 移送保管料:自転車 2,650円  
原動機付自転車(125cc以下) 5,300円

※市発行の保管自転車等引取通知書がある人は持参してください。

※詳細は市ホームページでご確認ください。

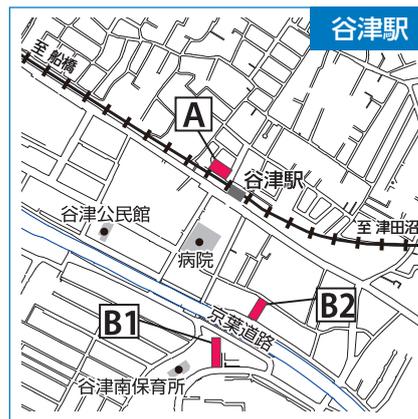
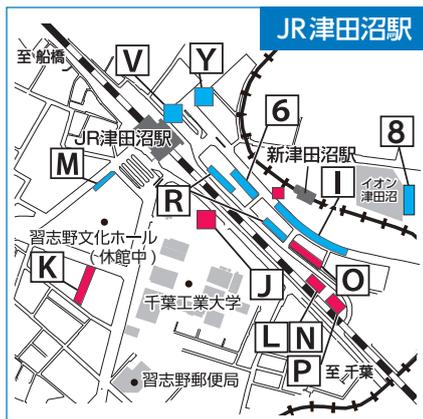
**保管期間** 保管を始めた日から2カ月間

次ページに続く



## 駐輪場案内図

■ …年間登録駐輪場 ■ …一時利用駐輪場



導

最寄駅	記号	駐輪場名
JR津田沼駅 新京成新津田沼駅	L	JR津田沼駅北口(1・2階)
	N	JR津田沼駅北口(屋上)
	P	JR津田沼駅北口第二
	R	JR津田沼駅北口第三
	O	JR津田沼駅北口第四
	I	JR津田沼駅北口第五
	6	JR津田沼駅北口第六
	8	JR津田沼駅北口第八
	Y	JR津田沼駅北口駅前
	V	JR津田沼駅北口駅前第二
M	JR津田沼駅南口	
K	JR津田沼駅南口第二	
J	JR津田沼駅千葉工大前	
JR新習志野駅	S	JR新習志野駅前 ※
谷津駅	A	京成谷津駅北口
	B1	京成谷津駅南口 ※
	B2	京成谷津駅南口第二
京成津田沼駅	C	京成津田沼駅北口
	W	京成津田沼駅北口第二
	D	京成津田沼駅南口 ※
京成大久保駅	F1	京成大久保駅北口
	F2	京成大久保駅北口第二
	F3	京成大久保駅北口第三 ※
	F4	京成大久保駅北口第四
	E	京成大久保駅南口第二 ※
実籾駅	H	京成実籾駅 ※
	Q	京成実籾駅第二
	Z	京成実籾駅第三
	U	京成実籾駅南口 ※

※印は年間利用と一時利用の駐輪場です。

## 広報・広聴

問 庁舎3階 広報課 ☎453-9220

### ▶ 広報習志野で情報を入手!

市の情報が満載の「広報習志野」は、毎月1日・15日の発行です。広報習志野では、市の重要なお知らせや、市民の皆さんも参加できるイベントの案内、ごみ収集の日程など、さまざまな情報を掲載しています。

#### 入手方法① 新聞折り込み

新聞を購読している世帯に、広報習志野発行日の日刊紙(朝日・読売・毎日・産経・東京・日本経済・千葉日報)に折り込みでお届けします。

#### 入手方法② 広報習志野ポスティングサービス

新聞を購読していない世帯に、新聞販売店を通して、広報習志野をご自宅のポスト(集合住宅の場合は1階のポスト)へお届けします。書面または市ホームページからの申し込みをお願いします。

#### 入手方法③ 市内公共施設など

市内の公共施設、駅、郵便局、一部のコンビニエンスストア、大型店、病院などに広報習志野を置いています。

#### 入手方法④ 習志野市ホームページ

習志野市ホームページに掲載しています。また、過去に発行された広報習志野をご覧くださいこともできます。

#### 入手方法⑤ アプリ「カタボケ」「マチイロ」

スマホやタブレットに無料アプリ「カタボケ」や「マチイロ」をインストールすると、出先や空き時間を利用して、デジタルブックで気軽に広報がご覧いただけます。カタボケについては、21ページで紹介しています。

## ▶ インターネットを利用する

### ▶ 習志野市ホームページ

市からのお知らせやイベント情報をはじめ、各種制度や届け出のご案内、申請書のダウンロードコーナー等を掲載しています。図書館資料の検索・スポーツ施設の予約や、粗大ごみの収集依頼を行うこともできる他、市議会中継をご覧いただくこともできます。

#### 掲載内容

市の紹介、イベント情報、市政情報、広報習志野、ハッピーバス時刻表、図書館情報、市議会情報など

### ▶ 習志野市公式X (旧:Twitter)

習志野市緊急情報 (@Narashino\_EI)

習志野市の市政情報や地震・台風、不審者などに関する緊急情報やイベント情報などをお届けします。

### ▶ 習志野市公式LINE **問 庁舎3階 情報政策課**

アプリ「LINE」で習志野市と友だちになると市からのお知らせが届いたり、知りたい情報が簡単に探せます(詳しくは20ページ)。

## ▶ TV・動画サイトでも市政情報を！

### ▶ ケーブルテレビ

市の施策や話題、魅力を紹介しているテレビ広報「なるほど習志野」。

毎月第1月曜日に内容を更新しています。

**放送局** J:COMチャンネル船橋・習志野(11ch)

**放送日** 第1・第3週月～日曜日(月1回更新)

**放送時間** ①午後8時15分～午後8時30分  
(火・木曜日は1日2回) ②午後0時15分～午後0時30分に放送)

#### CATVに関するお問い合わせ

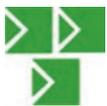
株式会社J:COM千葉 ☎0120-999-000

※ケーブルテレビを視聴するには加入契約が必要です。

### ▶ YouTube

インターネット上の動画共有サイトYouTubeを利用した、映像による市政情報の配信を行っています。

市政情報 NarashinoCity **広報番組 なるほど習志野**



## ▶ タウンミーティング

**問 庁舎3階 広報課 ☎453-9220**

市が展開する施策について、市長自らが地域に足を運び、市民の皆さんと直接、顔を合わせながら対話するタウンミーティングを実施しています。

**場所** 申込団体でご用意ください

**対象** 町会・自治会など、市内で定期的に活動する10人以上の団体

**テーマ** 市が所管する各種施策に関すること

#### 申込方法

広報課、市ホームページ等で配布の申込書に必要事項を記入の上、開催希望日の1カ月前までに郵送・FAX・持参または市ホームページからの送信で広報課へ郵送…〒275-8601 習志野市役所 広報課 FAX…453-9313

**その他** ●開催日時は協議の上、決定  
●一回の開催時間は60～90分

## ▶ キャッチボールメール

**問 庁舎4階 市民広聴課 ☎453-7372**

明るく住みよいまちづくりを進めるためのご意見・ご要望を市ホームページにて受け付けていますので、ご利用ください。

## ▶ キャッチボール通信

**問 庁舎4階 市民広聴課 ☎453-7372**

明るく住みよいまちづくりを進めるためのご意見・ご要望を専用の様式、封筒を使用し、文書にて送付できますので、ご利用ください(様式、封筒は庁舎、公民館などの各公共施設に設置しています)。



# 子ども・教育



## 保育所(園)・小規模保育事業

問 庁舎2階 こども保育課 ☎453-5511

### ▶保育所の保育

保育一元カリキュラムによる生後57日～5歳児までの保育(小規模保育事業および一部の保育所(園)は2歳児まで)

### ▶入所申込

#### 年度当初(4月)

受付期間: 広報習志野、市ホームページでお知らせ  
受付場所: こども保育課

#### 年度途中(5月～3月)

受付期間: 入所希望月の前々月6日から前月5日(閉庁日の場合は、前開庁日)まで  
受付場所: こども保育課

### ▶保育所(園)の入所(園)要件

児童の保護者が次のいずれかに該当し、2号3号(注1)の「給付認定」を受けている児童(「給付認定」は原則、入所申込と同時にいきます)。

- 保護者が日中、家庭内外で月64時間以上仕事をしているため児童の保育に当たれない場合
- 母親が出産前後の時期にあるため児童の保育に当たれない場合(出産前の入所は出産予定月の前々月から、出産後の入所は出産日後の57日目の末日まで可能)
- 保護者が疾病・負傷・心身に障がいがあるため児童の保育に当たれない場合
- 親族に長期にわたる病人や心身に障がいのある人がいて、その介護などのため児童の保育に当たれない場合(別居親族の場合は、月64時間以上の介護・看護をしていること)
- 火災や風水害、地震などの災害復旧のため児童の保育に当たれない場合

(広告)

- 求職活動のため、児童の保育に当たれない場合(入所後、2カ月以内に就労を開始すること)
- 保護者が就学中や技能習得のための通学をしているため、児童の保育に当たれない場合(月64時間以上を満たしていること)

### 注1

- 1号認定子ども…【幼稚園・こども園(短時間児)】
- 2号認定子ども…【保育所・こども園(長時間児)・小規模保育事業】  
満3歳以上
- 3号認定子ども…【保育所・こども園(長時間児)・小規模保育事業】  
満3歳未満  
各施設の所在地などは→116ページ

## 幼稚園

問 庁舎2階 こども保育課 ☎453-5511

### 《市立》

#### ▶幼稚園の教育・保育

保育一元カリキュラムによる4歳児・5歳児の教育保育

#### ▶園児募集

毎年秋に行い、翌年4月から入園

#### ▶入園手続き

住民登録後、通園区域の希望する幼稚園等に直接問い合わせ

#### ▶途中入園

通園区域の希望する幼稚園等に直接問い合わせ

#### ▶市立幼稚園の入園要件

本市に住民登録・居住している(親権者を含む)4・5歳児で、入園のための「給付認定」を受けていただきます。「給付認定」は入園手続きと同時にいきます。

## 青葉幼稚園グループが大切なお子様をお預かり致します。



2024 OPEN

**青葉保育園**

習志野市津田沼 3-14-17 Tel.047-406-3633  
対象年齢 0歳(6か月)～5歳 **A**



幼保連携型認定こども園

**青葉幼稚園**

習志野市津田沼 3-15-20 Tel.047-473-2747  
対象年齢 0歳(6か月)～5歳 **B**

Childcare Center  
**Playdea**  
千葉市認可小規模保育所 プレイディア  
千葉市花見川区幕張本郷 1-3-22 Tel.043-273-8866  
対象年齢 0歳(6か月)～2歳 **C**

KIDS SPACE  
**weepee**  
千葉市認可小規模保育所・英語教室  
キッズスペース・ワイビー 幕張本郷  
千葉市花見川区幕張本郷 2-6-4 Tel.043-213-8311  
対象年齢 0歳(6か月)～2歳 **D**



## ▶市立幼稚園預かり保育

保育時間終了後、①午後5時まで預かります(長期休業中は①午前9時～午後5時)。申し込み手続きは各園にて行います。

## ▶子育てふれあい広場

市立幼稚園を開放し「気軽に・楽しく・誰でも」遊べます。

各園年6回程度開催。対象は就園前の乳幼児とその保護者。開催日は市ホームページまたは各施設へご確認ください。

※詳しくは、92ページ参照

### 《私立》

## ▶私立幼稚園の所在地など

詳細は各幼稚園に直接お問い合わせください。  
各施設の所在地などは▶116ページ

## 認定こども園

問 庁舎2階 こども保育課 ☎453-5511

## ▶認定こども園の入園要件

### 1号認定子ども

3～5歳児で1号認定を受けている児童

### 2号・3号認定子ども

0～5歳児で保育を必要とする事由に該当し、2・3号認定を受けている児童

※詳しくは、86ページ保育所(園)の入所(園)要件を参照。

## ▶入園申込

### 1号認定子ども

4月入園の場合は市立・私立ともに毎年秋に各園に直接申し込みとなります。

年度途中も各園に直接申し込みとなります。

### 2号・3号認定子ども

4月入園の場合は広報習志野や市ホームページでお知らせします。

年度途中の場合は入園希望月の前々月の6日から前月5日(閉庁日の場合は、前開庁日)までこども保育課で受け付けます。

## ▶預かり保育(1号認定子どものみ)

### 《市立》

- 保育時間終了後、①午後5時まで預かります。
- 長期休業中は①午前9時から午後5時まで預かります。

### 《私立》

- 実施時間は直接各園にお問い合わせください。

### 《市立》

## ▶こども園の教育・保育

### ①通常保育

- 保育一元カリキュラムによる生後57日～5歳児までの保育
- 1号認定子ども(短時間児)と2号・3号認定子ども(長時間児)の合同保育
- 預かり保育
- 産休明け保育(生後57日目～4カ月未満児)

### ②こどもセンター

- 子どもと保護者が自由に交流し、子育てに関する相談・情報・学習の機会の提供

### ③一時保育

## ▶こどもセンター

開所日 月～土曜日 ①午前9時～午後4時

※詳しくは、92ページを参照。

## ▶子育てふれあい広場

市立こども園を開放し「気軽に・楽しく・誰でも」遊べます。対象は、就園前の乳幼児とその保護者です。各園年6回程度開催(開催日は市ホームページまたは各施設へご確認ください)。

※詳しくは、92ページを参照。

次ページに続く

〈広告〉

習志野市認可小規模保育施設  
**ロゼッタ保育園**

開園時間 7:00～19:00  
\*送迎時は車で来園可能です\*

対象年齢	0歳2ヶ月～2歳
	0歳児 6名
	1歳児 6名
	2歳児 6名
	一時保育 2名

ロゼッタ保育園の特色

- ・少人数制でアットホームな保育園。
- ・グットトイと言われる良質の玩具で五感やコミュニケーション能力を養います。その他にも食育や音楽も大切にしています。
- ・外遊びをたっぷり、のびのびと行っています。

備ワエルフェア グループホーム谷津苑・デイサービス秋津併設

ロゼッタ保育園  
習志野市 秋津 5-5-6  
047-451-6887

<https://care-net.biz/12/welfare/>



## ▶ 保育所(園)・幼稚園・こども園・小規模保育事業の主な届け出・申し込み

各種届け出など	届け出に必要なもの	届出先(連絡先)
転入・転居するとき	<b>【転入するとき(児童同伴)】</b> ・給付認定申請書兼保育所等入所申込書および必要書類 ・母子健康手帳 ・マイナンバー確認書類 ・本人確認書類 ・市県民税課税証明書 ※状況により必要書類が変わるため、ご相談ください。 <b>【転居するとき】</b> ・給付認定変更届	こども保育課
	<b>【転入するとき】</b> ・市内に居住していることを確認できるもの(住民票の写し、子ども医療助成受給券) ・前の幼稚園の在園証明書など ・給付認定申請書および必要書類 ・マイナンバー確認書類の写し ・本人確認書類の写し ・市県民税課税証明書など ※詳しくは各園にお問い合わせください。 <b>【転居するとき】</b> ・給付認定変更届	当該幼稚園・こども園
転出するとき	保育所(園) こども園2号・3号認定子ども (長時間児) 小規模保育事業 退所届 ※状況により必要な書類が変わりますので、ご相談ください。	在籍する保育所(園)・こども園
	幼稚園 こども園1号認定子ども (短時間児) ・退園届 ・給付認定変更届	在籍する幼稚園・こども園

## ▶ 幼児教育・保育の無償化

市内外の認可保育所(園)・こども園・幼稚園(私立幼稚園、認可外保育施設として届け出がある施設を含む)等を利用する3歳～5歳児クラスに在籍の子どもを対象に、保育料等が無償化(一部施設に上限額あり)されます。

※住民税非課税世帯は0歳～2歳児クラスも対象となります。

※病児保育、一時保育、預かり保育についても無償化となる場合があります。

無償化の対象になるには、給付認定を受ける必要があります。詳しくは、市ホームページをご覧ください。



### ひまわり発達相談センター

問 秋津3-5-1 ☎451-2922

成長や発達に心配のあるお子さんとその家族を支援する施設です。

**開所日** 月～金曜日 ①午前8時30分～午後5時

**休所日** 土・日曜日、祝日、年末年始

#### ▶ 相談

**対象** 18歳未満(主に就学前)の児童とその保護者

**内容** 発達全般に関する相談、幼稚園・保育所・こども園・学校などでの生活に関する相談、福祉サービスに関する相談、地域に出向いての相談(巡回相談)、医師による相談

#### ▶ 指導

**対象** 就学前の児童

**内容** 個別またはグループで実施

詳しくは、市ホームページをご覧ください。



### 障害児通所支援事業所あじさい療育支援センター

問 秋津3-4-1 ☎451-6767

知的または精神発達・肢体などに障がいや課題があるお子さんとその家族を支援する施設です。

**開所日** 月～金曜日

**休所日** 土・日曜日、祝日、年末年始

#### ▶ 福祉型児童発達支援

**対象** 満3歳から小学校就学前の知的、または精神発達に障がいや課題のある児童

**内容** 基本的な生活習慣の確立と社会生活への適応性を高めるため、保護者と連携を図りながら療育を行います。

#### ▶ 医療型児童発達支援

**対象** 満1歳から小学校就学前の肢体などに障がいや課題のある乳幼児

**内容** 乳幼児の発達を促すために、肢体などの運動機能支援・生活動作支援を行い、お子さんとその家族を支援します。



## 病児・病後児保育

問 庁舎2階 子育て支援課 ☎453-9203

子どもが病気のとときに、医療機関による入院治療の必要はないが、集団生活や家庭での育児が困難な場合にその子どもを一時的にお預かりする事業です。

### 対象者

市内在住または市内の保育所(園)に通っている生後57日から小学3年生までの児童

※事前登録が必要です



### 実施施設

- 千葉県済生会習志野病院「キッズケアルームなでしこ」  
泉町1-1-1 ☎473-7872
- 津田沼中央総合病院「ケアルームつくしんぼ」  
谷津1-9-17 ☎471-0844

利用料金 子ども1人につき1日2,000円  
(所得に応じ負担軽減あり)



## 一時保育

問 庁舎2階 こども保育課 ☎453-5511

一時的に保育が必要となるお子さんをお預かりする事業です。

対象年齢 6カ月～就学前

### 利用要件

- 保護者がパート就労など月15日以内の保育を必要とする場合
- 保護者の疾病・けがなどのため保育を必要とする場合
- 保護者の育児に伴う負担を軽減するために保育を必要とする場合

### 実施施設

#### 【市立】

- 保育所…谷津
- こども園…東習志野・杉の子・袖ヶ浦・大久保

#### 【私立】

- 保育園…かすみ・若松すずみ・明德そでの・ブレーメン津田沼・菊田みのり・クニナ奏の杜
- 小規模…ロゼッタ・サンライズキッズ谷津・サンライズキッズ津田沼・サンライズキッズ奏の杜

利用時間 月～土曜日 ①午前8時30分～午後5時

利用方法 利用日の前月の1日～利用日の7日前までに予約(利用日決定・児童の面接あり)

利用料金 (私立は直接お問い合わせください)

- 3歳未満児…1日2,400円 4時間以内1,200円
- 3歳以上児…1日1,200円 4時間以内 600円
- ※給食費(必要な場合、全年齢共通)  
平日265円 土曜日245円

一時保育予約専用電話 月～金曜日 ①午前9時～午後4時

- 谷津保育所 ☎453-3821
- 東習志野こども園 ☎474-0240
- 杉の子こども園 ☎455-5001
- 袖ヶ浦こども園 ☎451-0937
- 大久保こども園 ☎472-0029

※私立保育園の一時保育の詳細は、直接お問い合わせください。

- 私立かすみ保育園 ☎408-1170
- 私立若松すずみ保育園 ☎472-3896
- 私立明德そでの保育園 ☎453-2207
- ブレーメン津田沼保育園 ☎406-4433
- 菊田みのり保育園 ☎406-3411
- クニナ奏の杜保育園 ☎080-7134-1113
- ロゼッタ保育園 ☎451-6887
- サンライズキッズ谷津園 ☎050-5807-2280
- サンライズキッズ津田沼園 ☎050-5807-2211
- サンライズキッズ奏の杜園 ☎050-5807-2213

〈広告〉

**児童発達支援**  
**クラブジュニア**

2歳～小学生3年生のお子様  
ひとりひとりに合わせた個別支援

習志野市本大久保3-11-15  
☎047-411-9077

---

**放課後等ディサービス**  
**クラブ**

小学生～高校生のお子様  
学び特化の個別支援+グループワーク

習志野校 習志野市大久保1-27-3  
☎047-409-9603

三山校 船橋市三山5-21-3  
☎047-778-3735

公式サイト <https://day.crop-cc.com/>



市立幼稚園およびこども園では、保育時間終了後、①午後5時まで在園児をお預かりしています。

- 利用条件**
- 保護者が出産・疾病等により入院・通院する場合
  - 親族の看護や介護が必要な場合
  - 保護者が就学や就労する場合
  - その他、保護者の私的理由などで園長が認める場合

**申し込み** 利用する前月20日から利用開始の3日前まで

**利用料等**

実施園	市立幼稚園	市立こども園
保育時間	①通常の保育終了後～5時 ただし、長期休業期間は別途時間設定あり	
費用	①降園後～5時…450円 ※長期休業期間は別途料金設定あり	①降園後～5時…450円(別途おやつ代20円) ※長期休業期間は別途料金設定あり
実施日	次の日を除く日 ①土・日曜日、祝日 ②年末年始(12月29日～1月3日) ③その他園長が指定した日	

保育を必要とする事由に該当し認定を受けている児童は1日当たり450円の助成あり

制度名	対象者など	内容	備考
児童手当(国)	中学校修了前の児童を養育している人	【支給額(1人当たり月額)】 0歳から3歳未満 15,000円 3歳から小学校修了まで 第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 中学生 10,000円 所得制限限度額以上所得上限限度額未満(特例給付) 一律5,000円 所得上限限度額以上 支給なし 【支給月】2・6・10月	所得制限あり
子どもの医療費等の助成	本市に住所を有している間に医療機関を受診した児童(0歳～18歳到達後最初の3月31日まで)の保護者 ※医療費に対する高額療養費などがある場合、その額を差し引く ※日本スポーツ振興センターの災害共済給付の対象となる場合、助成対象外	保険診療分の医療費が通院1回または入院1日につき自己負担金300円のみを支払いとなります(調剤は無料)。ただし、 ・同月かつ同一医療機関の通院で6回目以降は無料 ・同月かつ同一医療機関の入院で11日目以降は無料 ※市民税所得割非課税の世帯の人はすべて無料	子ども医療費助成受給券と健康保険証の両方を医療機関に提示
ひとり親家庭等医療費等の助成	18歳到達後最初の3月31日までの児童または20歳未満で一定の障がいの状態にある児童を養育する母子・父子家庭など<生活保護世帯、里親に委託されている者、施設入所者(障がい施設と利用契約している児童は除く)は対象外>	保険診療分の医療費が通院1回または入院1日につき自己負担金300円のみを支払いとなります(調剤は無料)。 ※市民税所得割非課税の世帯の人はすべて無料	ひとり親家庭等医療費等助成受給券と健康保険証の両方を医療機関に提示
民間保育施設入所児童助成金	0～2歳児クラス 保育の必要性の認定基準を満たし、市内および市外(船橋・千葉・八千代市)の一定の基準を満たす認可外保育施設に1日4時間以上かつ月16日以上月極契約により入所している児童の保護者 3～5歳児クラス 保育の必要性の認定基準を満たし、市内および市外の認可外保育施設等に1日4時間以上かつ月16日以上月極契約により入所している児童の保護者	認可外保育施設に支払った保育料と、認可保育所等に入所する場合に発生する保育料との差額を助成(限度額:月40,000円) ※住民税非課税世帯については、幼児教育・保育の無償化制度により補助(限度額:月42,000円) 限度額:月3,000円を助成 ※幼児教育・保育の無償化制度による補助(限度額:月37,000円)と併せて補助(限度額:合計して月40,000円)	(問い合わせ)こども保育課 ☎453-5511
児童扶養手当(国)	18歳到達後最初の3月31日までの児童または20歳未満で一定の障がいの状態にある児童を養育している母子・父子家庭などの母もしくは父または養育者(父または母が一定以上の障がい者、引き続き一年以上遺棄または拘禁されている場合、DV防止法による保護命令を受けた場合など、対象となる場合あり)	全額支給の場合月額44,140円 一部支給の場合月額10,410円～44,130円 ※児童2人以上の場合、上記金額に第2子については月額5,210円～10,420円、第3子以降については1人につき月額3,130円～6,250円を加算 【支給月】毎年1・3・5・7・9・11月	所得制限あり

制度名	対象者など	内容	備考	
援護・措置	母子生活支援施設	18歳未満の児童を養育している母子家庭の母、またはこれに準ずる事情にある女子が生活上いろいろな問題のため児童の養育を十分にできない場合、母と子を共に入所させ、その生活を支援する施設	生活指導、就労支援、施設内の保育などの実施	入所者の住民税および所得税の税額に応じて費用負担あり
	JR運賃の割引	児童扶養手当受給世帯	通勤定期乗車券を3割免除	JR線のみ対象、1年更新、印鑑および写真(3cm×4cm)
	ひとり親家庭自立支援給付金の支給	児童を養育するひとり親家庭の父母	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育訓練給付金 指定された教育訓練講座の受講費用のうち60%を支給(上限額あり)</li> <li>高等職業訓練促進給付金 資格取得のための養成機関で修業する場合に修業期間の全期間(上限4年)給付金を支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得制限あり</li> <li>受講前に要相談</li> </ul>
	母子父子寡婦福祉資金の貸付	児童を養育するひとり親家庭の父母およびその父母に養育されている児童	<ul style="list-style-type: none"> <li>高等学校卒業程度認定試験合格支援事業 高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、受講した講座の費用の一部を支給</li> </ul>	
相談	母子父子寡婦福祉資金の貸付	20歳未満の児童を扶養している母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦	母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦の経済的自立を応援するための貸付制度。就学支度金、修学資金など	
	家庭児童相談	18歳未満の児童とその保護者など	家庭内における児童の養育に関すること 児童虐待相談・通告など	
	ひとり親家庭等の相談	ひとり親家庭の人など	自立生活に必要な生活全般の相談	

### ▶ 転入・転居するとき

各種届け出など	届け出に必要なもの	届出先(連絡先)
児童手当	<b>【転入する人】</b> ・請求者の健康保険証の写し ・請求者名義の口座のわかるもの <b>【転居する人】</b> ・本人確認書類 ・本人確認書類 ・マイナンバー確認書類	子育て支援課 ☎453-9203
児童扶養手当	児童扶養手当証書(全部停止の人を除く)、住居の名義を確認できる書類(原本)	
子どもの医療費等の助成	<b>【転入する人】</b> ・マイナンバー確認書類 ・印鑑 ・子どもの健康保険証 ・申請者の本人確認書類 <b>【転居する人】</b> ・子ども医療費助成受給券	
ひとり親家庭等医療費等の助成	<b>【転入する人】</b> ・マイナンバー確認書類 ・印鑑 ・申請者の本人確認書類 ・保護者と子どもの健康保険証 <b>【転居する人】</b> ・ひとり親家庭等医療費助成受給券	
妊婦・乳児健康診査受診票	<b>【転入する人】</b> ・母子健康手帳 ・妊婦・乳児健康診査受診票(前市町村で発行したもの)	母子健康手帳交付室

### ▶ 転出するとき

各種届け出など	届け出に必要なもの	届出先(連絡先)
児童手当	・本人確認書類	子育て支援課 ☎453-9203
児童扶養手当	・児童扶養手当証書(全部停止の人を除く)	
子どもの医療費等の助成	・子ども医療費助成受給券	
ひとり親家庭等医療費等の助成	・ひとり親家庭等医療費等助成受給券	

### ▶ 資格消滅の届け出

各種届け出など	届け出に必要なもの	届出先(連絡先)
児童手当	<b>【受給者が死亡した時等】</b> ・児童の口座が分かるもの <b>【児童が死亡した時等】</b> ・受給者の本人確認書類	子育て支援課 ☎453-9203
児童扶養手当	<b>【受給者が死亡した時等】</b> ・児童扶養手当証書(全部停止の人を除く) ・児童の口座が分かるもの <b>【児童が死亡した時等】</b> ・児童扶養手当証書(全部停止の人を除く)	

## 子育て支援

### ▶ファミリー・サポート・センター 問 ☎452-3533

子育て家庭に対して育児または家事の援助を行いたい人と受けたい人を対象とした会員組織です。

**所在地** 鷺沼2-1-1 (庁舎2階 子育て支援課内)

**開所日** 月～金曜日 ①午前8時30分～午後5時

**休所日** 土・日曜日、祝日、年末年始

※会員登録が必要です。

#### 活動内容

- 育児支援: 保育終了後の子どもの預かり、保育施設までの子どもの送迎など
- 家事支援: 調理、洗濯、掃除、授乳・沐浴の介助など
- ショートステイ:  
出産・傷病による入院などの理由で宿泊を伴う子どもの預かり
- 一時預かり (ファミ・サポる～む):  
各子どもセンターときらっ子ルームにおける子どもの預かり

### ▶子どもセンター

問 鷺沼 ☎452-3711 東習志野 ☎477-0840  
杉の子 ☎455-5002 袖ヶ浦 ☎408-0582  
新習志野 ☎451-3011 大久保 ☎478-6690

就学前の子どもと保護者が自由に遊びながら交流し、情報交換する場です。

#### 所在地

#### 習志野市子どもセンター(鷺沼)

鷺沼1-8-24

#### 東習志野子ども園子どもセンター

東習志野3-4-1 (東習志野子ども園内)

#### 杉の子子ども園子どもセンター

本大久保2-3-15 (杉の子子ども園内)

#### 袖ヶ浦子ども園子どもセンター

袖ヶ浦2-5-3 (袖ヶ浦子ども園内)

#### 新習志野子ども園子どもセンター

香澄4-6-1 (新習志野子ども園内)

#### 大久保子ども園子どもセンター

泉町3-2-1 (大久保子ども園内)

**開所日** 月～土曜日 ①午前9時～午後4時

**休所日** 日・祝日、年末年始

**対象** 市内在住の就学前の子どもとその保護者  
保育士などによる相談や四季折々の行事・イベントがあります。

### ▶きらっ子ルームやつ 問 ☎475-5544

主に0～3歳児の子どもと保護者が自由に遊び交流できる場所です。保育士などによる相談や子育てに関する情報提供を行います。

**所在地** 谷津5-5-3 ステージエイト1階

**開所日** 水～月曜日 ①午前9時～午後4時

**休所日** 火・祝日、年末年始

**対象** 市内在住の乳幼児 (主に0～3歳児) とその保護者

### ▶子育てふれあい広場

問 こども保育課 ☎453-5511

市内にお住まいの未就園児親子に幼稚園およびこども園の園庭や遊戯室などを開放しています。たくさんの遊具で自由に遊ぶ場、在園児と交流する場などがあります。

**開催場所** 市内市立幼稚園およびこども園

**開催日時** 各施設年6回程度 (各園にお問い合わせください) ①午前10時～11時30分

**持ち物** 上履き・子ども用名札

※車でのお来場はご遠慮ください。

### ▶子育て応援ステーション

問 子育て支援課 ☎453-9203

公共施設の他、民間施設の協力を得て、授乳やおむつ交換などで立ち寄ることができる場を提供し、安心して乳幼児を連れて外出できる環境を整えています。



◀このステッカーが目印です。

### ▶子育て支援コンシェルジュ

問 子育て支援課・各子どもセンター・きらっ子ルームやつ

子育て支援課および子どもセンター、きらっ子ルームで、所定の研修を受けた保育士などが『子育て支援コンシェルジュ』として、子育て支援サービスの紹介や子育ての相談などを行います。

【例えばこんな相談をお受けします】

- 保育所、幼稚園、子ども園の入所入園状況は？
- 妊娠中や出産後の育児と家事を手伝ってもらえる？
- 子どもの発達について相談するところはある？

## 小・中学校

問 庁舎2階 学校教育課 ☎451-1133

### ▶小・中学校の入学

該当するお子さんに1月中旬に入学通知書を送ります(中学校の通知は在籍する小学校で配布)。

### ▶小・中学校の転入、転出届

1. 転入…前在籍校の転校書類(在学証明書など)を学校教育課へ提示して入学票をもらい、指定された学校にその入学票と転校書類を持っていく
2. 転出…市民課で転出の手続きをした後、現在の学校から転校書類をもらい、転出先の市区町村教育委員会で学校の指定を受ける

### ▶学用品費、給食費などの援助

次の場合に該当し、援助を希望する人は、学校または学校教育課へご相談ください。

1. 経済的な理由で小・中学校の就学が困難な場合
2. お子さんが特別支援学級に通学または障がい等があり経済的にも援助が必要な場合

各学校の所在地などは▶117ページ

## 放課後児童会

問 庁舎2階 児童育成課 ☎453-7379

**対象児童** 市内に居住する小学生で、保護者が仕事や病気などで、昼間家庭にいない児童  
その他、市長が特に必要と認めた児童

**開設時間** 1. ①放課後～午後7時  
2. 学校休業日は、①午前8時～午後7時

**休み** 日・祝日、年末年始、その他、市長が特に必要と認めた日

**諸費用** 児童育成料、おやつ代他

**申込受付** 児童育成課

※生活保護世帯や低所得世帯の場合は、育成料の減免制度がありますので、ご相談ください。

**開設場所** 市内各小学校内など

※分割し運営している児童会もありますが、入会場所の選択はできません。

## 放課後子供教室

問 庁舎2階 社会教育課 ☎453-7328

**対象児童** 実施小学校の在籍児童など

**申込受付** 放課後子供教室に参加するには、年度ごとに事前の登録が必要です。  
実施小学校の放課後子供教室に登録申込書を提出してください。

### 開設日時

- 月～金曜日…①放課後から午後5時まで(11月～2月は①午後4時30分まで)
- 長期休み、学校行事振替休日など…①午前8時から午後5時まで(11月～2月は①午後4時30分まで)
- ※土・日曜、祝日、学校閉庁日(お盆休み期間など)、年末年始の期間は開設しません。

**費用** 無料

### 開設場所

教室名	電話
大久保東小学校	070-2186-8455
東習志野小学校	070-2467-8616
秋津小学校	090-8234-9262
袖ヶ浦西小学校	070-8784-0245
袖ヶ浦東小学校	070-8787-3090
藤崎小学校	080-7067-6291
屋敷小学校	090-6174-1981
実花小学校	090-2046-9367
向山小学校	090-6174-2119
香澄小学校	080-8825-2717

※上記以外の小学校についても、順次開設を進めていきます。

〈広告〉

八千代松陰 中学校 高等学校  
さわやか はつらつ ひたむき

〒276-0028 千葉県八千代市村上727番地  
TEL 047-482-1234  
<https://www.yachiyoshoin.ac.jp>

●交通手段  
京成・東葉高速「勝田台駅」(A1出口)から  
米本団地行バス「松陰高校前」下車

## 習志野高等学校

問 東習志野1-2-1 ☎472-2148

創立：昭和32年4月1日／普通科18学級、商業科6学級  
習志野高校は習志野市唯一の市立高校であり、「習志野の王冠たれ」を標榜して創立以来60年以上、文武両道を実践し、数々の輝かしい実績を収めてきました。

今後ともこれまで培ってきた歴史と伝統を受け継ぎながら、常に進化する「学び舎」を作り続けます。

## 習志野市育英資金

問 庁舎2階 学校教育課 ☎451-1133

本市に1年以上住所を有する保護者の経済的理由により、修学が困難でかつ成績が優秀であり、他から育英資金の給与を受けていない高等学校生徒に給与します。申請には基準があり、選考により受給者を決定します。

## 習志野市入学資金

問 庁舎2階 学校教育課 ☎451-1133

本市に居住しており、高等学校等に進学予定の中学校3年生の保護者に対し、入学にかかる費用の一部を給付します。申請には基準があり、申請者の中から受給資格者を決定します。

## その他の修学資金(貸付)

▶千葉県奨学資金(在学する学校にて申請)

問い合わせ

県教育庁企画管理部財務課 ☎043-223-4027

▶日本学生支援機構(在学する学校にて申請)

問い合わせ

奨学金相談センター

☎0570-666-301(ナビダイヤル)

☎03-6743-6100

<http://www.jasso.go.jp/>

▶生活福祉資金

問い合わせ

習志野市社会福祉協議会 ☎452-4161

▶母子・父子・寡婦福祉資金

問い合わせ

子育て支援課 ☎453-9203

▶国の教育ローン

問い合わせ

日本政策金融公庫教育ローンコールセンター

☎0570-008-656(ナビダイヤル)

☎03-5321-8656

## 青少年センター

問 庁舎2階 ☎452-0919

青少年の健全育成および非行防止を目的に「補導活動」「青少年健全育成活動」「環境浄化活動」「不審者対応」などに取り組んでいます。

補導活動では、公園・娯楽施設等を中心に、午前・薄暮・夜間の時間帯に青少年補導委員とも連携してパトロールを実施し、青少年に対する補導相談を行っています。

〈広告〉

Government Educational Loans  
**国の教育ローン**  
あなたの“未来”応援します。

ご融資額 **350万円**以内  
お子さま1人あたり

- ご入学前のまとまった費用の準備が可能
- 固定金利  
長期返済が可能
- 40年以上の取扱実績

ご相談・お問い合わせは **教育ローンコールセンター**  
受付時間 月～金 9:00～19:00

ナビダイヤル ☎0570-008656

※通話には料金がかかります。ナビダイヤルの通話料金の詳細は音声ガイダンスにてご案内しております。  
※土曜日、日曜日、祝日、年末年始(12月31日～1月3日)はご利用いただけません。ナビダイヤルがご利用いただけない場合は、03-5321-8656におかけください。

JFC 日本政策金融公庫




教育関係の研究、研修、教育相談、情報教育など、教育振興の一端を担っています。

▶相談

相談名	相談内容等	相談日等	時間	電話番号	備考
教育相談	・小・中学生とその保護者を対象に、不登校や学校生活、いじめに関する相談 ・心や身体、就学や進路に関する相談	月～金曜日 (土・日曜日、祝日、 年末年始は休館)	①午前9時～ 午後5時	475-8341	電話相談 (来所相談 は要予約)
特別支援 教育相談	・特別な支援(特別支援教育)に関する相談 ・就学に関する相談(年長児～中学生)	月～金曜日 (土・日曜日、祝日、 年末年始は休館)	①午前9時～ 午後5時	476-0210	電話相談 (来所相談 は要予約)
青少年 テレホン相談	・青少年の悩み ・問題行動に関する相談 ・家庭問題に関する相談	月～金曜日 (土・日曜日、祝日、 年末年始は休館)	①午前9時～ 午後5時	475-7867	電話のみ
いじめメール 相談	・小・中学生が匿名でもできるメール相談 (いじめや悩み、不安なこと等)	24時間受付 ただし、夜間に着信した相談は翌朝 以降、土日・祝日に着信した相談は休 み明け以降になります		いじめメール相談 アドレス tsunagaru@city. narashino.lg.jp	メールのみ
適応指導教室 「フレンドあ いあい」	・いろいろな理由で学校に行くことがで きない小・中学生の教室 ・学習や運動、小集団活動を行う「安心で きる学びの場」 ・保護者との相談を進めながら、学校生活 へ復帰や社会的自立ができるように支援	①月～木曜日  ②体育活動の日 (原則金曜日)  ※土・日曜日、祝日、 年末年始は休館	①②午前9時～ 午後3時  ②②午前9時～ 正午	①471-1236  ②475-8341 (教育相談電話へ)	見学は 要連絡

鹿野山少年自然の家

問 ☎0439-37-2197

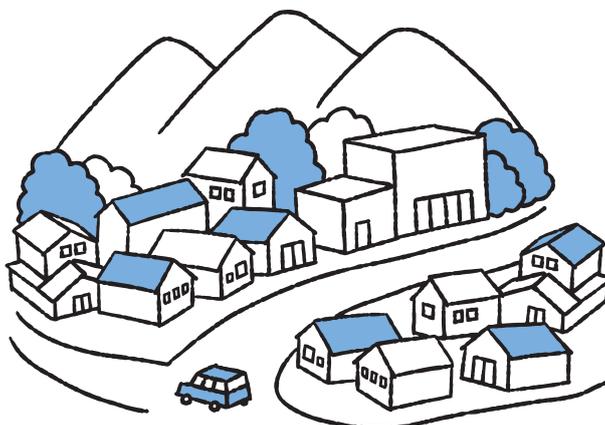
豊かな自然環境を生かし、集団宿泊学習や野外活動を通して、少年の心身の健康の保持増進を図る教育施設です。  
〒292-1155 君津市鹿野山常緑平731

▶使用料(宿泊代のみ)

区分	市内	市外
幼児、小・中学生	170円	1,140円
高校生	570円	
青年(25歳以下)	1,470円	2,940円
一般(26～64歳)	1,780円	3,560円
一般(65歳以上)	890円	



※利用する前に、市ホームページをご確認ください。





# 相談コーナー



## 各種相談

相談名	相談内容	相談日	時間	場所	相談員	予約・問い合わせ
法律相談 (要予約)	親子・夫婦・相続・借地・借家・債務などの法律に関する事	毎週火曜日 (祝日、年末年始を除く)	①午前10時～正午 ②午後1時～午後4時	市民相談室	弁護士	市民広聴課 ☎453-7372
		毎週金曜日 (祝日、年末年始を除く)	①午後1時～午後4時 第1金曜日のみ ②午後1時～午後7時			
税務相談 (要予約)	所得税・相続税・贈与税・土地の名義変更にかかる税金など申告や納税に関する事	毎月第2金曜日 (祝日、年末年始を除く)	①午前10時～正午 ②午後1時～午後4時		税理士	

●市民相談室 津田沼5-12-12 サンロード津田沼6階

※祝日・休日等により、相談日の変更や休止する場合がありますので、事前にご確認の上、ご利用ください。

次ページに続く

< 広告 >

相談コーナー

## JR津田沼駅徒歩3分

不動産登記／相続・贈与・離婚・売買・担保抹消等／遺産整理  
預貯金・株式・不動産等の整理／遺言書作成／債務整理／会社登記等 (初回相談無料)

# MM 司法書士法人 水上事務所

代表司法書士 水上元一 含む 所属司法書士6名  
及び5名のスタッフで親身になって対応致します。

www.officemm.jp **TEL (047) 477-8756**  
船橋市前原西 二丁目12番7号 **FAX (047) 403-7053**  
第一生命ビル6F

## 習志野法曹会

法律相談を希望される方は、各弁護士にお問い合わせください。

《千葉県弁護士会》

弁護士 石塚 英一 TEL043-224-8611	弁護士 岡本 博江 TEL043-306-9101	弁護士 田島 和憲 TEL043-239-5482	弁護士 福田 佐知子 TEL043-224-7401
弁護士 伊藤 義文 TEL043-309-7257	弁護士 清田 友洋 TEL043-441-4400	弁護士 田中 知華 TEL047-315-6206	弁護士 村上 典子 TEL043-223-5081
弁護士 上杉 浩介 TEL043-239-6176	弁護士 近藤 一夫 TEL043-202-2373	弁護士 土屋 寛敏 TEL047-471-5129	弁護士 山下 洋一郎 TEL043-225-5242
弁護士 大谷 寛子 TEL047-471-5129	弁護士 高橋 馨 TEL047-451-4300	弁護士 広山 相徳 TEL043-441-4400	

《東京弁護士会》  
弁護士 鈴木 輝雄  
TEL03-3868-3922

《第一東京弁護士会》  
弁護士 大塚 翔吾  
TEL03-6206-1074  
弁護士 高橋 真理人  
TEL03-3294-5391  
弁護士 滝野 俊一  
TEL03-5217-2277

《第二東京弁護士会》  
弁護士 桑村 竹則  
TEL03-3645-4331



# 小長谷会計事務所

税理士  
行政書士

小長谷 藤兵衛

「個人の方から法人の方まで、お悩み・ご相談を承ります」

習志野市実籾4-1-1-302号

税務  
管理

相続

遺言

成年  
後見

各種  
登記

その他…記帳指導・経営支援・給与計算・IT支援業務等



お気軽にお電話ください

☎047-479-2315

小長谷会計 検索



## 石田税務会計事務所

税理士 石田 昌彦

相続

等、困った時こそ

まずはご相談ください！

誠心誠意、迅速、丁寧に対応いたします。

- 相続税 ○法人税 ○所得税
- 税務相談 ○記帳代行 ○電子帳簿
- インボイス対応 など

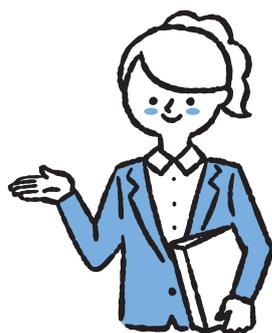
TEL. 047-411-9501

FAX. 047-411-9502

〒275-0011 習志野市大久保 1-26-17-302

石田税務会計事務所 習志野 検索

相談コーナー



## おかげさまで創業60年

各種配送・生前・遺品整理  
その他お気軽にご相談ください

柳澤運送株式会社 **YANAGISAWA**  
TRANSPORT CO., LTD.

☎047-472-1012 <http://yanagisawa-t.co.jp/>

〈本社〉 習志野市東習志野6丁目13-16

〈第二倉庫〉 習志野市東習志野7丁目4-32 〈物流センター〉 習志野市東習志野6丁目20-3

相談名	相談内容	相談日	時間	場所	相談員	予約・問い合わせ
行政相談	年金・保険・道路・環境衛生など、国・県・独立行政法人などに対する意見や要望に関する事	毎月第4金曜日 (祝日、年末年始を除く)	①午後1時～午後4時 【受付時間】 ②午後3時30分まで	市民相談室	行政相談委員	(予約不要) 市民広聴課 ☎453-7372
不動産相談	不動産の売買、借地・借家などに関する事	毎月第3金曜日 (祝日、年末年始を除く)	①午後1時～午後4時 【受付時間】 ②午後3時30分まで		宅建協会 相談員	
くらしの手続き相談	相続・遺言・成年後見・離婚等、官公署に提出する書類、その他権利義務・事実証明に関する書類に関する事	毎月第1金曜日 (祝日、年末年始を除く)	①午後1時～午後4時 【受付時間】 ②午後3時30分まで		行政書士	
登記・測量・境界相談	相続・贈与など不動産の登記全般に関する事	毎月第2水曜日 (祝日、年末年始を除く)	①午後1時～午後3時 【受付時間】 ②午後2時30分まで		司法書士 土地家屋調査士	
登記・後見・債務相談	相続・贈与など不動産の登記全般、成年後見制度、多重債務問題に関する事	毎月第1木曜日 (祝日、年末年始を除く)	①午前10時～正午 午後1時～午後3時 【受付時間】 ②午後2時30分まで		司法書士	
心配ごと相談	家庭内など日常生活の上のさまざまな悩みごと・心配ごとに関する事	毎週月～木曜日 (祝日を除く)	①午後1時～午後4時 【受付時間】 ②午後3時30分まで	市民相談室	心配ごと相談員	社会福祉協議会 ☎452-4161
		毎月第2土曜日 (祝日を除く)	①午後1時～午後4時 【受付時間】 ②午後3時30分まで	東習志野コミュニティセンター3階・ 総合福祉センター2階	心配ごと相談員	社会福祉協議会 ☎452-4161 【相談専用電話】 ☎451-9494 (第2土曜日のみ)
人権相談	人権侵害に関する事	毎月第3火曜日	①午後1時～午後3時 【受付時間】 ②午後2時30分まで	市民相談室	人権擁護委員	社会福祉課 ☎453-7375

●市民相談室 津田沼5-12-12 サンロード津田沼6階

※祝日・休日等により、相談日の変更や休止する場合がありますので、事前にご確認の上、ご利用ください。

〈広告〉

# 習志野市の不動産に関する ご相談は三井のリハウスに お任せください。



津田沼駅南口徒歩2分

〈皆様の最寄りの不動産ご相談窓口〉 **三井のリハウス津田沼センター**

フリーコール  
**0120-993-026**

〒275-0026  
習志野市谷津7-7-1  
Loharu津田沼 1F

現在の価格を知ることができます  
QRコードからアクセス  
※QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。



**三井不動産リアルティ株式会社**

国土交通大臣(15)第777号 (一社)不動産流通経営協会会員 (一社)不動産協会会員 (公社)首都圏不動産公正取引協議会加盟

相談名	相談内容	相談日	時間	場所	相談員	予約・問い合わせ
年金相談	年金に関すること	毎月第2水曜日	①午後1時～午後4時 【受付時間】 ②午後3時30分まで	市民相談室	社会保険 労務士	国保年金課 ☎453-9352
女性の生き方 相談	自分自身の生き 方、家族・夫婦の問題、職場の人間関係、配偶者からの暴力など	毎月 第1・3金曜日 第2・4火曜日 第3木曜日	(第1金曜日) ①午後1時30分～ 午後3時10分 ②午後4時～ 午後7時40分 (第2・4火曜日、第3木 曜日、第3金曜日) ③午前9時～ 午前11時40分 ④午後0時30分～ 午後4時10分	男女共同参画セン ター	カウンセラー	男女共同参画セン ター(ステップな らしの) ☎453-9307 (要予約)
生活・仕事 相談	生活、失業、多重債 務などの相談支援 の実施、住居確保 給付金支給	毎週月～金曜日 (祝日を除く)	①午前8時30分～ 午後5時	サンロード 津田沼6階	社会福祉士 精神保健福祉士 キャリアコン サルタント	らいふあっぴ 習志野 ☎453-2090
ひとり親家庭 等の相談	自立生活に必要な 生活全般の相談	月～金曜日 (祝日を除く)	①午前8時30分～ 午後5時	子育て支援課	ひとり親家庭 自立支援員	子育て支援課 ☎453-9203
家庭児童相談	家庭内における児 童の養育に関する こと、児童虐待相 談・通告など	月～金曜日 (祝日を除く)	①午前8時30分～ 午後5時	子育て支援課	家庭相談員	子育て支援課 ☎453-7322

●市民相談室 津田沼5-12-12 サンロード津田沼6階

※祝日・休日等により、相談日の変更や休止する場合がありますので、事前にご確認の上、ご利用ください。

次ページに続く



相談名	相談内容	相談日	時間	場所	相談員	予約・問い合わせ
子育て支援 コンサル ジュ	子育てに関する制度や、サービス、保育所、幼稚園、こども園のことなど	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援課 月～金曜日</li> <li>・各こどもセンター 月～土曜日</li> <li>・きらっ子 ルームやつ 水～月曜日</li> </ul>	①午前9時～午後4時 (子育て支援課は 午前8時30分～午 後5時)	子育て支援課、 各こどもセンター、 きらっ子ルームやつ	保育士など	子育て支援課 ☎453-9203 習志野市こどもセ ンター(鷺沼) ☎452-3711 東習志野こども園 こどもセンター ☎477-0840 杉の子こども園 こどもセンター ☎455-5002 袖ヶ浦こども園 こどもセンター ☎408-0582 新習志野こども園 こどもセンター ☎451-3011 大久保こども園 こどもセンター ☎478-6690 きらっ子ルームやつ ☎475-5544
教育相談	小・中学生とその保護者を対象に、不登校、学校生活、いじめ、特別支援教育、就学など教育上のこと	月～金曜日 (土・日曜日、祝日、年末年始は休館)	①午前9時～午後5時	総合教育センター	総合教育センター相談員	総合教育センター 【教育相談】 ☎475-8341 【特別支援教育相談】 ☎476-0210 ※来所相談は要予約
青少年 テレホン相談	青少年の悩み、問題行動、家庭問題など	月～金曜日 (土・日曜日、祝日、年末年始は休館)	①午前9時～午後5時	総合教育センター	総合教育センター相談員	総合教育センター 【青少年テレホン 相談】 ☎475-7867
いじめメール 相談	小・中学生が匿名でもできるメール相談(いじめや悩み、不安なこと等)	24時間受付 ただし、夜間に着信した相談は翌朝以降、土日・祝日に着信した相談は休み明け以降になります		総合教育センター	総合教育センター相談員	いじめメール相談 アドレス tsunagaru@city. narashino.lg.jp メールのみ対応
住宅相談	住宅の増改築や修繕、構造上のこと	毎月第1金曜日 (休日の場合は 第2金曜日)	①午後4時30分～ 午後7時 【受付時間】 ②午後6時30分まで	市民相談室	建築士	住宅課 ☎453-9296
消費生活相談	消費生活における商品やサービスの苦情・問い合わせ・契約トラブル、クーリング・オフなどに関すること	月～金曜日、 第2土曜日 (祝日、年末年始を除く)	①午前9時30分～ 午後4時	消費生活センター	消費生活相談員	消費生活センター ☎451-6999 (相談専用)
交通事故相談	損害賠償関係・示談の進め方・自賠責保険請求の仕方に関すること	毎月第1木曜日 (4月は除く)	①午前10時～正午 午後1時～3時 相談日2日前まで受付	市民相談室	県交通事故相談員	防犯安全課 ☎453-9304 (要予約)

●市民相談室 津田沼5-12-12 サンロード津田沼6階

※祝日・休日等により、相談日の変更や休止する場合がありますので、事前にご確認の上、ご利用ください。

相談名	相談内容	相談日	時間	場所	相談員	予約・問い合わせ
妊娠届 (母子健康手帳交付)	妊娠中の健康などについて面接しながら交付。妊婦・乳児健診受診票などを発行 ※手続きに30分程度掛かります(各ヘルステーションでの交付を希望する場合は健康支援課に事前申し込み)	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	①午前8時30分～午後5時 (午後4時45分までに要来庁)	母子健康手帳交付室 (庁舎2階) 各ヘルステーション (予約制)	保健師など	健康支援課 ☎453-2967
ママ・パパになるための学級	妊娠・出産・子育てについて仲間とともに学ぶ	母子健康手帳交付時に日程表配布 市ホームページに掲載		保健会館	保健師など	健康支援課 ☎453-2967 (要予約)
乳幼児の健康相談	乳幼児の健康・育児・食事などに関する事	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	電話相談は随時、面接は申込時に案内	各ヘルステーション等	保健師 管理栄養士 歯科衛生士	
幼児相談	かんしゃく、人見知り、言葉、接し方など、子育てに関する事	申し込み時に案内		各ヘルステーション等	心理相談員 保健師	
歯みがき教室	1～3歳児の口の中や歯みがきに関する事	広報習志野・市ホームページに掲載	①午前10時、10時30分、11時	広報習志野・市ホームページに掲載	歯科衛生士	健康支援課 ☎453-9302 (要予約)
離乳食教室	第1子で5～6カ月の乳児の離乳食に関する事	広報習志野・市ホームページに掲載	①午前10時30分、午後1時45分	広報習志野・市ホームページに掲載	管理栄養士	
食生活なんでも相談	乳幼児期から成人・高齢期の栄養・食事に関する事	広報習志野・市ホームページに掲載	①午後1時30分～午後4時15分	保健会館	管理栄養士	
成人健康相談	成人の健康・栄養・歯と口に関する事	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	①午前8時30分～午後5時	健康支援課 各ヘルステーション	保健師 管理栄養士 歯科衛生士	健康支援課 ☎453-9302 (来庁相談は要予約)
高齢者健康相談(65歳以上)	高齢者の健康・栄養・歯と口に関する事	月～金曜日 (祝日、年末年始を除く)	①午前8時30分～午後5時	健康支援課 各ヘルステーション	保健師 管理栄養士 歯科衛生士	健康支援課 ☎407-4560 ※各回2件まで (要予約)
認知症高齢者介護相談	認知症の心配がある本人および家族の相談	毎月第2・4金曜日	①午後2時30分～午後4時30分	高齢者支援課	精神科医師 社会福祉主事 保健師	高齢者支援課 ☎407-4560 ※各回2件まで (要予約)
障がいのある人のための相談	身体障がい・知的障がいに関する事	月～金曜日 土曜日	①午前8時30分～午後5時30分 ②午前8時30分～午後0時30分	習志野玲光苑 屋敷4-6-6 (東部保健福祉センター内)	相談支援専門員	習志野玲光苑 ☎411-9616 FAX411-9617
	精神障がいに関する事	月～金曜日	①午前9時15分～午後6時	旅人の木 津田沼3-8-19 Casa Solare 102	相談支援専門員	旅人の木 ☎475-7350 FAX475-9670

● 市民相談室 津田沼5-12-12 サンロード津田沼6階

※ 祝日・休日等により、相談日の変更や休止する場合がありますので、事前にご確認の上、ご利用ください。

次ページに続く

相談名	相談内容	相談日	時間	場所	相談員	予約・問い合わせ
障がいのある人の就労相談	就労を希望する障がいのある人やその家族からの就労に伴う悩み等に関する相談	毎月第2・4木曜日	①午前9時～正午	市民相談室	就労支援ワーカー	障害者就労・生活支援センターあかね園 ☎452-2718 (要予約)
ひきこもり支援ステーション事業	ひきこもりに関する相談(概ね6カ月以上にわたり、家庭内にとどまっている15～64歳の人)	月～金曜日	①午前8時30分～午後5時15分	障がい福祉課	コーディネーター ケースワーカー	障がい福祉課 ☎453-9206 (要予約)

●市民相談室 津田沼5-12-12 サンロード津田沼6階  
※祝日・休日等により、相談日の変更や休止する場合がありますので、事前にご確認の上、ご利用ください。

## 葬祭事業

問 庁舎1階 社会福祉課 ☎453-7375

火葬申し込み	【しおかぜホール茜浜・馬込斎場(船橋市馬込町)を使用する場合】 ・火葬許可証(市民課発行) ・届出人の印鑑 ※直接、火葬場へ申し込んでください。	しおかぜホール茜浜 ☎409-9270 馬込斎場 ☎438-1151
--------	--	---

〈広告〉

習志野市民の皆様へ

### 公営式場:「しおかぜホール茜浜」

習志野市、八千代市、船橋市、鎌ヶ谷市が共同で運営する公営斎場がご利用できます。葬儀式場と火葬場が同じ敷地内にあり移動することなく、また低料金でお葬式が執り行えます。自社ホール「こもれびホール」でのお葬式も承ります。

家族葬 一般葬 直葬 葬儀の事ならどんな事でもご相談下さい。

**区民葬祭(株)** 24時間365日受付 ☎0120-544-930

〔本社〕千葉市若葉区金親町206 TEL043-237-9990

〔こもれびホール〕千葉市花見川区横橋町1626-2

〔しおかぜホール茜浜〕習志野市茜浜 3-7-6

※しおかぜホール茜浜登録葬祭事業者・馬込斎場登録葬祭事業者



施工例

〔ご葬儀一式〕28万円より  
(税込308,000円より)  
〔直葬〕14.8万円より  
(税込162,800円より)

「とわの会」会員受付中  
入会金1万円 ※月々の掛け金0円

### 葬儀・法事

お困りの方、相談に応じます。

## 浄土宗 輝照寺

住職: 吉川 輝昌  
(民生委員児童委員  
保護司)

<http://kishouji.jp/>

習志野市鷺沼 1丁目 2-6

☎047-489-1592

心に残る葬儀を  
真心こめて…

### 安心価格の (有)習志野葬祭

【公営斎場】

しおかぜホール茜浜、馬込斎場  
家族葬・市民葬・一般葬・団体葬

TEL 047-473-0228

FAX 047-473-0333

習志野市屋敷5-3-25

URL <https://narashino-sousai.co.jp>

### 習志野市海浜霊園

大野屋がお手伝いします。

申込相談

墓石無料見積

墓じまい(引越し)

お墓の補修工事

お気軽にご連絡  
ください。



MAO ナメモリアルアートの大野屋

☎0120-02-8888

大野屋テレホンセンター 年中無休(9時～17時)





# まちづくりへの参画



## 選挙

問 庁舎2階 選挙管理委員会 ☎453-9215

### 一票が決めるあなたの暮らし

私たちは、家族や地域、学校や職場など、さまざまな場でくらしています。私たちの生活や社会をよくするためには、私たちの意見を反映させてくれる代表者が必要であり、その代表者を決めるのが「選挙」です。選挙を通して私たちの代表者を選び、その代表者によって政治が行われます。つまり、選挙は、私たちが政治に参加し、主権者としてその意思を政治に反映させることのできる最も重要かつ基本的な機会です。

### 日頃から心掛けようきれいな選挙

選挙の有無に関わらず、政治家(候補者、候補者になろうとする者、現に公職にある者)が選挙区内の人に寄附を行うことは、特定の場合を除いて一切禁止されています。私たちが求めても、受け取ってもいけません。冠婚葬祭における贈答なども寄附になるので、注意してください。

### ▶選挙権

満18歳以上の日本国民であること。また、実際に投票するには選挙人名簿に登録されていなければなりません。

### ▶選挙人名簿

選挙人名簿は、選挙管理委員会が住民基本台帳を基に作成します。名簿への登録には次の3種類がありますが、いずれも市の区域内に住所を持つ、満18歳以上の日本国民で、引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている人を登録します。なお、転出した場合は転出後4カ月が経過すると名簿から抹消されます。

#### ①定時登録

3月1日・6月1日・9月1日・12月1日を基準日として、登録要件を満たす人を新たに登録します。

#### ②選挙時登録

選挙を行うとき選挙管理委員会が定めるところにより登録します。

#### ③補正登録

①、②の際に登録される資格を有しながら、登録されなかった人は随時登録されます。

### ▶被選挙権

日本国民であること。また、衆議院議員、市区町村長は満25歳以上、参議院議員、都道府県知事は満30歳以上の人でなければなりません。また、都道府県議会議員、市区町村議会議員は満25歳以上で、これらの選挙権を持っている人でなければなりません。

### ▶投票制度

#### ①期日前投票

投票日に仕事や旅行、レジャー、冠婚葬祭等の用務があるなど、一定の事由に該当すると見込まれる人のために、選挙期日(投票日)の公示(告示)日の翌日から選挙期日の前日までの間に期日前投票ができます。なお、期日前投票をする日に満18歳になっていない人は、期日前投票はできません(不在者投票を行うことができます)。

#### ②不在者投票

投票日に名簿登録地以外の市区町村に滞在していたり不在者投票のできる施設(病院、施設等)に入所等している人などは、不在者投票をすることができます。また、身体に一定以上の障がいがある人や介護保険の被保険者証の要介護状態区分が「要介護5」の選挙人は、郵送により投票を行うことができます。

手続きには「郵便等投票証明書」が必要となります。詳しくは、選挙管理委員会にお問い合わせください。

#### ③在外投票

国外にいても、国政選挙に参加することができます。出国前に選挙管理委員会に申請していただくか、地域を管轄している在外公館(大使館や総領事館)へ行き、申請してください。名簿に登録されると、投票時に必要な「在外選挙人証」が、所定の市区町村選挙管理委員会から在外公館を通じて交付され、以後の国政選挙から投票できるようになります。

詳しくは選挙管理委員会または在外公館までお問い合わせください。

### ▶開票

投票が終わると、投票箱は開票所に集められ、開票管理者(選挙長)は開票(選挙)立会人の立会いのもとに開票します。開票は選挙人の参観が認められています。

**▶ 議会とは**

議会は住民の立場から執行機関を監視し、行政の適正執行を確保すること、また、住民のための各種サービスについて提言し推進する機関です。

**▶ 議員定数と任期**

定数条例により30人と定めています。任期は4年です。

**▶ 議会の権限**

市議会には市民の代表として十分な活動ができるように、法律や条例に基づき多くの権限が与えられています。

**▶ 定例会と臨時会**

定例会は毎年4回で、慣例として3・6・9・12月に開かれます。臨時会は必要に応じて開かれるもので、回数に制限はありません。

**▶ 議会の招集**

招集の権限は市長にあります。議会開会日7日前までに告示することになっています。

**▶ 常任委員会**

議会としての決定は全て本会議で行われますが、市の行政は複雑多岐にわたっています。そこで、案件を専門的に詳細に審査するため委員会制度が設けられています。市議会には総務、都市環境、協働経済、文教福祉の4常任委員会があります。

**▶ 特別委員会**

特別に審査を必要とする場合、その案件の審議が終了するまで設置されるものです。予算と決算の審査は予算特別委員会、決算特別委員会を設置することが慣例となっています。

**▶ 請願・陳情**

住民の意見要望を市政に反映させるための制度で、どなたでも市議会に請願することができます。請願は、請願書に議員1人以上の紹介をつけ、議会事務局に提出してください。なお、陳情についてもその内容が請願に適合するものは請願の例により議会で審議されます。詳しくは、議会事務局へお問い合わせください。

**▶ 傍聴**

本会議および委員会は傍聴することができます。

**▶ 議会中継**

本会議のインターネット中継を行っています。

※生中継と録画中継(3日後公開)

※スマートフォン・タブレット端末からも視聴可能  
(市ホームページ→市議会→議会中継)

 **情報公開制度・個人情報保護制度**

「情報公開制度」は、市が保有する公文書を皆さんの請求に応じて公開する制度です。公開請求をしようとする人は、公文書公開請求書に必要事項を記入し、情報政策課に提出してください。

「個人情報保護制度」は、市が保有している皆さんの個人情報について、開示・訂正・利用停止などを請求できる制度です。なお、請求する際は、本人確認が必要です。

**▶ 情報公開コーナー(庁舎GF)**

市が発行した刊行物や資料などが閲覧できます。

**▶ コピー機(情報公開コーナーに設置)**

A4・A3サイズのコピーができます(白黒1枚10円、カラー1枚50円)



## 男女共同参画、市民活動

**問** 男女共同参画センター(ステップならしの)  
市民協働インフォメーションルーム(協働政策課)

☎453-9307 FAX453-9327  
☎453-9337 FAX453-9327

男女共同参画センター(ステップならしの)は、市民や関係者と協働で男女共同参画社会をつくるための場所です。打ち合わせや情報収集、情報交換の場としてご利用ください。また、保育付きの講演会や講座の開催の他、DV(ドメスティック・バイオレンス)の相談などもお受けしています。

市民協働インフォメーションルームは、市民活動団体の情報収集・市民活動推進の場です。市民活動をしている人やこれから始めようとする人を支援しています。また、市内で活動する市民活動団体の登録も受け付けています。登録団体は、令和5年5月1日時点で52団体です。登録団体の情報は、インターネット上の地域情報ポータルサイトで見ることができます。

**所在地** 津田沼5-12-12 サンロード津田沼5階

**開所時間** 月～土曜日 ①午前9時～午後5時

**休所日** 日曜・祝日、年末年始

### ▶研修室

定員21人の会議室。研修や講座などにご利用ください。利用は団体登録が必要です(予約受付:男女共同参画センター)。

### ▶交流コーナー

少人数での打ち合わせや情報交換の場としてご利用ください。

### ▶図書・情報コーナー

男女共同参画の図書や資料を配架しています。図書の貸し出しも行っていきます。

### ▶コピー機

A3サイズまでのコピーができます(1枚10円)。

### ▶印刷機

安く大量の印刷ができます(1製版または200枚ごとに130円～)。用紙は持参してください。

### ▶パソコン

インターネット、ワード、エクセル、パワーポイント等が利用できます。

### ▶掲示板

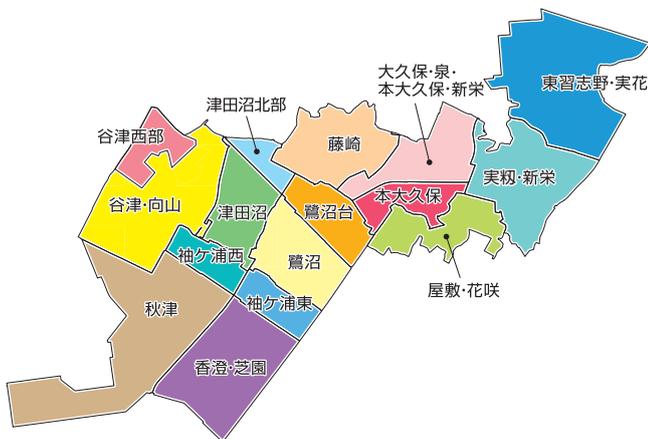
イベントの案内や仲間募集などのPRができます。また、男女共同参画、ボランティア、NPO、市民活動などの情報を掲示しています。



## まちづくり会議

**問** 庁舎4階 協働政策課 ☎453-9301

### ▶各地区まちづくり会議



本市では、市内小学校区を中心とした各地域の実情に合わせ、16の「まちづくり会議」が活動しています。

「まちづくり会議」は「きめ細かい住民本位のまちづくり」を推進するために、町会・自治会の他、地域に関わるさまざまな人と行政と一緒に考え、解決策を討議、実践し、交流を通じ地域の声を行政施策に反映させること、また地域と行政の相互理解を深めることを目的として開催されます。それぞれの地域がその特性を生かしながら住みよいまちの実現に向けてさまざまな活動を行っています。

### ▶まちづくり会議構成員



### ▶まちづくり会議の役割

- 地域の交流の場
- 情報を交換する場
- 地域の話し合いの場
- 役割を決め、実行に移す場
- 地域における意見や要望などを直接市政に反映させる場

### ▶各まちづくり会議の主な活動

- ごみゼロ運動
- 夜間パトロール
- 三世代交流イベントの開催
- 視察研修会
- 広報紙の発行
- 幼稚園、小学校、中学校、公民館と連携したイベントの開催など

まちづくりへの参画

次ページに続く

## ▶まちづくり会議要望が市政に反映されるまで



### 本市独自の制度 ～地域担当制～

「市民本位のまちづくり」を目指して、職員が「広報広聴の担い手」「まちづくりの担い手(まちづくり会議の一員)」として実際に各地域に入り、地域の人と共に地域の活性化を図る本市独自の制度です。昭和43年に設置されてから、今なお色あせることなく続いています。大勢の職員が地域担当職員として配置されていることは、全国的にも珍しいことであり、地域の人と共に働く地域担当職員の業務は、職員にとって実践的な研修の場となっています。



## ボランティア・市民活動グループ

問 社会福祉協議会 習志野市ボランティア・市民活動センター ☎451-7899

ボランティアの相談、紹介、募集、育成などを行っています。  
また、令和5年3月31日時点で、33のボランティアグループが登録し、活動しています。  
お気軽に、ご相談ください。



# 生涯学習・スポーツ・自治振興



## 公民館

### 使用方法

使用日の5日前までに申請書を出してください(申請書は使用月の3カ月前から受付)。

※中央公民館については、プラッツ習志野予約システムから予約。予約システムの使用方法については、中央公民館へお問い合わせください。

### 中央公民館

**開館時間** ①午前9時～午後9時  
(利用予約があれば②午前7時～午後10時)

**休館日** 年末年始(12月29日～1月3日)

### 菊田公民館

**開館時間** ①午前9時～午後9時(利用予約がなければ②午後5時または午後6時閉館)

**休館日** 月曜日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

### その他の公民館

**開館時間** ①午前9時～午後9時

**休館日** 月曜日・年末年始(12月29日～1月3日)

名称	所在地	電話番号
中央公民館	本大久保3-8-19 (プラッツ習志野内)	☎476-3213
菊田公民館	津田沼7-9-20	☎452-7711
実花公民館	東習志野6-7-2	☎477-8899
袖ヶ浦公民館	袖ヶ浦2-5-1	☎451-6776
谷津公民館	谷津4-7-10	☎452-1509
新習志野公民館	秋津3-6-3	☎453-3400

## 図書館

### 貸出

本・雑誌は計10冊、視聴覚資料(DVD・CD)は2点を2週間まで借りられます。

### 休館日

- 月曜日(月曜日が祝日のときは開館し、次の平日に休館)
- 図書整理日
  - ・中央図書館は1月4日①午前9時から午後1時まで(ただし、その日が月曜日のときはその翌日)
  - ・その他の図書館は各月の第1金曜日(ただし、1月は4日、その日が月曜日のときはその翌日。2月はなし。5月は第2金曜日、その日が祝日にあたるときは、その前日。)
- 年末年始(12月29日～1月3日)
- 蔵書点検のための休館

名称	所在地	開館時間
中央図書館	本大久保3-8-19 (プラッツ習志野内) ☎475-3213	①午前9時～午後8時
東習志野図書館	東習志野3-1-20 ☎473-2011	①午前9時～午後5時 (土曜日は②午後7時、祝日は①午後5時)
新習志野図書館 移動図書館きぼう号	秋津3-6-3 ☎453-3399	
谷津図書館	谷津5-16-33 ☎471-2072	

### 移動図書館「きぼう号」

図書館が近くにない人にも気軽に本を読んでいただけるよう、移動図書館「きぼう号」(積載蔵書約2,000冊)が、所定のステーションを2週間に1度巡回して、貸し出しを行っています。

※巡回場所・日時は広報習志野毎月1日号に掲載



## コミュニティセンター

コミュニティ活動の場として、地域の集会、サークル活動、福祉活動、情報交換など幅広く利用できます。

**開館時間** ①午前9時～午後9時

**休館日** 月曜日・祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

※市民プラザ大久保のみ第2・第4火曜日(ただし、その日が祝日にあたるときは、その翌平日)、年末年始(12月29日～1月3日)

名称	所在地	電話番号
谷津コミュニティセンター	谷津5-16-33	☎471-2071
東習志野コミュニティセンター	東習志野3-1-20	☎475-9901
市民プラザ大久保	大久保4-2-11	☎470-8171
実叡コミュニティホール	実叡5-3-20	☎455-6500

※施設使用料などの詳細は各施設へお問い合わせください。



## コミュニティルーム

**問 庁舎2階 社会教育課 ☎453-9382**

学校の余裕教室を地域住民に開放し、地域の人々が自主的に運営します。生涯学習の場・市民交流の活動の場として利用できます。

名称	所在地
秋津小学校コミュニティルーム	秋津3-1-1

## とんぼスペース

問 秋津3-1-1 ☎451-1553

とんぼスペース(旧秋津幼稚園跡地)を、小学校・放課後児童会・放課後子供教室の運営に支障のない範囲で地域住民に貸し出します。地域活動の場や親子の交流の場として利用できます。

**利用方法** 利用団体登録の上、事前に利用申込書を提出してください。

**利用日時** 月～土曜日 ①午前9時～午後5時  
(使用の希望があれば②午前9時～午後7時)

**使用料** 無料

**休業日** 日曜日※、祝日、年末年始など

※日曜日に利用する場合は、前月10日までに利用申込書を提出してください。

●未就学児とその保護者が予約なしで利用できる部屋もあります(月～土曜日 ①午前9時～午後4時)。

●とんぼスペースの利用用途は限られます。詳しくはお問い合わせください。

●自動車やバイクでとんぼスペースに来ることはできません。

## 習志野市民ホール(プラッツ習志野内)

問 本大久保3-8-19 ☎476-3213

座席数324席の交流会、音楽会等幅広く利用できる、音響にこだわったホールです

**使用方法** 使用する月の6カ月前の1日から受付  
(申請書提出および使用料支払い)

**開館時間** ①午前7時～午後10時  
(ただし利用予約がない場合は②午前9時～午後9時)

**休館日** 年末年始(12月29日～1月3日)

## 富士吉田青年の家

問 ☎0555-23-6853 FAX0555-24-2499

集団宿泊訓練で各種の研修・体育・野外活動を行い、青少年の規律・共同・奉仕などの徳性と教養の向上を図る施設です。研修の目的を持った各種団体や家庭教育の一環として家族や個人でも利用できます。



**休館日** 月曜日・祝日(月曜日が祝日の場合は火曜日)、年末年始(12月29日～1月3日)

※休館日に開館する場合がありますのでお問い合わせください。

※詳細はホームページ参照  
〒403-0005 山梨県富士吉田市上吉田4443



### 1. 青年の家使用料(1人1泊)

※食事は自炊または外食・外注可

区分	市内	市外
小・中学生	270円	810円
高校生	450円	900円
青年(25歳以下)	1,140円	2,280円
一般(26歳以上)	1,400円	2,800円

- (1) 寝具用カバー・シーツのクリーニング代1人300円
- (2) 暖房費(冬期に使用した場合は1泊160円)
- (3) 市内の青少年活動の指導者が青少年団体を引率して使用する場合は指導者の使用料は半額
- (4) 市内の65歳以上は半額
- (5) 市内の心身障がい者とその介護者は無料

### 2. 体育館使用料

区分	①午前9時～正午	②午後1時～5時	③午後6時～9時
高校生以下	870円	1,100円	1,330円
一般	1,770円	2,230円	2,660円

※引き続き使用する場合は各合計額

※市外の方は各倍額

市内＝市内に在住・在勤・在学の人

# スポーツ施設

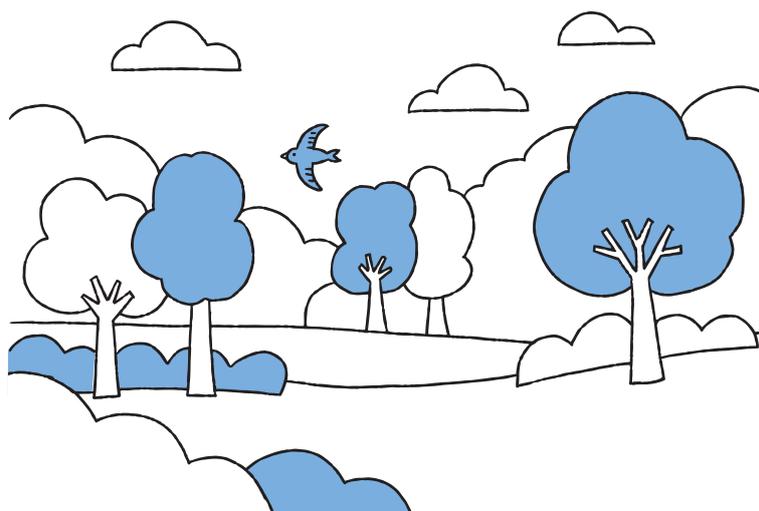
施設名	所在地	概要	使用料	使用時間・申し込み先など
実籾テニスコート	実籾6-29-1	クレーコート6面	有料	①午前9時～午後5時(冬時間あり) 予約システムより <sup>※1</sup> ☎477-9219
中央公園 テニスコート	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志 野内)	ハードコート1面 (夜間照明付き)	有料	①午前9時～午後10時 (利用予約がなければ午後9時まで) プラッツ習志野予約システムより <sup>※2</sup> ☎429-8001
袖ヶ浦 テニスコート	袖ヶ浦5-1-1	砂入り人工芝コート4面	有料	①午前9時～午後5時(冬時間あり) 予約システムより <sup>※1</sup> スポーツ振興協会 ☎452-4380
秋津テニスコート	秋津5-20-2	砂入り人工芝コート6面 (夜間照明付き3面)	有料	①午前9時～午後5時 (冬時間あり、3面は①午後9時まで) 予約システムより <sup>※1</sup> ☎452-6155
第一カッター フィールド (秋津サッカー場)	秋津3-7-3	サッカー(夜間照明付き)	有料	①午前9時～午後9時 予約システムより <sup>※1</sup> (大会などで使用する場合は要相談) 秋津総合運動公園 ☎451-5661
袖ヶ浦 少年サッカー場	袖ヶ浦5-2	少年サッカー等 (夜間照明付き)	無料	①午前9時～午後5時 予約システムより <sup>※1</sup> スポーツ振興協会 ☎452-4380
中央公園野球場	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志 野内)	野球、ソフトボール等	無料	①午前6時～午後6時 プラッツ習志野予約システムより <sup>※2</sup> ☎476-3213
第一カッター球場 (秋津野球場)	秋津3-7-2	野球、ソフトボール等	有料	①午前6時～午後6時 予約システムより <sup>※1</sup> (大会などで使用する場合は要相談) 秋津総合運動公園 ☎451-5661
中央公園パーク ゴルフ場	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志 野内)	パークゴルフコース9ホール	有料	①午前8時30分～午後5時(冬時間あり) ☎429-8001
茜浜パーク ゴルフ場	茜浜3-5-1	パークゴルフコース18ホール	有料	①午前8時30分～午後5時(冬時間あり) ☎453-7666
実籾本郷公園 多目的広場	実籾2-24	ソフトボール、少年野球など	無料	
袖ヶ浦運動公園 多目的広場	袖ヶ浦5-1	ソフトボール、少年野球など	無料	①午前9時～午後5時 公園緑地課 ☎451-1151(代表)
茜浜緑地 多目的広場	茜浜3-5	ソフトボール、少年野球など	無料	
秋津公園 多目的広場	秋津3-7	少年野球、少年サッカー等 (夜間照明付き)	無料 (夜間照 明有料)	①午前6時～午後9時 予約システムより <sup>※1</sup> 秋津総合運動公園 ☎451-5661

次ページに続く

施設名	所在地	概要	使用料	使用時間・申し込み先など
茜浜近隣公園	茜浜1-3	サッカー等 (夜間照明付き)	無料 (夜間照明有料)	①午前6時～午後9時 予約システムより <sup>※1</sup> スポーツ振興協会 ☎452-4380
芝園テニスコート・フットサル場	芝園1-3-2	砂入り人工芝テニスコート4面 フットサルコート(人工芝)3面 (両施設夜間照明付き)	有料	①午前9時～午後9時 予約システムより <sup>※1</sup> ☎451-0280
東部体育館	東習志野 3-4-5	バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン等、トレーニング室・フリークライミングウォール	有料	①午前9時～午後9時 予約システムより <sup>※1</sup> ☎493-7900
中央公園体育館	本大久保 3-8-19 (プラッツ習志野内)	バレーボール、バドミントン、卓球、トレーニング室	有料	①午前7時～午後10時 (利用予約がなければ午前9時～午後9時) プラッツ習志野予約システムより <sup>※2</sup> ☎429-8001
袖ヶ浦体育館	袖ヶ浦5-1-1	バレーボール、バスケットボール、卓球、バドミントン等	有料	①午前9時～午後9時 予約システムより <sup>※1</sup> スポーツ振興協会 ☎452-4380
富士吉田体育館	山梨県 富士吉田市 上吉田4443	バレーボール、バドミントン等	有料	①午前9時～午後9時 富士吉田青年の家 ☎0555-23-6853

※1 スポーツ施設予約システムの利用方法については、スポーツ振興協会(☎452-4380)または上記各施設までお問い合わせください。

※2 プラッツ習志野予約システムの利用方法については、プラッツ習志野ホームページをご覧ください(☎476-3213)までお問い合わせください。





# A GUIDE FOR FOREIGN RESIDENTS



Phone numbers start with the area code "047". Only Japanese for communication.



## Foreign Registration [Resident Registration for Foreign Citizens] (外国人の住民登録)

Under the Basic Resident Register System, if foreign residents move to another city, they must apply to the previous city for moving during moving to the new city of the new residence.

### Note:

The Basic Resident Register System applies only to the "Foreign residents" who are mid-to long-term residents in Japan or "special permanent residents" who have an address in the specific city.

(Persons who's resident status is "Temporary resident" or who have the residency of 3 months or less are exempted.)

### Please note:

- When you apply for moving-out notification to the city office, the city office issues a "Moving-out Certificate". In the case that you move out to another city, you must submit "Moving-out Certificate" and apply for moving-in notification to the new city office within fourteen (14) days after settling in at the new address in the city.
- In the case that you change your address within the same city, you must apply for your new address to the city office.
- In the case that you leave Japan to go abroad, you must apply for moving to the city office.
- When applying for move-in or move-out, either your residence card or special permanent resident certificate (or previous alien registration certificate) is required.
- ※ In the above case, if anew foreign person comes into the family whose householder is a foreign people, both original document and translated document that are written about the relationship with the householder are required (for example a certificate of marriage registration acceptance and others issued by Japanese city office, etc.).



## Daily Life (日常生活)

### ▶ Gas Service (City gas)

**[Narashino City Gas, Water and Sewerage Bureau]**  
Telephone: 475-3321

To sign up for gas service, please contact the Usage Fee Collection Center in advance.

#### In case of gas leaks (gas smell):

Close gas valves immediately and open all windows. Please contact Gas, Water and Sewerage Bureau as soon as possible. Do not turn on fans or lighting switches.

Installing gas leak detectors are highly recommended.

### ▶ Sewerage

**[Narashino City Gas, Water and Sewerage Bureau]**  
Telephone:475-3321

To sign up for sewerage service, please contact Usage Fee Collection Center in advance.

#### In case of clogged troubles:

Please contact Gas,Water and Sewerage Bureau as soon as possible.

### ▶ Waterworks (City water)

**[Narashino City Gas, Water and Sewerage Bureau]**  
Telephone: 475-3321

#### Waterworks zones:

The northern area of JR Sobu Railway Line is supplied by Narashino City Gas, Water and Sewerage Bureau. To sign up for water service, please contact the Usage Fee Collection Center before moving in.

#### In case of water-related troubles:

Please contact Gas, Water and Sewerage Bureau as soon as possible.

### ▶ Waterworks (Prefectural water)

#### Waterworks zones:

The southern area of JR Sobu Railway Line is supplied by Chiba Prefectural Public Enterprises Bureau.

Please contact the Customer Center of the Chiba Prefectural Waterworks Bureau when you want to get and stop a water supply, or need for any further inquiries within the prefectural service area. (Automated phone service : **0570-001-245**. If you cannot access to the number above, or want to speak directly to a contact person, please call **043- 310-0321**.)

Continued on next page

## ▶ Sanitation Services [Clean Promotion Section / Clean Center Operation Section]

Please comply with the rules for separating household garbage and dispose of it when you dispose of household garbage.

Please put the garbage out at the collection point from dawn to 8:00 a.m. on the designated collection day.

Please do not put out any garbage at the night before your collection day to prevent scatter of garbage at your collection point.

When put out household garbage, please be sure to use the city-authorized garbage bags or a transparent /semi-transparent garbage bags of up to 45L.

### ~Types of household garbage~

1. Burnable garbage
2. Non-burnable garbage
3. Recyclable garbage
4. Hazardous garbage
5. Garbage that costs money to dispose.

※Bulky Garbage (Any one of width, height, depth is 50 cm or more and 2 m or less. Or the capacity exceeds 45L.)

We have created a manual, "How to separate and Dispose garbage" that explains garbage separation method in detail. (Japanese, English, Chinese, Korean, Portuguese, Vietnamese and Spanish)

Distribution place Citizen's Affairs Section, ground floor of Narashino City Hall.

### ▶ Garbage Collection Day for each area

District	Burnable Garbage	Non-burnable Garbage	Recyclable Items	Hazardous Garbage
Akitsu	Mon.Wed.Fri.	1st&3rd Sat.	Thu.	2nd Sat.
Izumicho	Tue.Thu.Sat.	1st&3rd Mon.	Fri.	2nd Mon.
Okubo 1 and 2-chome	Tue.Thu.Sat.	1st&3rd Fri.	Mon.	2nd Fri.
Okubo 3 and 4-chome	Tue.Thu.Sat.	1st&3rd Mon.	Wed.	2nd Mon.
Kasumi	Mon.Wed.Fri.	2nd&4th Tue.	Sat.	1st Tue.
Kanadenomori	Mon.Wed.Fri.	1st&3rd Thu.	Tue.	2nd Thu.
Saginuma	Mon.Wed.Fri.	2nd&4th Sat.	Thu.	1st Sat.
Saginumadai	Tue.Thu.Sat.	1st&3rd Fri.	Mon.	2nd Fri.
Shin-Ei	Tue.Thu.Sat.	2nd&4th Mon.	Wed.	1st Mon.
Sodegaura	Mon.Wed.Fri.	1st.&3rd Tue.	Thu.	2nd Tue.
Tsudanuma 1 to 3-chome	Mon.Wed.Fri.	2nd&4th Tue.	Sat.	1st Tue.
Tsudanuma 4 to 7-chome	Mon.Wed.Fri.	1st&3rd Sat.	Thu.	2nd Sat.
Hanasaki	Tue.Thu.Sat.	2nd&4th Wed.	Mon.	1st Wed.
Higashi-Narashino 1 to 3-chome	Tue.Thu.Sat.	2nd&4th Wed.	Fri.	1st Wed.
Higashi-Narashino 4 to 8-chome	Tue.Thu.Sat.	1st&3rd Wed.	Fri.	2nd Wed.
Fujisaki	Mon.Wed.Fri.	2nd&4th Thu.	Sat.	1st Thu.
Mimomi	Tue.Thu.Sat.	2nd&4th Mon.	Wed.	1st Mon.
Mimomi-Hongo	Tue.Thu.Sat.	2nd&4th Mon.	Wed.	1st Mon.
Moto-Okubo	Tue.Thu.Sat.	2nd&4th Fri.	Mon.	1st Fri.
Yashiki	Tue.Thu.Sat.	1st&3rd Mon.	Wed.	2nd Mon.
Yatsu 1 to 4 and 7-chome	Mon.Wed.Fri.	1st&3rd Thu.	Tue.	2nd Thu.
Yatsu 5 and 6-chome	Mon.Wed.Fri.	2nd&4th Sat.	Tue.	1st Sat.
Yatsu-Machi	Mon.Wed.Fri.	2nd&4th Sat.	Tue.	1st Sat.

## ▶ Consumer Affairs Center

Consulting Time: 9:30 a.m. to 4:00 p.m. Monday to Friday, Second Saturday

Telephone Number: **451-6999**

We accept complaints and inquiries about products and services, and also provide information, and help resolve problems related to contracts.

ADDRESS:4th floor, Sun-Road Tsudanuma Building (at Keisei Tsudanuma Station) 5-12-12 Tsudanuma



## Health <健康>

### ▶ Infant Health Consultation

We provide consultation for health and childcare of infants. Please call **453-2967** for your inquiry.

### ▶ Maternal and Child Health Handbook

The city office issues Maternal and Child Health Handbook and separate volumes (pregnant woman/infant health checkup form, newborn hearing test form) to pregnant women after interviewing and consulting individually. We issue them at the Maternal and Child Health Handbook Issuance Section (2nd Floor in the city hall; reservation is required at each Health Station in advance).

In the case that pregnant women and infants (under 4 years old) who have just moved in the city should call in the Maternal and Child Health Handbook Issuance Section.



## Culture <文化>

### ▶ Public Hall (Kominkan)

**(Chuo Public Hall)** Open: 9:00 a.m. – 9:00 p.m.  
(if you have a reservation, 7:00 a.m. – 10:00 p.m.)  
Closed Period: The year-end and New Year holidays (December29-January 3)

**(Kikuta Public Hall)** Open: 9:00 a.m. – 9:00 p.m.  
(If there is not a reservation, it will be closed at 5:00 or 6:00 p.m.)  
Closed Period: Monday, holidays, The year-end and New Year holidays (December29-January 3)

**(Other Halls)** Open: 9:00 a.m. – 9:00 p.m.  
Closed Period: Monday, The year-end and New Year holidays (December29-January 3)

Facility	Address	Telephone
Chuo-Public Hall	3-8-19 Moto-Okubo	476-3213
Kikuta Public Hall	7-9-20 Tsudanuma	452-7711
Mihana Public Hall	6-7-2 Higashi-Narashino	477-8899
Sodegaura Public Hall	2-5-1 Sodegaura	451-6776
Yatsu Public Hall	4-7-10 Yatsu	452-1509
Shin-Narashino Public Hall	3-6-3 Akitsu	453-3400

### ▶ Library

Borrowing: A total of 10 books and magazines and 2 audiovisual materials (DVD, CD) can be borrowed for up to 2 weeks.

Facility	Address-Telephone	Open
Chuo Library	3-8-19 Moto-Okubo 475-3213	9:00a.m.-8:00p.m.
Higashi-Narashino Library	3-1-20 Higashi-Narashino 473-2011	9:00a.m.-5:00p.m. (until 7:00p.m. on Saturdays. until 5:00p.m. on national holiday.)
Shin-Narashino Library	3-6-3 Akitsu 453-3399	
Yatsu Library	5-16-33 Yatsu 471-2072	

Closed period : Mondays (Monday is open and the following weekday is closed when the Monday is a national holiday.)

#### Library Maintenance date

Chuo	January 4th 9:00 a.m. - 1:00 p.m.
Higashi-Narashino	The 1st Friday of every month, except for January 4th and the 2nd Friday in May.
Shin-Narashino	If January 4th is Monday, maintenance day is not Friday. When Friday is a national holiday, the maintenance day is the previous day.
Yatsu	

The year-end and New Year holidays (December29th-January 3rd)  
Closed for library check

Continued on next page

## ▶ Sports Facilities [Lifelong sports Section]

Facility	Address	Facilities	Admission	Open Hours, Application and Inquiries
Akanehama Kinrin Park	1-3 Akanehama	Soccer, etc (lighting facility for night games)	Free (Pay for lighting)	6:00a.m.-9:00p.m. (Reservation system ※1) Narashino-shi Sports Promotion Association <b>452-4380</b>
Sodegaura Athletic Park Multipurpose Area	5-1 Sodegaura	Softball, junior baseball, etc	Free	Park and Greenery Section <b>451-1151</b>
Akanehama Ryokuchi Multipurpose Area	3-5 Akanehama	Softball, junior baseball, etc	Free	Park and Greenery Section <b>451-1151</b>
Mimomi-hongo Park Multipurpose Area	2-24 Mimomi	Softball, junior baseball, etc	Free	Park and Greenery Section <b>451-1151</b>
Chuo Park Multipurpose Area	3-12 Moto-Okubo	Ground golf, etc	Free	Social Education Section <b>451-1151</b>
Chuo Park Baseball Ground	3-8-19 Moto-Okubo	Baseball, softball, etc	Free	6:00a.m.-6:00p.m. (Reservation system) Chuo-Public Hall <b>476-3213</b>
Akitsu Park Multipurpose Area	3-7 Akitsu	Junior baseball, junior soccer, etc (lighting facility for night game)	Free except for night games	6:00a.m.-9:00p.m. Reservation system ※1 Akitsu general athletic playground <b>451-5661</b>
DAI-ICHI CUTTER Stadium (Akitsu Baseball Stadium)	3-7-2 Akitsu	Baseball, Softball, etc	Charge	9:00a.m.-9:00p.m. Reservation system ※1 Akitsu general athletic playground <b>451-5661</b>
DAI-ICHI CUTTER Field (Akitsu Soccer Stadium)	3-7-3 Akitsu	Soccer (lighting facility for night games)	Charge	9:00a.m.-9:00p.m. Reservation system ※1 Akitsu general athletic playground <b>451-5661</b>
Sodegaura Tennis Court	5-1-1 Sodegaura	4 artificial turf courts covered in sand	Charge	9:00a.m.-5:00p.m. Reservation system ※1 Closing period is in winter season. Narashino-shi Sports Promotion Association <b>452-4380</b>
Mimomi Tennis Court	6-29-1 Mimomi	6 clay courts	Charge	9:00a.m.-5:00p.m. Reservation system ※1 Closing period is in winter season. <b>477-9219</b>
Akitsu Tennis Court	5-20-2 Akitsu	6 artificial turf courts covered in sand (3 lighting facilities for night games)	Charge	9:00a.m.-5:00p.m. 3 courts are available until 9:00p.m. Reservation system ※1 Closing period varies according to condition in winter season. <b>452-6155</b>
Chuo Park Tennis Court	3-8-19 Moto-Okubo	One hard court (lighting facilities for night games)	Charge	9:00 a.m.-10:00 p.m. (Reservation System) Chuo Public Hall <b>476-3213</b>
Tobu Gymnasium	3-4-5 Higashi-Narashino	Volleyball, basketball, table tennis, badminton, training room, climbing wall	Charge	9:00a.m.-9:00p.m. Reservation system ※1 <b>493-7900</b>
Sodegaura Gymnasium	5-1-1 Sodegaura	Volleyball, basketball, badminton, table tennis, etc	Charge	9:00a.m.-9:00p.m. Reservation system ※1 Narashino-shi Sports Promotion Association <b>452-4380</b>
Chuo Park Gymnasium	3-8-9 Moto-Okubo	Volleyball, badminton, table tennis, gym, 1 tennis court (lighting facility for night games)	Charge	7:00a.m.-10:00p.m. Chuo-Public Hall <b>476-3213</b>
Fujiyoshida Gymnasium	4443 Kamiyoshida Fujiyoshida City, Yamanashi	Volleyball, badminton, etc	Charge	9:00a.m.-9:00p.m. Fujiyoshida Youth House <b>0555-23-6853</b>
Sodegaura Junior Soccer Ground	5-2 Sodegaura	Junior soccer, etc	Free	9:00a.m.-5:00p.m. Reservation system ※1 Narashino-shi Sports Promotion Association <b>452-4380</b>
Chuo Koen Park Golf Course	3-8-19 Moto-Okubo	9-hole	Charge	8:30a.m.-5:00p.m. Closing time may be difference in winter season. <b>473-8952</b>
Akanehama Park Golf Course	3-5-1 Akanehama	18-hole	Charge	8:30a.m.-5:00p.m. Closing time may be different in winter season. <b>453-7666</b>
Shibazono Tennis Court/ Futsal Ground	1-3-2 Shibazono	4 tennis artificial turf courts covered in sand 3 futsal grounds (artificial turf) (lighting facilities for night games)	Charge	9:00a.m. - 9:00p.m. Reservation system ※1 <b>451-0280</b>

※1 For information on the reservation system of the sports facilities, please check the website of Narashino-city or contact the Sports Promotion Association (TEL: **452-4380**) or each facility.



# Useful Guide 〈ユースフルガイド〉

## <EMERGENCY CALLS IN JAPAN>

### ▶ FIRE DEPARTMENT Call 119

Fire departments not only protect residents from fire, but also respond to emergencies caused by earthquakes, floods or other disasters.

They also provides ambulance services.

When you call the fire department's services, please give your name, address (location), your request (fire engine or ambulance), and your tele- phone number clearly and correctly.

### ▶ Dial 119

Fire department・・・fire fighting and ambulance for serious illness, injury and traffic accident.

#### 1.State your emergency

Example:“Fire! Please come immediately.”

-KAJI DESU. SUGU KITEKUDASAI.

“Someone is seriously ill. Please come immediately.”

-KYUBYOU DESU. SUGU KITEKUDASAI.

“Someone has been injured in a traffic accident. Please come immediately.”

-KOTSU JIKO DE KEGANIN GA IMASU. SUGU KITEKUDASAI.

#### 2.Give the address or location.

Example:“The accident is near XX”

-JIKO NO BASYO WA XX FUKIN DESU.

“The fire is at Okubo, XX-chome, X-XX”

-KAJI WA “OKUBO, XX-CHOME, X-XX” DESU.

#### 3.Give your name.

Example:“My name is XX.”

-WATASHIWA XX DESU.

#### 4.Give your telephone number.

Example:“My telephone number is (XXX) XXXX.”

-DENWA BANGO WA (XX) XXXX.

### ▶ Emergency Medical Treatment at Night and on Holidays

Please call **452-9900** (Japanese only) or visit the Narashino City website about medical agencies on duty at night and on holidays.

	Nights Emergency Clinic	Holidays Emergency Dental Clinic
Consultation hours	Everyday 8:00p.m. - 11:00p.m.	National holidays and December 29 - January 3 9:00a.m. - noon
Medical Service	Internal medicine, Pediatrics	Dental
Address	2nd floor 1-2-1 Saginuma	2nd floor 1-2-1 Saginuma
Telephone	<b>451-4205</b>	<b>451-4100</b>

### <Telephone Counseling for Children's Sudden Illness>

Counseling hours: Everyday 7:00 p.m. - 6:00 a.m. If children become ill suddenly, please contact

“Telephone Counseling for Children's Sudden Illness.” Nurse advise you what you should do immediately, and if it is necessary, the nurse will transfer the call to a pediatrician.

Telephone: #8000 or **043-242-9939** (Japanese only)

The following website provides information of emergency medical care agency in Chiba Prefecture which is useful to see a doctor for sudden illness at night or on holiday.

Chiba Emergency Medical Care Network  
([https:// www.qq.pref.chiba.lg.jp/](https://www.qq.pref.chiba.lg.jp/))

### Narashino International Association (NIA) is inviting you to be a member!

We welcome new members who are interested in international affairs or have a motivation of promoting international exchanges, particularly the persons who are from foreign countries.

If you are interested in joining NIA, please contact NIA office: 6th floor of Sun-Road Building at Keisei Tsudanuma Station.

Phone&FAX : **452-2650**

E-mail: [nia@jcom.zaq.ne.jp](mailto:nia@jcom.zaq.ne.jp)

<http://www.nia08.com/>



# 公共施設等一覧



市外局番 047

## ▶ 市役所関係

名称	所在地	電話
市役所	鷺沼2-1-1	451-1151 (代表)
市役所庁舎分室	津田沼5-12-12 (サンロード津田沼4~6階)	451-1151 (代表)
東部連絡所	実籾5-3-20 (実籾コミュニティホール1階)	472-9234
西部連絡所	秋津3-6-3 (新習志野図書館・公民館内)	452-1933
JR津田沼駅南口連絡所	谷津1-16-1 (モリシア津田沼レストラン棟7階)	403-0343
企業局	藤崎1-1-13	475-3321 (代表)

## ▶ 福祉関係

### ■ 総合福祉センター

名称	所在地	電話
老人福祉センター さくらの家	秋津3-4-1	451-3566
地域福祉センター いずみの家	秋津3-4-1	452-4161
障害福祉サービス事業所 花の美園	秋津3-4-1	451-3921
習志野市社会福祉協議会	秋津3-4-1	452-4161
習志野市ボランティア・ 市民活動センター	秋津3-4-1	451-7899

### ■ 東部保健福祉センター

名称	所在地	電話
高齢者福祉センター芙蓉園	屋敷4-6-6	476-9596
東部デイ・サービスセンター	屋敷4-6-6	493-8021
シルバー人材センター	屋敷4-6-6	493-8011

### ■ 高齢者相談センター(地域包括支援センター)

名称	所在地	電話
谷津高齢者相談センター (地域包括支援センター)	谷津5-16-33 (谷津コミュニティセンター内)	470-3177
秋津高齢者相談センター (地域包括支援センター)	秋津3-4-1 (総合福祉センター内)	408-0030
津田沼・鷺沼 高齢者相談センター (地域包括支援センター)	鷺沼1-2-1 (保健会館内)	408-1600
屋敷高齢者相談センター (地域包括支援センター)	屋敷4-6-6 (東部保健福祉センター内)	409-7798
東習志野 高齢者相談センター (地域包括支援センター)	東習志野2-10-3 (地域交流プラザブレイ メン習志野内)	470-0611

名称	所在地	電話
らいふあっぷ習志野	津田沼5-12-12 (サンロード津田沼6階)	453-2090
養護老人ホーム白鷺園	鷺沼3-6-44	452-2462
白鷺園 デイ・サービスセンター	鷺沼3-6-44	452-2462
海浜霊園	芝園3-1-1	451-5445
鷺沼霊堂	鷺沼3-9-6	451-2152

## ▶ 子ども・教育関係

名称	所在地	電話
習志野市子どもセンター (鷺沼)	鷺沼1-8-24	452-3711
東習志野子ども園 子どもセンター	東習志野3-4-1 (東習志野子ども園内)	477-0840
杉の子子ども園 子どもセンター	本大久保2-3-15 (杉の子子ども園内)	455-5002
袖ヶ浦子ども園 子どもセンター	袖ヶ浦2-5-3 (袖ヶ浦子ども園内)	408-0582
新習志野子ども園 子どもセンター	香澄4-6-1 (新習志野子ども園内)	451-3011
大久保子ども園 子どもセンター	泉町3-2-1 (大久保子ども園内)	478-6690
きらっ子ルームやつ	谷津5-5-3 ステージイト1階	475-5544
ひまわり発達相談センター	秋津3-5-1	451-2922
障害児通所支援事業所 あじさい療育支援センター	秋津3-4-1 (総合福祉センター内)	451-6767

## ▶ こども園

名称	所在地	電話
東習志野子ども園	東習志野3-4-1	477-0115
杉の子子ども園	本大久保2-3-15	472-4255
袖ヶ浦子ども園	袖ヶ浦2-5-3	454-6318
大久保子ども園	泉町3-2-1	472-0015
新習志野子ども園	香澄4-6-1	451-6299
(私立)		
みのりつくし子ども園	藤崎6-6-13	411-5206
ブレイメン 実花子ども園	東習志野6-7-2	477-4141
青葉幼稚園	津田沼3-15-20	473-2747
第一くるみ幼稚園	谷津5-20-5	472-0457
習志野みのり幼稚園	藤崎6-20-22	475-2618

## ▶ 保育所・保育園

名称	所在地	電話
藤崎保育所	藤崎3-2-19	472-9621
谷津保育所	谷津2-20-2	453-3811
大久保第二保育所	大久保2-12-1	476-7474
本大久保第二保育所	本大久保4-5-1	475-0210
菊田第二保育所	津田沼3-11-10	476-5581
秋津保育所	秋津3-8-1	451-8131
谷津南保育所	谷津3-1-13	451-5165
(私立)		
かすみ保育園	香澄4-1-1	408-1170
若松すずみ保育園	東習志野2-13-2	472-3896
明德そでの保育園	鷺沼1-14-16	453-2207
アスクかなでのもり保育園	奏の杜2-1-1 奏の杜フォルテ2F	403-0138
アスクかなでのもり第二保育園	奏の杜1-3-31	471-0250
キッズガーデン 奏の杜園	奏の杜2-19-5	481-8885
谷津みのり保育園	谷津2-5-6	411-9600
そらまめ保育園 かなでの杜	奏の杜3-14-9	455-8366
プレーメン津田沼保育園	津田沼2-9-1	406-4433
菊田みのり保育園	津田沼4-6-6	406-3434
COO本大久保保育園	本大久保4-1-4	493-1602
京進のほいくえん HOPPA津田沼ザ・タワー	谷津1-15-22 津田沼ザ・タワー2階	406-3582
そらまめ保育園 津田沼駅前	谷津7-8-1 アーバンビル3~5階	455-3674
実籾保育園	実籾5-11-21	0120-921-909
クニナ奏の杜保育園	奏の杜3-10-7	406-3490
リトルガーデン インターナショナル 新習志野保育園	茜浜2-2-1 Mr.Max新習志野ショッ ピングセンター内	411-5021
キッズガーデン 津田沼園	谷津2-9-18	481-8288

〈 広告 〉

## 習志野市薬剤師会

身近な「かかりつけ薬局」  
を持ちましょう！

「お薬手帳」を持ちましょう！

在宅服薬支援をいたします。ご相談下さい。  
街のよろず相談所としてご利用下さい。



習志野市薬剤師会  
Narashino Pharmacist Association

<https://narayaku.com/>

習志野市鷺沼1-2-1 保健会館2階

TEL.FAX 047-750-3574



## ▶ 小規模保育施設

名称	所在地	電話
ひまわり保育園2nd	大久保1-20-19 エスタシオ1階	473-7201
ひまわり保育園3rd	本大久保4-12-3-B バルテール習志野	411-8299
サンライズキッズ保育園 津田沼園	津田沼4-11-11 小倉第一ビル1階	050-5807-2211
サンライズキッズ保育園 奏の杜園	奏の杜1-12-13 フローレンス奏の杜1階	050-5807-2213
ひまわり保育園	大久保1-21-14 琴富ビル2階C号室	403-4649
サンライズキッズ保育園 谷津園	谷津6-15-1 グロシア津田沼Ⅱ1階	050-5807-2280
杜の子保育園	奏の杜2-17-10 West奏の杜1階	411-5450
ロゼッタ保育園	秋津5-5-6	451-6887
ポピンズナーサリースクール イオンモール津田沼	津田沼1-23-1 イオンモール津田沼3階	455-6304
みらいつむぎ谷津保育園	谷津5-4-8 ラムサール谷津積産ビル2階	080-7524- 5894
ひまわり保育園Sola	谷津6-16-19 スマートプラン津田沼ツ インビルB棟1階	409-3162

## ▶ 幼稚園

名称	所在地	電話
谷津幼稚園	谷津5-1-17	476-0522
津田沼幼稚園	津田沼4-5-1	453-8677
屋敷幼稚園	屋敷2-1-1	475-9531
藤崎幼稚園	藤崎4-12-1	477-3686
大久保東幼稚園	大久保2-12-1	476-6148
向山幼稚園	谷津2-16-32	451-1919
(私立)		
みもみ幼稚園	実籾3-13-15	473-4724
ホーリネス幼稚園	東習志野6-10-5	475-8217

## ▶ 教育施設

名称	所在地	電話
総合教育センター	東習志野3-4-4	476-1715
学校給食センター	芝園2-5-2	453-2801

## ▶ 小学校

名称	所在地	電話
津田沼小学校	津田沼4-5-2	454-1326
大久保小学校	藤崎6-9-28	474-1346
谷津小学校	谷津5-1-32	477-8282
鷺沼小学校	鷺沼3-1-1	454-1236
実籾小学校	実籾1-25-1	474-1266
大久保東小学校	大久保2-12-1	477-8181
袖ヶ浦西小学校	袖ヶ浦1-1-1	451-2423
東習志野小学校	東習志野3-4-2	477-8484

次ページに続く

名称	所在地	電話
袖ヶ浦東小学校	袖ヶ浦5-11-1	451-2233
屋敷小学校	屋敷2-1-1	476-4679
藤崎小学校	藤崎4-12-1	472-4509
実花小学校	東習志野6-7-2	477-3685
向山小学校	谷津2-16-32	451-1717
秋津小学校	秋津3-1-1	451-8111
香澄小学校	香澄4-6-1	451-6399
谷津南小学校	谷津3-1-36	453-1221

### ▶ 中学校

名称	所在地	電話
第一中学校	奏の杜1-13-1	472-6165
第二中学校	実籾1-44-1	472-5241
第三中学校	袖ヶ浦4-3-1	452-0330
第四中学校	東習志野3-4-3	477-2727
第五中学校	藤崎2-3-16	477-6622
第六中学校	屋敷2-17-7	477-6633
第七中学校	香澄6-1-1	451-8151

### ▶ 高校

名称	所在地	電話
習志野高等学校	東習志野1-2-1	472-2148

### ▶ 県・私立学校

名称	所在地	電話
千葉工業大学	津田沼2-17-1 芝園2-1-1	475-2111 454-9754
日本大学 生産工学部	泉町1-2-1 新栄2-11-1	474-2201 474-2801
県立津田沼高等学校	秋津5-9-1	451-1177
県立実籾高等学校	実籾本郷22-1	479-1144
東邦大学附属東邦高等学校	泉町2-1-37	472-8191
東邦大学附属東邦中学校	泉町2-1-37	472-8191
県立習志野特別支援学校	袖ヶ浦5-11-1	470-7750

### ▶ 社会教育・自治振興施設 他

名称	所在地	電話
中央公民館	本大久保3-8-19 (プラッツ習志野内)	476-3213
菊田公民館	津田沼7-9-20	452-7711
実花公民館	東習志野6-7-2	477-8899
袖ヶ浦公民館	袖ヶ浦2-5-1	451-6776
谷津公民館	谷津4-7-10	452-1509
新習志野公民館	秋津3-6-3	453-3400
中央図書館	本大久保3-8-19 (プラッツ習志野内)	475-3213
東習志野図書館	東習志野3-1-20 (東習志野コミュニティセンター内)	473-2011
新習志野図書館 移動図書館きぼう号	秋津3-6-3	453-3399
谷津図書館	谷津5-16-33 (谷津コミュニティセンター内)	471-2072
青少年センター	鷺沼2-1-1 (市庁舎2階)	452-0919
谷津コミュニティセンター	谷津5-16-33	471-2071
東習志野 コミュニティセンター	東習志野3-1-20	475-9901
市民プラザ大久保	大久保4-2-11	470-8171
実籾コミュニティホール	実籾5-3-20	455-6500
習志野市民ホール	本大久保3-8-19 (プラッツ習志野内)	476-3213

※スポーツ施設の所在地などは→P109-110

### ▶ 市外施設

名称	所在地	電話
鹿野山 少年自然の家	君津市鹿野山常緑平731	0439-37-2197
富士吉田青年の家 富士吉田体育館	山梨県富士吉田市上吉田 4443	0555-23-6853



## ▶ 保健関係

名称	所在地	電話
保健会館	鷺沼1-2-1	
急病診療所	鷺沼1-2-1 (保健会館2階)	451-4205 (診察時間内)
休日急病歯科診療所	鷺沼1-2-1 (保健会館2階)	451-4100 (診察時間内)
谷津ヘルスステーション	谷津5-16-33 (谷津コミュニティセンター内)	479-0066
秋津ヘルスステーション	秋津3-4-1 (総合福祉センター内)	453-2966
津田沼・鷺沼ヘルスステーション	鷺沼2-1-1 (健康支援課内)	453-2967
屋敷ヘルスステーション	屋敷4-6-6 (東部保健福祉センター内)	478-3330
東習志野ヘルスステーション	東習志野2-10-3 (地域交流プラザブレイメン習志野内)	476-1662
県習志野健康福祉センター (習志野保健所)	本大久保5-7-14	475-5151

## ▶ 清掃関係

名称	所在地	電話
芝園清掃工場	芝園3-2-1	451-1793
クリーンセンター業務課	芝園3-2-1	453-5374
リサイクルプラザ	芝園3-2-2	453-0530

## ▶ ガス・水道・下水道関係

名称	所在地	電話
企業局	藤崎1-1-13	475-3321 (代表)
津田沼浄化センター	芝園3-3-1	451-2291

## ▶ 消防関係

名称	所在地	電話
消防本部・中央消防署	鷺沼2-1-43	452-1212
中央消防署谷津奏の杜出張所	奏の杜2-13-1	409-2310
中央消防署秋津出張所	秋津3-7-1	451-1101
東消防署	東習志野2-2-15	472-1498
東消防署藤崎出張所	藤崎6-20-11	473-3441

## ▶ 公園関係

名称	所在地	電話
香澄公園管理事務所	香澄5-16-1	454-1823
谷津バラ園	谷津3-1-14	453-3772
谷津干潟自然観察センター	秋津5-1-1	454-8416

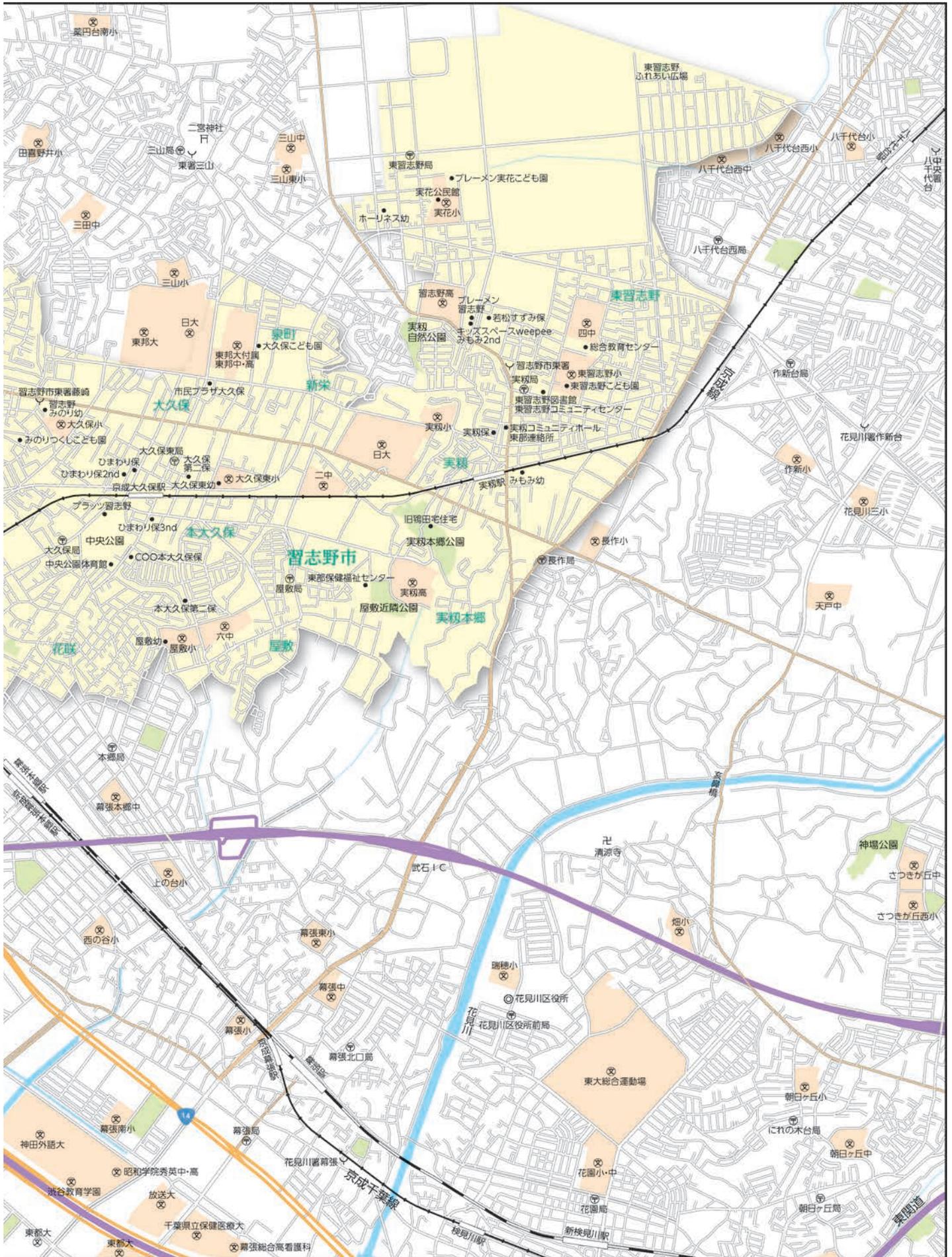
※公園紹介は▶P34-35

## ▶ 警察

名称	所在地	電話
習志野警察署	鷺沼台2-4-1	474-0110
谷津交番	谷津4-6-22	451-2101
津田沼駅前交番	谷津7-8-26	479-3821
袖ヶ浦交番	袖ヶ浦3-5-7	451-2102
京成大久保駅前交番	本大久保5-1-5	479-3820
実籾交番	東習志野2-1-2	477-8998
藤崎交番	藤崎2-19-13	476-6090
京成津田沼駅前交番	津田沼5-12-11	451-9994
秋津交番	秋津3-6-4	452-7200









# コミュニティバス



## ハッピーバス

☆は運賃変更地点、★は別ルート乗り換えバス停

### 京成津田沼駅海浜ルート バス停留所

- ☆京成津田沼駅入口
- ☆京成津田沼駅※
- 2 習志野第一病院前
- 3 習志野市役所
- 4 鷺沼小学校
- 5 鷺沼三丁目
- 6 鷺沼霊堂
- 7 鷺沼一丁目
- 8 明德そでの保育園
- 9 第三中学校
- 10 第七中学校
- 11 香澄近隣公園 (香澄ふれあい公園)
- 12 香澄小学校
- 13 香澄三丁目
- 14 おやま公園
- 15 香澄公園東
- 16 香澄公園中央
- 17 香澄公園西
- 18 中央消防署秋津出張所
- 19 総合福祉センター
- 20 団地中央
- 21 ケアセンター習志野
- 22 秋津運動公園入口
- 23 千葉工業大学入口
- 24 新習志野駅
- 25 海浜公園

※☆は海浜公園方面行のみの停留所です。

### 京成津田沼駅内陸ルート バス停留所

- ☆京成津田沼駅※
- ☆京成津田沼駅入口
- 3 津田沼二丁目
- 4 児童遊園入口
- 5 公務員住宅前
- 6 津田沼一丁目
- ☆第五中学校
- ☆企業局西
- 9 企業局北
- 10 掘込貝塚入口
- 11 藤崎交番
- 12 藤崎保育所入口
- 13 藤崎四丁目
- 14 藤崎緑地
- 15 住宅前
- 16 藤崎小学校
- 17 デイサービス津田沼前

### 京成大久保駅ルート バス停留所

- 1 新津田沼駅北口
- 2 イオン津田沼店前
- ☆第五中学校
- ☆企業局西
- 5 企業局南
- 6 鷺沼一丁目
- 7 習志野警察署
- 8 ハミングパーク入口
- 9 鷺沼二丁目
- 10 本大久保一丁目
- ☆三角公園
- 12 大久保一丁目
- 13 京成大久保駅北口
- 14 京成大久保駅南口
- 15 三叉路
- 16 本大久保五丁目
- 17 保健所
- 18 屋敷四丁目
- 19 実籾本郷入口
- 20 実籾高校前
- 21 東部保健福祉センター
- 22 大久保小学校南
- 23 大久保小学校
- 24 済生会習志野病院南
- 25 済生会習志野病院
- 26 東邦大学前
- 27 日大生産工学部
- 28 八幡公園
- 29 大久保東郵便局

平日のみ運行



パソコン・スマートフォン等からハッピーバスの各停留所のバス接近情報などを調べることができます。



コミュニティバス

### 運賃について

- 全ルート後払い
- パスモ・スイカ (ICカード) 利用可能
- 大人 現金160円 (IC157円)
- 子ども 現金80円 (IC79円)
- 全ルート乗車可能な定期券 (ハッピー-PASS) : 1ヵ月5,000円

**販売場所** 京成バス新都心営業所・JR津田沼駅北口バス定期券発売所・ヤマザキショップ習志野市役所店

- 障がい者割引 割引率50%
- 免許返納割引 割引率50%、現金支払いのみ

手続き等、詳細は京成バス株式会社 営業部 (☎047-712-7400) にお問い合わせください。

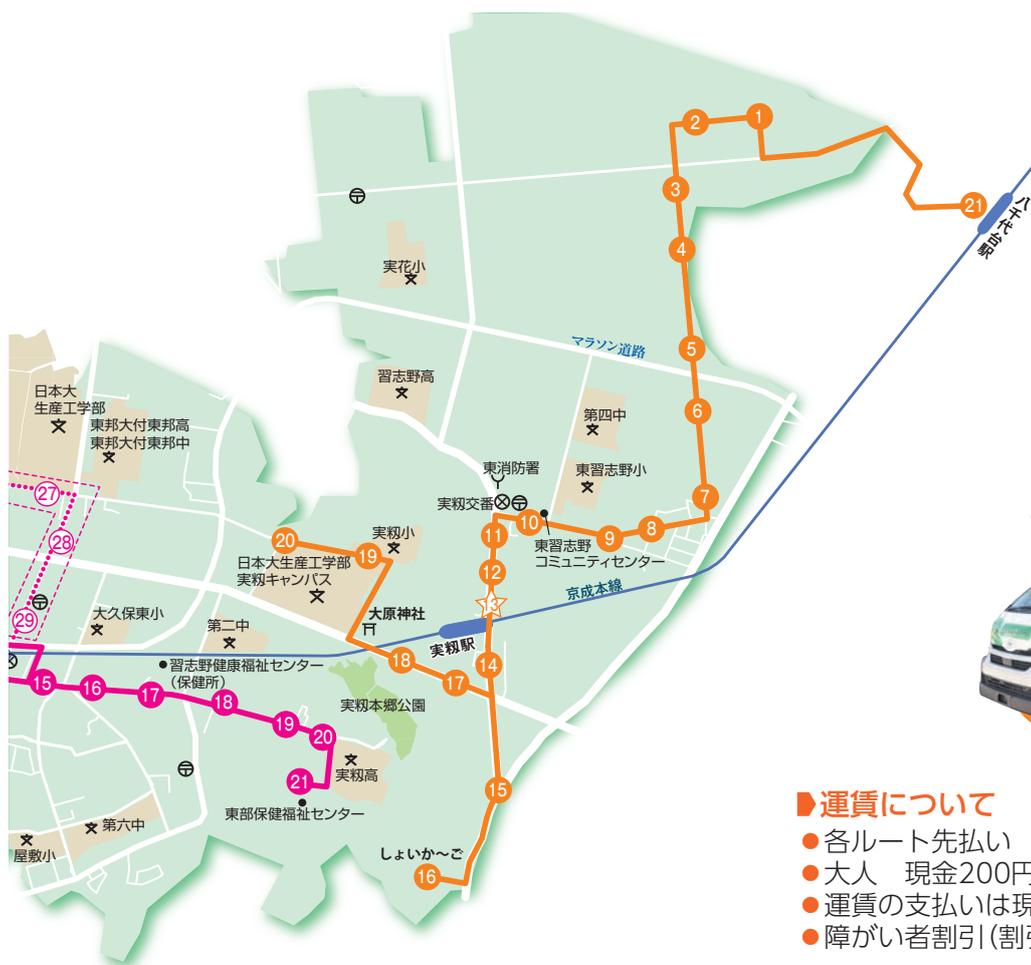
### 乗車方法について

行き先や別ルートへの乗り換えで運賃が変わりますので、乗車時は必ず「ICカードのタッチ」または「整理券を取る」ことを忘れないでください。別ルートに乗り換える場合は、ICカードで乗車した人も「整理券」を取ってください。

### 運行車両について

- 31人乗り (座席14席、立ち席16席、乗務員)
- バリアフリー対応ノンステップ小型バス
- 車いす利用可

ハッピーバスの運行について  
京成バス株式会社 新都心営業所 ☎453-1581



▶運賃について

- 各ルート先払い
- 大人 現金200円 子ども 現金100円
- 運賃の支払いは現金のみ
- 障がい者割引(割引率50%)

▶運行車両について

- 13人乗り(座席12席、乗務員)
- ワンボックス車両
- 車いす・ベビーカー・シルバーカー等をご利用の場合、折りたたんで持ち込み可能

ナラシド♪バスの運行について  
京成タクシー習志野株式会社 ☎467-0001

問 庁舎4階 都市政策課 ☎453-1548

- コミュニティバスの時刻表は、市役所、公民館、バス車内で配布する他、市ホームページに掲載しています。

コミュニティバス

## ナラシド♪バス

### 偕生園ルート バス停留所

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 21 八千代台駅    | 10 東習志野図書館  |
| 1 東習志野八丁目東  | 11 実籾交番前    |
| 2 東習志野八丁目中央 | 12 千葉銀行前    |
| 3 東習志野八丁目南  | ☆実籾駅(乗継停留所) |
| 4 実花緑地      | 14 ほたる野商店会  |
| 5 東習志野五丁目北  | 17 実籾二丁目    |
| 6 東習志野五丁目中央 | 18 実籾本郷公園入口 |
| 7 東習志野五丁目南  | 19 日大実籾     |
| 8 東習志野四丁目   | 20 偕生園      |
| 9 第四中学校     |             |

### しよいか〜ごルート バス停留所

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 21 八千代台駅    | 10 東習志野図書館  |
| 1 東習志野八丁目東  | 11 実籾交番前    |
| 2 東習志野八丁目中央 | 12 千葉銀行前    |
| 3 東習志野八丁目南  | ☆実籾駅(乗継停留所) |
| 4 実花緑地      | 14 ほたる野商店会  |
| 5 東習志野五丁目北  | 15 信徳寺入口    |
| 6 東習志野五丁目中央 | 16 しよいか〜ご   |
| 7 東習志野五丁目南  |             |
| 8 東習志野四丁目   |             |
| 9 第四中学校     |             |